

事務事業の概要と現況

— 令和2年5月 —

まちづくり部
土木部

目 次

< ま ち づ ぐ り 部 >

| | |
|------------------|-----|
| まちづくり部組織図 | 1頁 |
| まちづくり部職員配置状況 | 2頁 |
| 分 掌 事 務 | 3頁 |
| 都 市 計 画 課 | 8頁 |
| まちづくり推進課 | 17頁 |
| 副参事(防災まちづくり事業担当) | 30頁 |
| 住 宅 課 | 34頁 |
| 建 築 課 | 41頁 |

十条・王子まちづくり推進担当部

| | |
|-----------------|-----|
| 十条まちづくり担当課長 | 50頁 |
| 副参事(連続立体交差事業担当) | 58頁 |
| 王子まちづくり担当課長 | 62頁 |

< 土 木 部 >

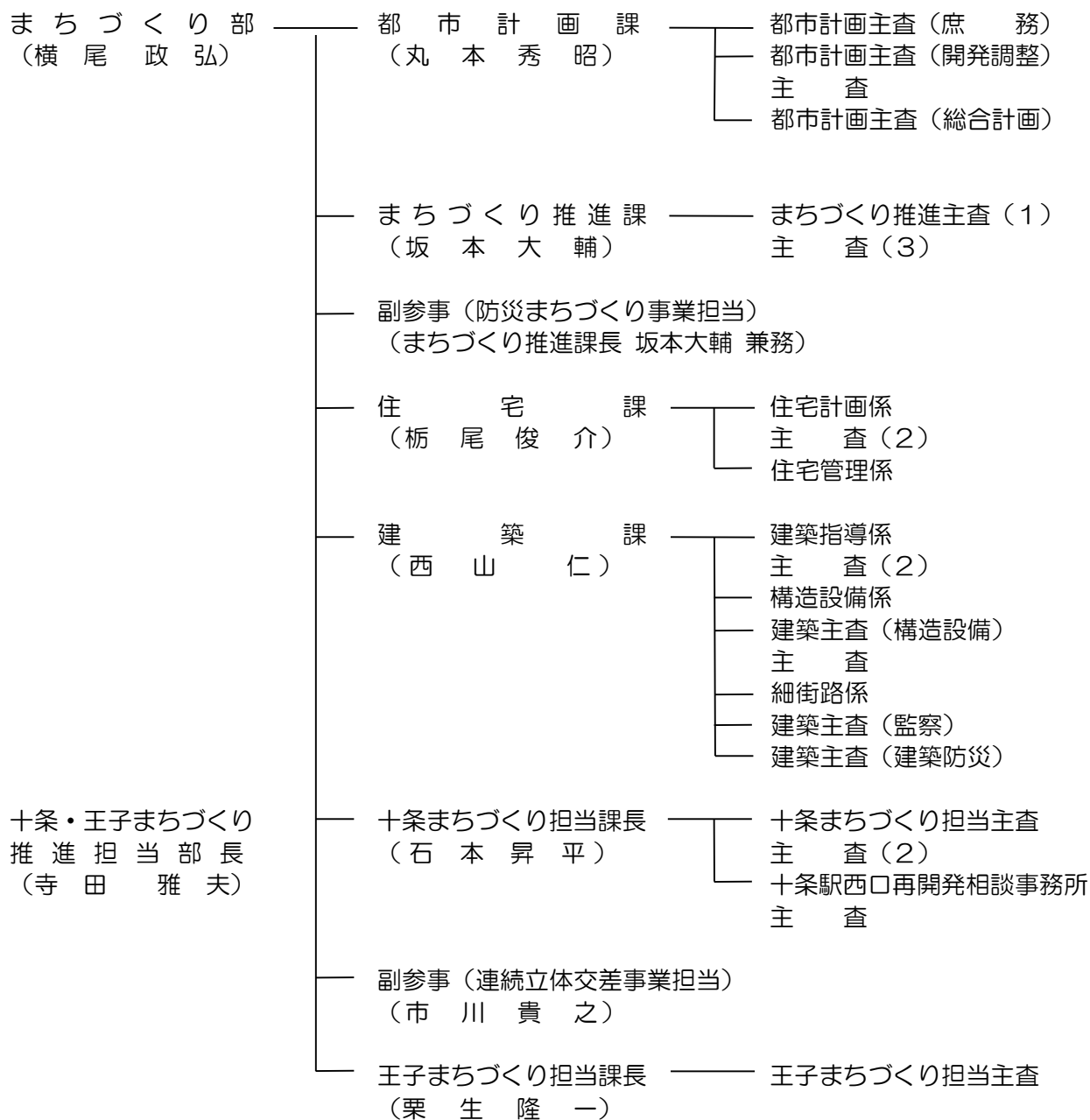
| | |
|-----------------|-----|
| 土木部組織図 | 63頁 |
| 土木部職員配置状況 | 64頁 |
| 分 掌 事 務 | 65頁 |
| 土 木 政 策 課 | 68頁 |
| 副 参 事 (用 地 担 当) | 70頁 |
| 施 設 管 理 課 | 71頁 |
| 道 路 公 園 課 | 81頁 |

※注釈 各事業名における金額は、令和2年度予算額となります。

まちづくり部

まちづくり部組織図

令和2年4月1日



まちづくり部職員配置状況

令和2年4月1日現在

| 課名 | 係名等 | 部長 | 課長 | 係長 /主査 | 係員 | 再任用 | 会計年度 任用職員 | 計 | 備考 |
|----------------------|-------------------|----|----------|-----------|----|-----|--------------|----|---------------------------|
| 都市計画課 | 都市計画主査 (庶務) | 1 | 1 | 1 | 3 | | | 6 | |
| | 都市計画主査 (開発調整) | | | 2 | 3 | | | 5 | |
| | 都市計画主査 (総合計画) | | | 1 | 2 | | | 3 | |
| | 計 | 1 | 1 | 4 | 8 | | | 14 | |
| まちづくり 推進課 | まちづくり 推進主査 | | 1 | 4 | 5 | | | 10 | |
| 副参事 (防災まちづくり事業担当) | | | (※1) (1) | | | | | | (※1) 兼務副参事 (まちづくり推進課長) |
| 住宅課 | 住宅計画係 | | 1 | 3 | 6 | | | 10 | |
| | 住宅管理係 | | | 1 | 5 | | | 6 | 区営住宅受付担当 |
| | 計 | | 1 | 4 | 11 | | | 16 | |
| 建築課 | 建築指導係 | | 1 | 3 | 5 | | 2 | 11 | |
| | 構造設備係 | | | 3 | 4 | | | 7 | |
| | 細街路係 | | | 1 | 6 | | | 7 | |
| | 建築主査 (監察) | | | 1 | 3 | | | 4 | |
| | 建築主査 (建築防災) | | | 1 | 4 | | 1 | 6 | |
| | 計 | | 1 | 9 | 22 | | 3 | 35 | |
| 十条まちづくり 担当課長 | 十条まちづくり 担当主査 | 1 | 1 | 3 | 4 | 1 | | 10 | 十条・王子まちづくり 推進担当部長 |
| | 十条駅西口再開 発相談事務所 | | | 2 | 1 | | | 3 | |
| | 計 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 | | 13 | |
| 副参事 (連続立体交差事業担当) | | | 1 | | | | | 1 | |
| 王子まちづくり 担当課長 | 王子まちづくり 担当主査 | | 1 | 1 | 2 | | | 4 | |
| 合 計 | | 2 | 7 | 27 | 53 | 1 | 3 | 93 | |

分 掌 事 務

まちづくり部

都市計画課

課務担当主査（庶務）

- 1 部の総合窓口に関すること。
- 2 都市計画審議会の庶務に関すること。
- 3 景観づくり審議会の庶務に関すること。
- 4 地価公示図書の閲覧に関すること。
- 5 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- 6 国土利用計画法に基づく届出及び遊休土地の調査に関すること。
- 7 市街地復興に関すること。
- 8 部の庶務に関すること。
- 9 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 10 部内他の課に属しないこと。

課務担当主査（総合計画）

- 1 都市計画に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 2 まちづくりに係る総合的計画及び調整に関すること。
- 3 都市計画マスタープランの実現に向けたまちづくりの推進及び調整に関すること。
- 4 都市計画道路、都市計画公園等の計画及び調整に関すること。
- 5 駐車場及び駐輪場の整備計画に関すること。
- 6 踏切対策（十条地区を除く。）に関すること。

課務担当主査（開発調整）

- 1 都市計画法に基づく地域地区等に関すること。
- 2 都市計画法に基づく開発許可に関すること。
- 3 居住環境整備指導要綱に関すること。
- 4 土地利用現況調査に関すること。
- 5 景観に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 6 公共サインの整備に関すること。

まちづくり推進課

課務担当主査

- 1 まちづくり事業の実施に関する事。
- 2 地区計画に関する事。
- 3 市街地再開発事業に関する事。
- 4 土地区画整理事業に関する事。
- 5 優良建築物等整備事業・都心共同住宅供給事業に関する事。
- 6 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関する事。
- 7 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関する事。
- 8 大規模団地建替え計画等の調整に関する事。
- 9 景観形成地区に関する事。
- 10 都市防災不燃化促進事業に関する事。

課務担当主査

- 1 木密地域不燃化10年プロジェクトに関する事。
- 2 無電柱化チャレンジ事業に関する事。
- 3 防災街区整備事業に関する事。
- 4 都市防災不燃化促進事業の新規事業地区に関する事。

住 宅 課

住宅計画係

- 1 住宅施策の企画立案に関する事。
- 2 住宅マスタープランに関する事。
- 3 区営住宅の供給に関する事。
- 4 高齢者住宅の供給に関する事。
- 5 住まいの改修に係る支援に関する事。
- 6 定住化等の促進に関する事。
- 7 高齢者等の住宅支援事業に関する事。
- 8 居住支援協議会に関する事。
- 9 マンションの適正な管理の促進に関する事。
- 10 マンション建替えの円滑化に関する事。
- 11 課内他の係に属しない事。

課務担当主査（建築調整）

- 1 中高層建築物の建築に起因する紛争の調停に関する事。
- 2 建築紛争調停委員会に関する事。

- 3 建築基準法に基づく公聴会に関する事。
- 4 建築審査会に関する事。
- 5 路上建築物等連絡協議会に関する事。
- 6 集合住宅の建築及び管理の指導に関する事。
- 7 建築物解体工事計画の事前周知に関する事。

課務担当主査（空き家対策・居住支援）

- 1 空家等対策の推進に関する事。
- 2 空家等対策審議会に関する事。

住宅管理係

- 1 区営住宅の管理に関する事。
- 2 高齢者住宅の管理に関する事。
- 3 都営住宅の入居者の公募及び地元割当入居者の決定に関する事。
- 4 住宅管理基金に関する事。

建 築 課

建築指導係

- 1 建築関係の諸証明に関する事。
- 2 建築基準法等に基づく申請書の受理及び確認書等の交付に関する事。
- 3 建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧に関する事。
- 4 建築基準法等に基づく統計及び報告書の作成に関する事。
- 5 指定確認検査機関からの報告書等の受理、照会、受付及び回答に関する事。
- 6 建築物等（構造及び設備を除く。）の審査、指導及び検査に関する事。
- 7 一団地の総合的設計及び連担建築物設計制度の認定に関する事。
- 8 東京都駐車場条例に基づく特例の認定に関する事。
- 9 長期優良住宅建築等計画認定に関する事（構造及び設備審査を除く。）。
- 10 建築物等の実態調査に関する事。
- 11 建築基準法に基づく特例の許可に関する事。
- 12 低炭素建築物等計画認定に関する事（設備を除く。）。
- 13 建築協定に関する事。
- 14 都市計画法に基づく高度地区内における建築物の高さの特例許可に関する事。
- 15 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物（構造及び設備を除く。）の審査、認定及び許可に関する事。
- 16 課内他の係に属しない事。

構造設備係

- 1 建築物等の構造及び設備並びに昇降機の審査、指導及び検査に関する事。
- 2 工事現場の危害防止に関する事。

- 3 危険ながけ、擁壁、落下物、ブロック塀等の査察及び改修指導等に関する事。
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定に関する事。
- 5 長期優良住宅建築等計画認定の構造及び設備審査に関する事。
- 6 低炭素建築物等計画認定の設備審査に関する事。
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の構造及び設備の審査、指導及び検査に関する事。
- 8 特定建築物、防火設備、建築設備及び昇降機の定期報告及び防災指導に関する事。
- 9 木造民間住宅の簡易耐震診断に関する事。
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の審査、認定及び適合性判定に関する事。
- 11 建築物の応急危険度判定に関する事。

細街路係

- 1 道路位置等の指定等に関する事。
- 2 建築基準法第42条に規定する道路（同法第42条第1項第1号及び第2号を除く。）の調査及び判定に関する事。
- 3 私道の廃止及び変更に関する事。
- 4 指定道路図及び指定道路調書に関する事。
- 5 指定道路の種別、位置等の確認及び確定に関する事。
- 6 狭あい道路の拡幅整備に関する事。

課務担当主査（監察）

- 1 違法建築物等の取締りに関する事（他に規定するものを除く。）。
- 2 保安上危険、衛生上有害な建築物等に対する調査、指導、勧告及び命令等に関する事。
- 3 計画通知に係る建築物等に対する必要な措置の要請に関する事。
- 4 雑居ビルに関する安全対策連絡協議会に関する事。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受理及び指導に関する事。

課務担当主査（建築防災）

- 1 耐震改修促進計画に関する事。
- 2 木造民間住宅の耐震化に係る意識の啓発及び知識の普及に関する事。
- 3 木造民間住宅及びマンションの耐震診断、耐震改修等に係る助成に関する事。
- 4 がけ・擁壁改修アドバイザーの派遣及び危険ながけ、擁壁等に係る助成に関する事。
- 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に係る意識の啓発及び知識の普及に関する事。
- 6 緊急輸送道路沿道建築物の耐震に係る助成に関する事。
- 7 ブロック塀耐震アドバイザーの派遣及びブロック塀等の除却等に係る助成に関する事。

十条・王子まちづくり推進担当部

十条まちづくり担当課長

課務担当主査

- 1 十条地区のまちづくりに事業の実施に関する事。
- 2 十条地区の地区計画に関する事。
- 3 十条地区の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関する事。
- 4 十条地区の都市防災不燃化促進事業に関する事。
- 5 十条地区の木密地域不燃化10年プロジェクトに関する事。
- 6 十条地区の防災街区整備事業に関する事。

十条駅西口再開発相談事務所

- 1 十条駅西口地区市街地再開発事業に関する事。

副参事（連続立体交差事業担当）

- 1 十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業の調整に関する事。
- 2 十条地区の東京都施行による都市計画道路事業の調整に関する事。

王子まちづくり担当課長

課務担当主査

- 1 王子駅周辺まちづくりの調査、計画及び調整に関する事。

まちづくり部

都市計画課

1. 都市計画に関する事務

(1) 東京都北区都市計画審議会に関する事務（847千円）

北区都市計画審議会は都市計画行政の円滑な運営を図るため、昭和51年に設置され、区長の諮問に依りて都市計画に関する事及び都市計画について区が提出する意見に関する事などについて審議し答申している。事務局として、審議会の進行、委員の招集及び答申の処理等を行っている。

令和元年度は3回開催した。

第104回（令和元年7月23日）

- ・ 諮問：「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について（上十条一丁目4番地区）」
「東京都市計画防災街区整備事業の決定について（上十条一丁目4番地区防災街区整備事業）」
- ・ 報告事項：「北区都市計画マスタープランの改定」の素案について

第105回（令和元年11月11日）

- ・ 諮問：「東京都市計画防災街区整備事業の変更について（志茂三丁目9番地区防災街区整備事業）」
「新景観百選の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う景観づくり計画の変更について」
「東京都市計画道路の変更について（幹線街路補助線街路第92号）」
- ・ 報告事項：「北区都市計画マスタープランの改定」の案について

第106回（令和2年3月27日）

- ・ 諮問：「東京都市計画道路の変更について（幹線街路補助線街路第92号線）」
「北区都市計画マスタープランの改定について」
- ・ 報告事項：「用途地域等の見直しに関する原案の作成について」
「赤羽一丁目における市街地再開発事業の進捗及び今後の対応について」

(2) 都市計画に関する方針

ア 北区都市計画マスタープラン2020の策定（9,710千円）

北区都市計画マスタープラン2010策定から9年が経過し、社会情勢や関連計画・法令、土地利用等に変化が生じてきた。これらの変化に対応しつつ、着実に計画的なまちづくりを推進するため、「北区都市計画マスタープラン2020」の策定に向けて、平成29年度から4か年で計画内容の改定を行う。

令和元年度は、都市計画マスタープラン専門部会における検討を開始し、ワークショップ等を通じて、「キーワード」を把握していきながら、北区の魅力や改善すべき課題に基づき方針の検討を行い、北区都市計画審議会から改定（案）の答申を得た。

令和2年度は、改定（案）について更に検討を進め、東京都や庁内関係部署と調整・協議を行い、上位計画との整合を図り策定を行う。。

イ 東京都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものとして、都市計画区域ごとに策定するものである。東京都は、平成16年度に東京都市計画区域マスタープランの都市計画決定を行った。また、平成20年度に都市計画区域マスタープランで定める都市の将来像の実現を目指すものとし

て、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るための「都市再開発の方針」、延焼防災機能及び避難機能等が確保された防災街区として整備を図るための「防災街区整備方針」、住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うための「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画変更を行った。

その後、平成21年度に策定した50年先の将来を展望している「東京の都市づくりビジョン（改定）」を踏まえ、平成26年度に都市計画区域マスタープランと上記の3方針の都市計画変更を行った。

平成30年度、東京都では平成29年度に策定した「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえた「東京における土地利用に関する基本方針について」を東京都都市計画審議会から答申された。

令和元度からは、改定に向けた具体的な作業が開始され、令和2年度中に都市計画変更の予定である。

東京都の定める広域的な計画は、北区都市計画マスタープランの上位計画にあたり、個別の都市計画のよりどころとなるものである。北区は、都市計画変更にあたって、原案の作成や計画調整を行っている。

(3) 地域地区（20,661千円）

地域地区は、都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を加えることにより、土地の合理的な利用を図るものである。こうした制限は、計画的な土地利用を推進し、さらに、都市計画の目的を実現していく上で、最も重要な都市計画規制の1つとなっている。

その中でも用途地域等は、市街地環境の悪化を防止するため、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどを規制するもので、区民に最も身近で基本的な制限である。

東京都では、東京の都市づくりビジョンに示している「めざすべき市街地像」を実現するため、従来の概ね8年ごとに行ってきた用途変更等の一斉見直しに代え、原則、地区計画を定めることを条件に適時用途変更等の変更を行うこととなった。これにより、地域のまちづくりに合わせて、迅速かつ効果的な用途地域等の変更が可能となった。

東京都では、平成16年の一斉見直し以降、地形地物の変化などによる、用途地域等の指定状況と現況との不整合、また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び建築基準法の一部の改正による、地区計画における項ずれ等について、関連する都市計画等の変更を一括して決定することとなった。

〔経緯〕

- 平成16年度 東京都における用途地域等の一斉見直し
- 平成21年度 補助83号線周辺南地区地区計画の都市計画決定に伴う変更
(用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区)
- 平成23年度 旧古河庭園周辺の高度地区を変更(35m高度地区)
- 平成24年度 飛鳥山公園周辺の高度地区を変更(40、35m高度地区)
十条駅西口再開発事業の都市計画決定に伴う変更
(用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域、高度利用地区)
- 平成25年度 赤羽台周辺地区地区計画の都市計画決定に伴う変更
(用途地域、容積率)
- 平成26年度 志茂一丁目、二丁目の新たな防火規制区域を追加
- 平成27年度 西ヶ原三丁目、四丁目の新たな防火規制区域を追加
志茂地区地区計画の都市計画決定に伴う変更

(用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域)

赤羽西地区の用途変更に伴う変更

(用途変更、高度地区、防火地域・準防火地域、新たな防火規制区域)

補助81号線沿道地区の高度地区、防火地域・準防火地域の変更

補助83号線周辺北地区地区計画の都市計画決定に伴う変更

(用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域)

平成28年度 十条駅周辺西地区地区計画の都市計画決定に伴う変更

(用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域)

令和元年度 東京都から用途地域等一括変更原案等の作成依頼

(4) 都市施設

ア 道路

都市計画事業については、東京都が都市の骨格を形成する放射線・環状線及び補助線のうち原則として標準幅員が16m以上であって放射線・環状線を補完する複数区にまたがる広域的な路線を施行し、それ以外のものを区が施行する。(平成12年の都市計画法改正により、4車線未満の区道の計画決定は区に権限委譲され、法改正以降、区が計画決定した路線については区施行。)

現在、北区における都市計画路線は46路線、北区が事業を予定している未着手路線は、補助243、245号線の2路線である。計画区域内の建築構造物が将来の道路事業に支障をきたすことのないよう、建築に係る事前相談等があった時点において、区域線の指導(都市計画法第53条関係)をしている。

〔経緯〕

平成12年度 区画街路5号線の都市計画決定

平成13年度 区画街路6号線(赤羽駅東口駅前広場の区域と面積)の都市計画変更

平成15年度 補助85号線の都市計画変更

平成16年3月 東京都と特別区は東京都市計画道路(区部)の第二次事業化計画(平成3年度～15年度)の期間終了に伴い、「区部における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」(平成16年度～27年度)を策定し、優先整備路線を選定した。

優先整備路線の選定

平成24年度 区画街路7号線の都市計画変更

平成28年3月 東京都と特別区及び26市2町は東京都市計画道路(区部や多摩地域)の第三次事業化計画(平成16年度～27年度)の期間終了に伴い、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成28年度～令和7年度)を策定し、優先整備路線や計画内容再検討路線などを選定した。

平成29年11月 東日本旅客鉄道赤羽線付属街路1号線ほか5路線の都市計画決定

令和元年11月 東京都と特別区及び26市2町は、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路を対象とし、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針を策定した。

イ 公園緑地

平成10年、都市計画法施行令改正で区決定の公園面積が4ha未満から10ha未満に変更された。北区内は浮間公園、音無・荒川緑地以外の公園緑地が区の決定権限となった。

平成23年、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「第2次地方分権一括法」という。)の施行に伴い、区決定の都市計

画に係る知事の同意が不要となり協議になること、公園面積が10ha以上の公園緑地でも区が設置するものは、区決定に変更された。これに伴い、音無・荒川緑地の決定権限等について、東京都と協議を進めている。

〔経緯〕

- 平成18年1月 外語大跡地公園の都市計画決定
- 平成18年3月 都区市町は都市計画公園緑地の整備方針を策定
重点公園・緑地の選定、優先整備区域の選定
- 平成23年12月 都区市町は都市計画公園緑地の整備方針（改定）を策定
重点公園・緑地の選定、優先整備区域の選定
- 平成24年度 桐ヶ丘中央公園の都市計画変更
王子三丁目公園の都市計画変更
- 平成25年度 赤羽台のもり公園の都市計画決定
- 平成26年度 稲付公園、袋町公園（赤羽台さくら並木公園、赤羽台四丁目公園へ変更）、
飛鳥山公園の都市計画変更
- 平成28年度 滝野川三丁目公園の都市計画決定
浮間三丁目公園の都市計画変更
- 平成30年度 神谷公園の都市計画変更

ウ その他

都市高速鉄道、河川、下水道等の都市計画決定・変更については、東京都等の決定権者と協議・調整を行っている。

また、都区制度改革に伴う事務移管等により、その他の供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設を除く）が区決定となった。

〔経緯〕

- 平成30年度 北清掃工場における都市計画変更原案の説明会

(5) 都市計画決定・変更等に関する事務

特別区は、防火地域及び準防火地域、高度地区や区域内都市計画道路のうち4車線未満の区道及び10ha未満の公園、緑地等の都市計画決定・変更等を行っていた。平成23年、「第2次地方分権一括法」の制定に伴い、都施行以外については、原則として区の決定権限となった。また、都決定に係わる用途地域についての協議・調整を行っている。

2. 都市計画道路・公園事業に関する事務

(1) 都市計画道路事業

北区内の都市計画道路は46路線、延長約59.34kmであり、令和元年度末の整備状況は完成延長が約35.75km、整備率が60.2%となっている。

現在、事業中の路線は路線の一部を含め20路線、延長10.2kmであり、放射10号線（北本通り）をはじめ、環5-2、補助73、81、83、85、86、87、88、90、92、181号線、区画街路3、7号線、東日本旅客鉄道赤羽線付属街路1～6号線である。

区は事業の施行者及び対象路線の地元住民との連絡調整等の事務を行っている。

〔経緯〕

- 平成13年度 補助73号線（赤羽駅西口～赤羽西2丁目）の事業着手（2月）
- 平成14年度 補助88号線（豊島2丁目～豊島6丁目）の事業着手（5月）
- 平成15年度 東京都と特別区において、「区部における都市計画道路の整備方針」（平成16年度～27年度）策定、都市計画道路の必要性の検証や第三次事業化における優先整

備路線などを選定

| | |
|--------|--|
| 平成16年度 | 補助85号線の事業区域を追加 |
| 平成18年度 | 環状5-1号線、区画街路5号線が事業完了 |
| 平成19年度 | 補助246号線が完了 |
| 平成20年度 | 放射9号線が完成 |
| 平成21年度 | 補助93号線（東田端二丁目地内）の事業着手 補助83号線（中十条一、二、三丁目地内）の事業着手 |
| 平成25年度 | 区画街路3号線の事業着手 |
| 平成26年度 | 補助73号線（上十条二丁目、十条仲原一、二丁目地内）の事業着手 補助81号線（豊島区巣鴨五丁目、駒込六、七丁目、北区西ヶ原三丁目地内）の事業着手 補助83号線（中十条二、三丁目地内）の事業着手 補助85号線（赤羽台一、二、三丁目地内）の事業着手 補助86号線（志茂一丁目、赤羽西一、四、五丁目地内）の事業着手 補助92号線（田端三、五丁目地内）の事業着手 |
| 平成27年度 | 補助86号線（赤羽南一丁目、志茂二丁目地内）の事業着手 補助90号線（堀船三丁目、上中里三丁目地内）の事業着手 |
| 令和元年度 | 補助85号線（上十条一、二、三丁目地内）の事業着手 東日本旅客鉄道赤羽線付属街路1～6号線（上十条一、二、中十条二、三丁目地内）の事業着手 |

（2）都市計画公園事業

北区内の都市計画公園・緑地は令和2年4月1日現在63カ所、面積約284.0haであり、令和元年度末では、約86.5haの整備状況となっている。

現在、事業中の公園は、浮間公園と飛鳥山公園、赤羽台のもり公園、滝野川三丁目公園の4公園である。

3. 北区バリアフリー基本構想の推進（9,604千円）

北区の令和2年4月1日現在の高齢化率は約24.7%であり、国や東京都を大きく上回っており、急速な高齢化が進んでいる。また、身体障害者手帳交付者は1万人を超え、現在も増加傾向にあり、バリアフリー社会の早期の実現が課題となっている。

北区交通バリアフリー全体構想は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づくバリアフリーのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針となるもので、国、東京都、北区、隣接区、道路管理者、交通管理者及び交通事業者等の協力を得て策定した。この全体構想に基づき、東十条駅周辺をはじめ5駅周辺の基本構想を策定し、順次事業を進めている。

このような中、国においては、平成18年6月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法という。）が制定された。さらには平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が一部改正され、バリアフリー化の目標年次が、令和2年末へ変更になった。区では、障害者差別解消法の施行等も踏まえ、新たに「北区バリアフリー基本構想」を策定し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進していく。

また、令和2年度においては、全体構想策定から5年が経過することで、事業進捗状況の中間評価を行う。

〔経緯〕

| | |
|--------|---|
| 平成12年度 | 交通バリアフリー法施行 |
| 平成13年度 | 「北区交通バリアフリー協議会」発足 |
| 平成14年度 | 北区交通バリアフリー全体構想策定 東十条駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定 |
| 平成16年度 | 王子・上中里・田端各駅周辺の交通バリアフリー基本構想策定 |
| 平成18年度 | 板橋駅周辺の交通バリアフリー基本構想策定 「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行 |
| 平成22年度 | 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正 |
| 平成27年度 | 北区バリアフリー基本構想（全体構想）策定 |
| 平成28年度 | 北区バリアフリー基本構想【地区別構想（赤羽地区）】策定 |
| 平成29年度 | 北区バリアフリー基本構想【地区別構想（滝野川地区）】策定 |
| 平成30年度 | 北区バリアフリー基本構想【地区別構想（王子地区）】策定 |
| 令和元年度 | 「東京都北区バリアフリー基本構想推進協議会」発足 |

4. 駐車場整備に関する事務

駐車施設の整備は公共交通機関の整備、道路の整備とともに都市交通問題解決のために重要な施策の一つである。また、駐車施設は地域の商業や経済活動の活性化を図るための施設としてもその重要性を増している。

駐車施設対策は公民の適切な役割分担を踏まえ、総合的かつ計画的に区としての施策を進めていく。

〔経緯〕

| | |
|--------|--|
| 平成15年度 | 「駐車場法」等に基づく路外駐車場設置届の受理事務等を特別区で処理することとなる 東京都・特別区駐車場整備基金廃止 |
| 平成16年度 | 既契約の利子補給事務は引き続き駐車場公社が実施 運用益は、都と区で協議の上、駐車場公社が自動車駐車場対策など、渋滞解消に資する事業を行い、その活用を図っていく |
| 平成17年度 | 既契約の利子補給事務及び運用益による自動車駐車場対策などの事業を（公財）東京都道路整備保全公社が引き続き実施 |
| 平成18年度 | 駐車場法改正により自動二輪車が法対象に追加 |
| 平成24年度 | 第2次地方分権一括法の施行に伴い、路外駐車場設置届等を特別区で処理することとなる |

〔令和元年度の実績〕

| | |
|----------------|----|
| 路外駐車場設置届出 | 0件 |
| 満空情報発信端末設置支援申請 | 0件 |

5. 居住環境整備指導要綱に関する事務

市街地の居住環境の向上を図り秩序ある整備を促進するため、集合住宅等の建設を対象とし、事業者に対し、必要な指導及び協力要請を行う。

〔適用範囲〕

階数3以上かつ住戸数15戸以上の集合住宅又は延べ床面積1,500㎡以上の建築物の建設について適用する。

〔内容〕

一定規模以上の建築物を建設する事業者は、建築基準法で定められた建築確認申請を行う前に、要綱で定める事項について、プランニングの提出及び協議申し出を行う。区は、事業者に対し、公開空地、壁面後退、駐車場の設置などについて必要な指導及び協力要請を行う。

〔令和元年度の実績〕

協議の申し出件数 59件

6. 開発行為の許可に関する事務

500㎡以上の宅地造成などの開発行為を行う場合には、都市計画法により事前に区長の許可が必要になっている。

開発行為の許可申請を受理すると、必要に応じて道路、下水、消防水利等の公共施設管理者と調整及び協議を行い、開発行為の計画内容が関係法令に適合しているか否かを審査し許可をする。許可後、現場検査を行い、適合する場合には検査済証を発行し工事完了の公告を行う。

〔令和元年度の実績〕

開発行為許可の申請件数 3件（新規：2件、変更：1件）

完了検査件数 3件

7. 土地調整事務

(1) 国土利用計画法に関する事務

ア 土地取引の規制

国土利用計画法に基づく土地取引の規制は、地価動向を踏まえ、土地取引の円滑化に資するため、平成10年9月1日からは契約締結後に届出を行う事後届出制となっている。同法の審査対象は、適正かつ合理的な土地利用を図るための利用目的に関する審査である。

区は、土地取引の譲受人から都知事あてに提出される土地売買等の「届出」を受理し、土地利用目的に関する区の意見を添えて東京都に送付する経由事務を行っている。

届出対象面積は、2,000㎡以上

令和元年度届出件数 10件 延面積 42,601.38㎡

イ 遊休土地に関する事務

遊休土地については、東京都より送られてくる利用現況調査表に基づき、遊休土地の要件（2,000㎡以上、2年以上未利用）に該当するかどうか、利用現況調査を行い、結果を報告していた。平成16年度からは「遊休土地実態調査」を休止しており、有効かつ適切な利用を特に促進する必要のある土地があれば報告している。

令和元年度低・未利用地に関する情報提供 0件

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務

この制度は公共利用の目的に必要な土地について、譲渡の「届出」や買い取りの「申出」があったとき、公的機関が優先的に土地所有者と先買いの協議ができるものである。

令和元年度土地有償譲渡届出 4件（面積 7,187.16㎡）

令和元年度土地買取希望申出 4件（面積 2,812.48㎡）

(3) 地価公示価格・基準地価格の周知に関する事務

地価公示法等に基づき、一般の土地の取引価格の指標等として活用されるよう、国土交通省及び東京都からの依頼を受け周知を図っている。

8. 景観づくりの推進に関する事務（17,729千円）

北区は、平成6年に「北区都市景観づくり基本計画」を策定し、「北区都市景観づくり条例」に基づく景観行政を進めてきた。平成27年4月には、景観法に基づく景観行政団体となり、新たに制定した「北区景観づくり条例」を施行するとともに、平成27年9月、「北区景観づくり計画」を策定した。景観法及び条例、計画に則り、総合的な景観づくり施策を展開し、うるおいと快適性のある都市景観の形成を推進していく。

（1）景観届出

景観づくりに大きな影響を与える一定規模以上の建築行為等を行う事業者に対して景観届出を求め、適正な景観づくりの形成を図るため、景観形成基準に基づき必要な助言・指導を行っている。

景観届出

令和元年度届出 110件（事前協議） 108件（景観届出）

（2）北区景観づくり審議会

「北区景観づくり条例」に基づき、北区における景観づくりに関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として平成27年4月に設置した。

令和元年度は2回開催した。

第6回（令和元年10月10日）

- ・報告事項：「中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について」

「新景観百選等の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について」

第7回（令和2年1月27日）

- ・諮問：「中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について」

「新景観百選等の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について」

- ・報告事項：「新景観百選等認定記念イベントの実施報告」など2件

（3）景観まちづくりの推進

区民や事業者の自主的な取り組みによる景観づくりを促進するため、身近にある様々な景観づくりに必要な情報提供等を実施。

ア 景観情報誌の発行

「みんなで作る北区の景観 景観づくりニュース〈第5号〉」を令和元年9月20日に発行し、北区ニュースと共に、北区全戸配布した。

イ 新景観百選等の認定

区民や事業者等の景観づくりへの機運を醸成するとともに、観光資源としての魅力を発信することを目的として、改めて、良好な景観づくりに重要な景観資源を「みんなで作る『北区景観百選2019』」等に認定する。

平成30年6月から10月にかけて景観投票を実施した結果を基に、平成31年3月に開催された北区景観づくり審議会の答申を受け、令和元年7月1日に北区長が「みんなで作る北区景観百選2019」、「北区を代表する景観10選2019」、「子どもが選ぶ景観2019」を認定した。

令和元年10月26日に「みんなで作る北区景観百選2019」ガイドブック・マップを発行した。

ウ 新景観百選等認定記念イベントの実施

新景観百選等の認定を記念し、都電から見た北区の景観見学、講演会、都電おもいで広場の見学をとおして、北区の景観資源の魅力を共有し、景観まちづくりへの機運の醸成を図ることを目的として開催した。

令和元年度 北区景観百選2019決定記念イベント 「まちを走る都電 車窓から見える
北区の景観」

開催日：令和元年10月26日

参加者：37名

(4) 地域公共サイン

区内各駅周辺などから公共施設への正確な誘導を図るため、総合案内板等の公共サイン整備し、維持管理を行う。

ア 公共サインの清掃委託

公共サインの持つ景観的要素や情報伝達機能を維持するため、定期的な清掃委託を実施する。

令和元年度 116基の公共サイン等について月1回の清掃を実施。

イ 総合案内板等の改修工事

経年的な劣化や破損等に伴う補修や案内表示内容等の変更に伴う改修を実施する。

令和元年度 総合案内板1か所、誘導標3か所の改修を実施。

ウ 公共サインのあり方検討

ICT化の進展や多文化共生への取り組みに合わせた、公共サインのあり方について標準的な考え方を検討し、マニュアルを作成する。新設、更新時に反映することにより、一定のルールに基づいたサインを表示し、誰にでも分かりやすい案内の実現を目指す。

平成29年度より区内の公共サインを所管している課を対象とし、公共サイン連絡会を開催している。

平成28年度 区内公共サイン設置状況調査実施

平成29年度 第1回公共サイン連絡会開催

公共サイン設置状況調査について等

平成30年度 第2回公共サイン連絡会開催

国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編（平成27年2月 東京都）について等

令和元年度 第3回公共サイン連絡会開催（文書による）

板橋区、荒川区の公共サインガイドライン比較等

まちづくり推進課

1. 地区計画制度に関する事務

〔目的・内容〕

地区計画制度は、それぞれの地域にふさわしい良好な市街地環境を形成するため、法的に土地利用をコントロールする制度である。地域住民と話し合い、まちづくりルールを都市計画として決定し、良好な市街地を維持・形成するよう建築事業者等を指導していく。

〔実績〕

| 地区名 都市計画決定年月 | 地区計画の目標（概要） | 面積 累計届出件数 (令和元年度件数) |
|---|--|---------------------------|
| 浮間舟渡駅周辺地区 昭和61年1月 | 駅周辺地区にふさわしい市街地の形成と土地の合理的な高度利用を促進し、あわせて周辺公園と調和した良好なまち並みの形成を図る。 | 約3.1ha 44件 (0件) |
| 北赤羽駅浮間口周辺地区 昭和61年3月 | 駅周辺において、住・商・工混在地区にふさわしい土地の合理的な高度利用を促進し、活気のある良好なまち並みをもった市街地の形成を図る。 | 約3.9ha 104件 (0件) |
| 北区環状7号線 (沿道地区計画) 平成元年4月 | 環状七号線沿道の建築物の適切な誘導配置により、背後地への道路交通騒音を防止するとともに、住居系建築物の防音構造化を促進する。 | 約13.3ha 423件 (7件) |
| 田端駅周辺地区 平成元年10月 | 駅周辺地区にふさわしい地域の核として、土地の合理的な高度利用を促進し、活気のある良好な市街地の形成を図る。 | 約1.5ha 5件 (0件) |
| 豊島八丁目地区 (再開発等促進区を定める地区計画) 平成6年4月 | 隅田川沿川に立地した大規模工場の移転跡地を核とし、周辺地区とともに、水辺環境を生かした業務・居住機能の複合した、緑あふれる快適な都市型複合市街地の形成を図る。 | 約4.6ha 4件 (0件) |
| 豊島四丁目地区 (再開発等促進区を定める地区計画) 平成16年12月 | 大規模工場跡地等の有効利用を契機に、豊かな親水空間を実現するとともに、道路・公園等の基盤整備及び商業系生活利便機能や質の高い都市型住居系機能の整備を行い、複合の魅力を高める創造の拠点として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 | 約2.9ha 5件 (2件) |
| 豊島五・六丁目地区 (再開発等促進区を定める地区計画) 平成17年8月 | 都市計画道路の整備に合わせ、大規模工場跡地や低未利用地の転換・更新を図るとともに、道路・公園等の都市基盤施設の再編・整備を行い、土地の合理的かつ健全な有効利用と、周辺地区を含めた市街地の防災性の向上を図る。 | 約2.5ha 3件 (0件) |
| 田端二丁目周辺地区 平成18年3月 | 土地区画整理事業により都市基盤が整備されることに伴い、地域の特性を活かしながら、適正かつ合理的な土地利用の誘導・規制を行い、かつての文士村の面影を残す良好な住環境の住宅地と健全で活力ある商業地の維持・形成を図る。 | 約7.5ha 249件 (1件) |
| 豊島一丁目地区 平成20年6月 | 環境や防災に配慮した適切かつ合理的な土地利用を誘導しつつ、中高層住宅の居住環境の保全を図ることにより、中高層住宅と業務系施設が共存する良好な市街地の形成を図る。 | 約2.9ha 8件 (0件) |
| 桐ヶ丘一・二丁目地区 平成24年12月 | 都営住宅の建替えを適切に誘導して、良質な住宅の供給を行うとともに、道路・公園等の再配置による憩いの拠点に相應しいみどりのネットワークの形成や、災害時の避難や救援の際のネットワークやオープンスペースの充実により、ゆとりある住環境と豊かなみどりのあるまちの形成を図る。 | 約47.3ha 6件 (0件) |

| | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|
| 赤羽台周辺地区 平成 26 年 3 月 | 住宅団地の建替えや学校跡地利活用等を適切に誘導することで、赤羽駅に近接する区域に相応しい土地の有効・高度利用を図り、緑豊かな住環境を継承する良好な都市環境の創出を図る。 | 約 25.9ha 4 件 (1 件) |
| 志茂地区 (防災街区整備地区計画) 平成 27 年 12 月 | 本地区の防災機能を強化し、地区特性に応じた快適で安全な市街地を形成する。 | 約 116.0ha 363 件 (112 件) |
| 西ヶ原地区 平成 29 年 1 月 | 防災公園への安全な避難経路や消防活動のための道路、身近な防災機能や環境形成に資する公園・広場等、公共施設の確実な整備を図るとともに、地域特性にあわせた建築物等の適切な制限を行い、健全な土地利用と建替えの誘導を図り、安全で良好な住環境を形成する。 | 約 30.0ha 7 4 件 (23 件) |

(届出件数には変更届含む)

2. 赤羽駅東口地区まちづくり

〔事業目的〕

赤羽駅東口地区は、戦後の区画整理事業により市街地が整備され、商店街を中心に繁栄してきた。一方で商業地区の分散や建替えが困難な長屋形式の老朽化した店舗・住宅、自転車の違法駐車などの諸課題が生活環境改善や商業停滞の要因と指摘されてきた。

十年以上に及ぶ地域住民主体のまちづくり活動を支援しながら、近年、地元権利者の発意により事業化が検討されている市街地再開発事業を契機に、区内随一の賑わいの拠点である赤羽駅周辺の利便性を最大限に発揮し、駅周辺のまちづくりを推進する。

(1) 赤羽一丁目市街地再開発事業 (77, 200千円)

〔事業内容〕

区内随一の賑わいの拠点である赤羽駅東口地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、一層のぎわい創出と生活利便性の高い住生活環境を整備し、かつ災害に強いまちとするため、都市再開発法に基づき、赤羽一丁目における第一種市街地再開発事業を民間の再開発組合により施行する。

〔第一地区 経過等〕

- 平成 28 年 6 月 「赤羽一丁目第一地区市街地再開発準備組合」設立
- 平成 29 年 12 月 区長進達により、都知事に準備組合設立届を提出
- 平成 30 年 5 月 「赤羽一丁目第二地区市街地再開発準備組合」※設立
- 平成 30 年 6 月 準備組合から区に、事業化に向けた要望書が提出される
- 令和元年 6 月 準備組合から区に早期の都市計画手続き着手の旨の要望書が提出される
- 令和 2 年 1 月 東京都都市整備局主催による局内の再開発事業の協議調整の場である「事業連絡調整会議(連調)」開催
- 令和 2 年 3 月 都市計画決定手続き着手(都市計画法第 16 条縦覧開始)

〔準備組合の施設計画案概要〕

| | |
|------|--------------|
| 容積率 | 800% |
| 延床面積 | 約 31,960㎡ |
| 階数 | 26 階(地下 1 階) |
| 建物高さ | 約 110m |
| 総事業費 | 約 184 億円 |
| 住宅戸数 | 約 300 戸 |

〔都市計画手続きについて〕

赤羽一丁目第一地区の市街地再開発事業について、事業化の前提となる都市計画案の東京都との最終調整を終えたため、令和 2 年 3 月に都市計画手続きに着手した。

(1) 決定する都市計画

- 東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（北区決定）
- 東京都市計画高度利用地区の変更（北区決定）
- 東京都市計画地区計画（北区決定）

(2) 都市計画により生じる権利者等の制限

○施行区域内では市街地再開発事業を実施するにあたって障害となるような行為を防止するため、建築の制限や土地譲渡の届出義務等が生じる。

※区は今後の円滑な事業進捗のため、引き続き権利者には法令で求められている対応に限らず、積極的に情報提供等に努めていく。

3月12日～ 都市計画法第16条に基づく計画案の公告及び縦覧

4月中 都市計画法第19条に基づく東京都協議

5月下旬 都市計画法第17条に基づく計画案の公告及び縦覧

6月（予定） 北区都市計画審議会

7月（予定） 都市計画決定

※第二地区は準備組合への加入率が事業認可の際の法定要件を満たしていないため、区としては「準備組合」の名称を使用した準備組織と受け止めている。

〔令和2年度以降の予定〕

（第一地区準備組合の想定）

令和2年度 都市計画決定、事業計画案の作成

令和3年度 再開発組合設立認可、権利変換計画認可

令和4年度 解体工事着工

令和5～7年度 施設建築工事、竣工（令和8年3月末）

〔第二地区・第三地区について〕

平成30年5月 「赤羽一丁目第二地区市街地再開発準備組合」設立

令和元年10月 「赤羽一丁目第三地区市街地再開発準備組合」設立

※第一地区と比較し、いずれの地区も権利者の合意形成や、事業実施に係わる体制が未整備等の状況から、区としては実質的には準備組合設立のための準備組織と解し、関係権利者の合意形成の促進など、必要な助言等を継続してしていく。

〔赤羽駅東口駅前周辺地区まちづくり庁内検討会について〕

赤羽駅東口周辺のまちづくりの推進と、計画地に隣接する赤羽小学校の教育環境の維持・充実等を実現させる方策等を検討するため、令和元年8月に「赤羽駅東口駅前周辺地区まちづくり庁内検討会（会長：まちづくり部長、副会長：政策経営部長、教育振興部長）」を設置した。

(2) 赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会

〔事業内容〕

本協議会は赤羽駅東口地区（約43ha：赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽南一丁目3番～20番）を対象区域とし、地域に愛着を持ち、住み続けられるまちづくりを目指し、勉強会や情報交換等を行う住民主体の組織であり、区は、協議会の事務局として活動を支援している。

協議会は年4回程度の幹事会を中心にまちづくりの課題等について検討を行うとともに、作業部会（交通関連部会、赤羽小学校部会、東洋大学連携部会）など特定課題の研究を行っている。

平成27年9月には「赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想」をまとめ、将来の赤羽駅東口地区の望ましい姿をまとめた。

最近では地区内で事業化が検討されている市街地再開発事業を契機に、ゾーニング構想の実現に向けた具体的な検討を主な活動内容としている。

〔経緯〕

平成21年10月 赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会設立

平成22年2～3月 ユビキタス光のまちプロジェクト実証実験（東本通り東ブロック、スズラ

- ン通り商店街) ※LED照明にICT通信機能を付加する社会実験ユビキタス特区事業を誘致し実施
- 平成22年度 赤商連、JR東日本による赤羽駅リニューアル計画に関する関係者会議開催
赤羽スズラン通り商店街における商店街活性化事業実施のため、地域商店街活性化法に基づく計画認定に向けて検討を実施
- 平成23年度 24年3月赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会総会を開催。役員の変更と駅前通南ブロック部会と駅前通北ブロック部会を統合し駅前通り南北ブロック部会とし、東口駅前広場とその周辺の諸課題を検討することとした。
- 平成24年度 オアシス アート ラ・ラ・ガーデン 環境整備事業(コミュニティ道路の一方通行化、歩道の拡幅、歩道内駐輪スペースの設置、彫刻の展示等)
- 平成26年度 赤羽駅東口地区のまちづくりゾーニング構想の策定について話し合いがもたれ、27年3月の総会にて構想の中間報告が採択された。
- 平成27年度 27年9月の臨時総会において、「赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想」を正式に採択した。
28年2月の総会において、今後の活動方針として、東洋大学との大学連携によるまちづくりをはじめとして地域課題の解決等の事項を確認。
- 平成28年度 29年2月の総会において、幹事会で承認された作業部会の設置の報告。
- 平成29年度 30年2月の総会において、今後は毎年度の活動方針を定めることとした。
- 平成30年度 31年3月の総会において、駅周辺の市街地再開発事業にあわせた地域の拠点施設の在り方を検討していくとした新年度の活動方針が承認された。
- 令和元年度 今後のまちづくりの在り方についての検討の一環として、幹事会の議論を深めるため、地区内の各町会自治会、商店街、学校PTAを対象に「グループインタビュー」を実施した(計13団体74名参加)。
3月に開催を予定していた総会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期とした。

〔令和2年度予定〕

延期となった総会では、事前に関催した幹事会で承認されている会則改定案や新年度活動方針案を諮る予定である。会則改定案では幹事会の充実、区議会議員の幹事会へのオブザーバー参加が、また、新年度活動方針案では、まちづくり懇談会の開催が新たに盛り込まれている。新型コロナウイルス感染拡大防止の懸念が払しょくされた後、速やかに前記の取扱いについて総会を開催し活動を再開する。

3. 田端地区土地区画整理事業

〔都施行までの経緯〕

- 昭和21年4月 土地区画整理を都市計画決定
- 昭和23年3月 約83haの区域で、田端復興土地区画整理組合(旧組合)を設立
土地区画整理事業を開始
- 昭和33年2月 裁判所の組合設立無効の判決によって組合を解散
- 昭和63年3月 既に事業が進捗していた約41haについて、都が換地処分を実施
都は残り約42haのうち、土地の権利と現況土地利用が著しく異なっている区域を中心とした約7.5haについて、東京都施行の土地区画整理事業の実施を決定

〔都施行決定後の経緯〕

- 平成元年度 都は事業計画素案の説明会を開催し、田端地区事務所を開設
- 平成4年度 区は都の依頼を受け、田端第二公園を都市計画変更し、童橋公園の都市計画決定
- 平成10年2月 都は事業計画(事業施行期間:平成19年6月30日まで)を告示
- 平成11~14年度 区は滝野川第一小学校の減歩充当用地として1,604.82㎡の用地を取得
- 平成17年6月 都は事業計画変更(事業施行期間:平成26年3月31日まで)を告示

- し、換地設計（案）発表
- 平成18年1月 第1回仮換地指定の通知（以降、平成22年10月までに計6回の通知が行われる）
- 平成18年3月 地区計画を都市計画決定
- 平成19年6月 第1回仮換地の引渡し（以降、平成24年8月まで計9回の仮換地引渡しが行われ、全域の仮換地引渡しが完了）
- 平成25年3月 補助92号線道路工事完了、交通解放
- 平成27年10月 換地処分公告
- 平成28年3月 事業計画（清算）変更（事業施行期間 令和4年3月31日まで）
- 平成28年6月 区は都から、区有施設（旧滝野川第一小、田端児童館）の清算金の交付を受ける。
（清算金：3,702,620円）

〔その他〕

- 平成28年9月 地元連合自治会からの防災広場としての活用をとの要望を受ける。
- 平成29年5月 区画整理事業区域内に児童遊園用地を東京都より取得

〔令和2年度予定〕

東京都は令和3年度の事業完了に向け、清算金の徴収・交付を行っていく。

4. 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

〔事業目的〕

赤羽台団地の建替えにあわせ、周辺の道路・公園等の公共施設整備を総合的に行い、都市機能の更新や市街地環境の改善、良質な都市型住宅の供給を進める。

〔経緯〕

- 平成15年度 「赤羽台周辺地区住宅市街地整備総合支援事業」の整備計画について、国土交通大臣が承認
 - 平成16年度 整備計画書の縦覧
 - 平成22年度 社会資本総合整備計画（第一期）の提出
 - 平成23年度 事業評価の実施、社会資本総合整備計画変更の提出
 - 平成25年度 社会資本総合整備計画変更の提出
 - 平成27年度 社会資本総合整備計画（第二期）の提出
 - 平成28年度 東京都事業評価委員会による事業の再々評価の実施
社会資本総合整備計画（第一期）の事後評価の実施
 - 平成29年6月 区議会建設委員会に「赤羽台トンネル付近昇降機設置計画について」を報告
 - 平成31年2月 赤羽台トンネル脇エレベータ供用開始
- 〔令和2年度予定〕
（仮称）赤羽台のもり公園整備工事着手予定

5. 大規模団地建て替え計画等の調整に関する事務

大規模団地の建て替え計画等について、都市計画マスタープランや北区基本計画等との整合を図るため、庁内各課並びに関係機関との調整を行う。

（1）都営桐ヶ丘団地再生計画

東京都は、昭和29年から51年にかけて建設された桐ヶ丘団地（5,020戸）について、平成4年9月に「都営桐ヶ丘団地再生基本計画」、平成7年3月に「都営桐ヶ丘団地再生推進計画」を作成し、同計画に基づき既存住宅の改善事業と建替事業を実施している。

平成24年12月、既決定されている都市計画一団地を廃止し、桐ヶ丘一・二丁目地区地区計画を都市計画決定した。

令和元年度においては、東京都による創出用地Aの利活用等を可能とするための桐ヶ丘の今後のまちづくりについて、第6建替計画で整備することとなっている公共公益施設等の事業化に際しての課題等の整理と合わせて、都区で協議を進めた。

◇建替事業

〔建替戸数〕

| | | |
|----|--------------------|------------------------|
| 前期 | 第1期：平成 8～12年度 | 6棟582戸 |
| | 第2期：平成12～16年度 | 14棟872戸 |
| | 第3期：平成16～20年度 | 9棟611戸（前期合計 29棟2,065戸） |
| 後期 | 第4期：平成20～30年度 | 3棟639戸 |
| | 第5期、第6期：平成24～令和7年度 | 事業中 |

〔事業経過〕

| | |
|---------|------------------------------|
| 平成9年3月～ | 着工 |
| 平成24年2月 | 建替1期～3期までの事業を完了 |
| 平成22年6月 | 都が区議会建設委員会に第4期・5期計画を報告 |
| 平成25年1月 | 第4期・第5期建替事業に係る環境影響評価書を公示 |
| 平成26年3月 | 建替第4期GNO2街区の工事に着手（平成28年度末完成） |
| 平成28年6月 | 都が区議会建設委員会に第6期計画（案）を報告 |
| 平成29年7月 | 建替5期GNO4・05街区の工事に着手 |
| 平成30年9月 | E47号棟の解体工事に着手 |
| 令和元年12月 | 建替5期GW05街区の工事に着手 |
| 令和2年3月 | E47号棟解体完了 |

〔令和2年度予定〕

- ・団地建替え事業については引き続きその進捗について把握するとともに、道路・公園等の公共施設整備については、後年度の事業化に向けた協議を進める。
- ・創出用地Aを中心とした土地利用の事業環境を整えるため、令和3年度の地区計画変更に向け、引き続き東京都と協議調整を進める。
- ・建替5期GNO4・05街区整備完了後入居予定

(2) 赤羽台団地建て替え計画

都市再生機構は平成16年8月から老朽化した赤羽台団地の建替事業を実施し、これまでに、従前居住者の移転用住宅の建替えを終えている。

この間、区はUR都市機構と平成25年6月に「赤羽台地区のまちづくりに関する基本協定」を締結し土地利用や公共施設等の整備方針をまとめるとともに、平成26年3月には「赤羽台周辺地区地区計画」を都市計画決定し、団地周辺地区のまちづくりを推進している。

〔事業経過〕

| | |
|-----------|---|
| 平成13年3月 | 団地建替に伴う環境影響評価調査計画書を都に提出 |
| 平成15年7月 | 環境影響評価書を都に提出 |
| 平成16年1～3月 | 都市公団法31条（現都市機構法14条5項）の規定に基づく団地建替計画協議を実施 |
| 同年8月 | 第1期1ブロックの建物除却及び建築工事に着手【建替事業着工】以降、平成30年9月の第IV期入居をもって、従前居住者用建替事業を終える。 |
| 平成24年12月 | 商業施設（マルエツ他）オープン |
| 平成28年1月 | 赤羽台保育園（新園舎）開園 |
| 平成28年8月 | 通所介護施設（日生デイサービスセンターきずな赤羽台）オープン |
| 平成31年3月 | URに赤羽台西小学校拡張用地としてF街区の一部譲渡を要望（企画課） |
| 令和元年6月 | URがF街区の土地利用について、情報発信施設の整備計画を公表 |
| 令和元年12月 | F街区のスターハウス含む4棟が国の有形文化財に登録される |
| 令和2年3月 | URがF街区賃貸住宅建設計画を公表し、令和2年11月から賃貸住宅658戸等の建設工事に着手する旨が示された。 |

※建替え事業実績（令和2年4月1日現在）

| | |
|----------------|--------|
| 建替え事業前の住宅戸数 | 3,373戸 |
| 建替計画上の整備目標戸数 | 3,400戸 |
| 建替済戸数（第Ⅳ期終了時） | 2,114戸 |
| （参考）今後整備予定の住戸数 | |
| F街区 | 656戸 |
| G街区 | 未定 |

〔令和2年度予定〕

- ・F街区については、URによる情報発信施設が魅力ある施設となるよう協議調整を進める。また、赤羽台西小学校拡張用地の譲受について、引き続き協議調整する。
- ・G街区については、学校跡地との一体利用を含めURとの協議を進めるとともに、あわせて新たなバリアフリーを伴うアクセスルートや自転車駐輪場の効果的な整備手法等について検討を深める。
- ・区による学校跡地利用を含め、F G街区の今後の土地利用を念頭に入れた地区計画の変更を令和3年度の都市計画決定を目指し、関係機関と協議調整を進める。
- ・その他、まちづくり協定で位置付けられている、うつり坂区道、崖線区道の早期整備に向け、必要な協議調整を進める。

(3) 都営王子本町三丁目アパート建替え計画

老朽化した王子本町三丁目アパートの建替えを行う。

〔建設計画〕

第1・2期計画

建替え前 5階建て 12棟（1～12号棟）570戸

建設計画 5～8階建て 8棟（A～H棟）560戸

第3期計画

建替え前 2棟（13～14号棟）

建替計画 1棟

※現時点で15、16号棟の建替計画は提示されていない。

〔保育所の整備〕

地域開発要綱により王子本町保育園の新園舎を整備した（平成26年1月移転済）。

〔事業経過〕

平成22年3月 移転補償説明会（4～12号棟）

平成22年12月 建替第1期の解体工事に着手

平成23年12月 建替第1期の建物基礎解体工事、新築工事着手

平成27年3月 建替第1期工事完了（外構工事含） A～F棟計444戸完成

平成27年度 建替第2期（1～3号棟）の解体工事に着手

平成28年7月 建替第2期 新築工事に着手（G,H棟計116戸）

令和元年11月 建替第2期工事完了。計8棟560戸完成

令和元年12月 旧13号、14号棟居住者がG棟及びH棟へ移転開始

地元町会から要望を受けていた地域開放型集会室について、地域開発要綱における都区協議の中で整備に向けての準備を進めた。

〔令和2年度予定〕

- ・令和2年4月より旧13号、14号棟解体工事に着手予定

(4) 王子本町二丁目等のアパート等建替え計画

老朽化した王子本町二丁目等にある都営住宅を建替えするとともに、建替計画のない跡地については所有者である国に更地後返還する。

〔対象団地〕 都営王子アパート1～7号棟、王子母子アパート及び中十条第1アパート1・2号棟

〔建替え等計画〕

| 旧アパート名 | 計画内容及び現況 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 王子アパート1～5号棟（5棟148戸） | （仮称）王子本町二丁目団地（2棟70戸）として建替え事業中。 |
| 王子アパート6・7号棟、王子母子アパート8号棟（3棟68戸） | 令和2年4月から9月まで解体工事。その後は未定。 |
| 中十条第1アパート1・2号棟（2棟60戸） | 旧住宅解体完了。今後、国に返還する。 |

(5) 都営浮間三丁目アパート建替え計画

老朽化した浮間三丁目アパートの建替えを行うとともに、区立浮間三丁目公園を移設する。

〔建設計画〕

建替え前 5階建て 16棟550戸

建設計画 7～9階建て 8棟547戸（第1期3棟136戸 第2期5棟411戸）

第1期 12～14号棟を解体し3棟建替え

第2期 1～11号棟、16号棟を解体し5棟建替え

〔浮間三丁目公園の移設〕

都営住宅の建替えを契機に、公園施設の更新、公園へのアクセス性を高め、公園の利便性・防災性の機能向上を図るため、計画地内の北東角に移設する。

〔事業経過〕

平成27年8月 建替第1期A棟（7階建て48戸）建築工事に着手

平成28年10月 建替第1期B、C棟（5階、7階建て計88戸）建築工事に着手

平成29年4月 建替第2期計画まとまる

平成29年9月 建替第1期A棟完成

平成29年12月 建替第2期 旧8～10号棟解体工事に着手

平成30年5月 建替第2期 D棟（8階建て、88戸）建築工事に着手

令和元年7月 建替第1期B、C棟完成

令和元年9月 建替第2期 旧3～5号棟解体工事に着手

〔令和2年度予定〕

- ・建替第2期D棟完成、E・F棟建設工事着手、旧1、2、6、7、11、16号棟解体工事着手予定

(6) 都営上十条アパートの撤去

老朽化し現地で建替えが困難な上十条アパートを撤去する。

現居住者の移転先の確保の都合から段階的に撤去を行い、同地は国有地のため東京都から国に返還される。

〔現況〕

5棟166戸

〔撤去（移転）計画〕

第1段階：1、2、5号棟の居住者移転及び同建物解体工事

5号棟用地のみ国に先行返還

第2段階：3、4号棟の居住者移転及び同建物解体工事

1～4号棟用地の国への返還

〔跡地利用〕

区は十条まちづくり用地に活用するため、先行して返還される5号棟用地について、平成30年11月、国に対し取得意向を表す文書を提出した（平成30年11月27日区議会十条まちづくり特別委員会報告）。

〔令和元年度〕 令和元年12月 1、2、5号棟居住者移転開始

〔令和2年度予定〕 令和2年4月より1、2、5号棟解体工事に着手予定

6. 景観形成地区に関する事務

〔事業目的〕

景観法に基づく景観行政として、総合的な景観づくり施策を展開し、うるおいと快適性のある都市景観の形成を推進する。

〔事業内容〕

平成27年9月に策定した「北区景観づくり計画」を踏まえ、良好な景観づくりの取り組みを進め、新たな景観形成重点地区の指定を行う。

平成30年度から2か年計画で「中央公園周辺地区」を景観形成重点地区に指定するための取り組みを進め、令和2年4月に新たに景観形成重点地区に指定した。

| 景観形成重点地区（4地区） | 景観形成方針地区（5地区） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・西が丘地区 ・隅田川沿川地区 ・旧古河庭園周辺地区 ・中央公園周辺地区 (令和2年4月指定) | <ul style="list-style-type: none"> ・飛鳥山公園周辺地区 ・石神井川沿川地区 ・崖線沿線地区 ・都電沿線地区 ・荒川沿川地区 |

7. 優良建築物等整備事業・都心共同住宅供給事業

〔事業目的〕

市街地環境の整備改善及び良質な中高層共同住宅の供給を図ることを目的とする。

〔事業内容〕

2人以上の敷地の共同化により共同住宅を建設したり、老朽マンションを建替えようとしたりする者に対し、区が建設費の一部（事業計画作成費、共同施設整備費、土地整備費）を助成する。

（東京都住宅マスタープランにおいて「重点供給地域」と定められた地域では「都心共同住宅供給事業」を、それ以外の地域では優良建築物等整備事業が適用される）

〔事業実績〕

| 地区名 | 採択年度 | 完成年度 | 戸数 | 事業の別 |
|-----------|-------|-------|----|------------|
| 神谷一丁目地区 | 平成元年 | 平成4年 | 59 | 優良建築物等整備事業 |
| 上十条四丁目地区 | 平成5年 | 平成6年 | 99 | 優良建築物等整備事業 |
| 滝野川六丁目地区 | 平成7年 | 平成9年 | 84 | 優良建築物等整備事業 |
| 王子五丁目地区 | 平成8年 | 平成10年 | 96 | 都心共同住宅供給事業 |
| 王子五丁目第2地区 | 平成11年 | 平成12年 | 30 | 都心共同住宅供給事業 |
| 神谷一丁目第2地区 | 平成12年 | 平成13年 | 19 | 都心共同住宅供給事業 |
| 王子五丁目第3地区 | 平成14年 | 平成15年 | 79 | 都心共同住宅供給事業 |

8. 都市防災不燃化促進事業（114,882千円：十条地区を含む）

〔事業目的〕

大規模な地震に伴い発生する火災等から、区民の生命を保護するための防災都市づくりの一環として、避難地や避難路周辺区域の建築物の不燃化を促進することを目的としている。（不燃化率目標70%）

〔事業内容〕

避難地、延焼遮断帯又は避難路の周辺に不燃化促進区域を指定し、その区域内で一定の基準（2階以上かつ高さ7m以上（地区防災道路志茂地区は各部分の高さが5m以上）等）を満たす耐火建築物等を建築する方に建築費等の一部を助成している。

また、事業の一層の促進と定住化を図るため、三世帯住宅加算・住宅型不燃建築物助成を行っている。

さらに、平成26年度より、一定の基準を満たす建築物の解体除却に係る費用の一部を新たに助成対象としている。

現在、以下の4地区で事業中である。また、補助86号線赤羽南地区の早期事業化に向け、基礎調査や東京都との協議など取り組みを進めている（防災まちづくり事業担当副参事 No.1参照）。

〔事業中〕

| 地区 | 事業面積 | 事業期間 | 助成棟数 (令和元年度分) | 助成棟数(累計) (令和2年3月末現在) | 不燃化率 [耐火率] (令和2年3月末現在) |
|-------------|------------|---------------------------|-------------------|-------------------------|------------------------------|
| 補助86号線志茂地区 | 3.2ha | 平成27年度 (12月)～ 令和7年度 | 4棟 | 8棟 (うち除却助成1棟) | 62.8% [53.0%] |
| 補助86号線赤羽西地区 | 3.7ha | 平成27年度 (12月)～ 令和7年度 | 3棟 | 8棟 | 45.1% [33.2%] |
| 地区防災道路志茂地区 | 18.3 ha | 平成27年度 (12月)～ 令和7年度 | 11棟 (うち除却助成2棟) | 46棟 (うち除却助成11棟) | 61.3% [45.4%] |
| 補助81号線沿道地区 | 0.25 ha | 平成28年度～ 令和7年度 | 0棟 | 1棟 | 54.6% [45.7%] |

〔事業完了〕

| 地区 | 事業面積 | 事業期間 | 助成棟数(累計) | 事業完了時 不燃化率 [耐火率] |
|-------------|--------|-------------------|-----------------|------------------------|
| 小台通り地区 | 3.1ha | 昭和60年度～ 平成6年度 | 45棟 | — [70.4%] |
| 環状7号線地区 | 13.3ha | 平成元年度～ 平成15年度 | 57棟 | — [61.1%] |
| 本郷・区役所前通り地区 | 13.8ha | 平成6年度～ 平成15年度 | 46棟 | — [59.1%] |
| 北本通り地区 | 15.2ha | 平成9年度～ 平成18年度 | 52棟 | — [69.7%] |
| 補助88号線地区 | 6.72ha | 平成16年度～ 平成26年度 | 建築 47棟 除却 2棟 | 71.5% [55.2%] |

*小台通り、環状7号線地区、本郷・区役所前通り地区、北本通り地区は不燃化率未調査
不燃化率…(耐火建築物+準耐火建築物の建築面積×0.8) / 全建物の建築面積×100%
耐火率…耐火建築物の建築面積 / 全建物の建築面積×100%

9. 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(以下 密集事業という) (606,615千円:十条地区を含む)

(1) 西ヶ原地区:地区面積30.0ha

〔事業目的〕

西ヶ原みんなの公園をはじめとした、東京外国語大学跡地への公園、道路整備にあわせ、周辺の密集市街地の防災性向上及び居住環境の改善を図るため、住民との協働により、良好な住環境を整備する。

〔事業内容〕

整備計画に基づき、道路・公園等の公共施設の整備を行う。共同建替などを行う住民等に対し、その費用の一部を助成する。

〔事業実績〕

- 平成14年度 現況調査（調査区域約70ha 西ヶ原三、四丁目及び滝野川一丁目）
平成15年度 整備計画作成（区域面積25.4ha）
平成16年度 事業計画作成（地区面積25.4ha）
国土交通大臣より整備計画の承認・事業計画の同意
平成17年度 西ヶ原まちづくり協議会設立
外大周辺道路用地の取得
平成18年度 仮称：東京外国語大学記念施設用地を取得
平成19年度 東京都建築安全条例による新たな防火規制（新防火規制）を6月1日より実施
平成22年度 西ヶ原みんなの公園開園（防災公園街区整備事業：UR）
平成23年度 西部つどい広場用地の取得
平成25年度 地籍調査に係る用地測量及び求積測量成果の閲覧を実施（西ヶ原三丁目の一部地区）
平成26年度 西部つどい広場整備工事及び開園。
（仮称）滝野川一丁目児童遊園用地の一部を取得。
密集事業の整備計画を変更。西ヶ原三丁目58～64、同四丁目1～6を追加し、約30.0haに拡大。令和2年度まで延長。
平成28年度 平成29年1月27日付けで地区計画の都市計画の決定告示を行った。
道音坂児童遊園用地及び谷戸さんさん児童遊園用地の取得
平成29年度 谷戸さんさん児童遊園拡張部2画地用地取得
平成30年度 道音坂児童遊園整備工事（その1）
谷戸さんさん児童遊園児童遊園整備工事及び開園（平成31年3月）
令和元年度 道音坂児童遊園整備工事（その2）
令和2年度 道音坂児童遊園開園（令和2年4月）

〔令和2年度予定〕

- ・東京都防災都市づくり推進計画の改定に伴い、整備プログラムの改定を実施予定。
- ・住宅市街地総合整備計画改定業務委託
- ・道音坂児童遊園前道路整備工事

(2) 志茂地区：地区面積99.4ha

〔事業目的〕

平成16年度、防災生活圈促進事業の完了にともない、本事業を導入し、継続して地区内の防災性向上及び居住環境の改善を図るため、住民との協働により、道路・公園等の整備を行い、良好な住環境を整備する。

〔事業内容〕

整備計画に基づき、道路・公園等の公共施設の整備を行う。共同建替え等の建て替えを行う住民等に対し、その費用の一部を助成する。

〔事業実績〕

- 平成14年度 現況調査（調査区域約123ha 志茂一～五丁目及び岩淵町）
平成16年度 整備計画作成（区域面積38.2ha）
平成17年度 事業計画作成（地区面積38.2ha）
国土交通大臣より整備計画の承認・事業計画の同意
平成18年度 志茂まちづくり協議会設立
平成19年度 東京都建築安全条例による新たな防火規制（新防火規制）を6月1日より実施
平成20年度 志茂三丁目を整備地区へ編入拡大するため整備計画・事業計画を変更（地区面積62.0ha）

- 旧志茂小学校の体育館を除却し、その跡地に子育て支援施設と併せた防災まちづくりの拠点施設となる集会所・防災備蓄倉庫を建設
- 平成21年度 東京都建築安全条例による新たな防火規制（新防火規制）を7月1日より志茂三丁目に拡大
志茂三丁目小柳川公園用地取得
志茂ゆりの木公園整備工事
- 平成22年度 志茂ゆりの木公園開園
- 平成23年度 共同建替え勉強会開催（志茂三丁目）
志茂五丁目で防災マップを作成
志茂三丁目小柳川公園整備工事
- 平成24年度 志茂三丁目小柳川公園開園
共同建替え勉強会実施（志茂三丁目）
志茂一～四丁目で防災マップを作成
- 平成25年度 志茂一、二丁目を整備地区へ編入拡大するため整備計画を変更（地区面積99.4ha）
志茂一～五丁目を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）志茂地区として申請（地区面積99.4ha）
モデル事業（主要生活道路4号線）として用地折衝委託実施
志茂四わかば児童遊園用地取得および測量・基本設計（ワークショップ4回）
- 平成26年度 不燃化特区事業開始（4月1日指定）
東京都建築安全条例による新たな防火規制（新防火規制）を6月1日より志茂一・二丁目に拡大
道路拡幅予定箇所に用地折衝委託の本格導入
- 平成27年度 防災街区整備地区計画策定（12月17日）
志茂四わかば児童遊園の整備工事
- 平成28年度 志茂四わかば児童遊園開園
共同建替勉強会（志茂3-9）（志茂1-14）
- 平成29年度 無電柱化勉強会の開催（計4回）
志茂三丁目9番地区防災街区整備事業の検討
- 平成30年度 旧志茂地域振興室解体工事
（仮称）志茂二丁目児童遊園基本設計委託（話し合う会2回）
- 令和元年度 （仮称）志茂二丁目児童遊園実施設計委託
- 〔令和2年度予定〕
- ・東京都防災都市づくり推進計画の改定に伴い、整備プログラムの改定を実施予定。
 - ・住宅市街地総合整備計画改定業務委託
 - ・（仮称）志茂二丁目児童遊園整備工事

(3) 岩淵地区 17.3ha

〔事業目的〕

地区内を南北に縦断する都市計画道路「放射10号線」の検討継続を受け、隣接する志茂地区と合わせ、地区内の防災性向上及び居住環境の改善を図るため、住民との協働により、道路・公園等の整備を行い、良好な住環境を整備するための検討を行う。

〔事業内容〕

整備計画に基づき、道路・公園等の公共施設の整備を行うとともに、共同建替え等の建て替えを行う住民等に対し、その費用の一部を助成するための検討を行う。

〔事業実績〕

令和元年度 住宅市街地総合整備事業基礎調査

〔令和2年度予定〕

- ・住宅市街地総合整備計画策定業務委託（志茂と合わせて）

10. 地区防災不燃化促進事業（18,679千円：十条地区を含む）

〔事業目的〕

東京都の「防災都市づくり推進計画」に定められた整備地域における建築物の不燃化を推進するため、防災生活道路周辺に不燃空間を形成するとともに、防災上のネットワークを形成し、地域の防災性向上と区民の安全確保を目的とする。

〔経過〕

平成29年度 「東京都北区地区防災不燃化促進事業」を導入

平成30年度 西ヶ原地区の事業対象路線を拡大
全戸訪問による周知及び相談会の実施

令和元年度 全戸訪問による周知及び相談会の実施

〔助成件数〕

| 助成棟数 (令和元年度分) | 助成棟数(累計) (令和2年3月末現在) |
|------------------|-------------------------|
| 1棟 | 4棟 |

副参事（防災まちづくり事業担当）

1. 都市防災不燃化促進事業（まちづくり推進課：No.8 参照）

都市計画道路補助86号線の延焼遮断帯機能の強化を図るため、新たに赤羽南区分間について、令和3年度からの事業導入に向けた準備を進める。

| 地区 | 事業面積 | 経過及び今後の予定 | |
|-------------|-------|-----------------------------------|---|
| 補助86号線赤羽南地区 | 2.3ha | 平成29年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 | 事業導入調査実施 事業化に向け関係機関等調整 都市計画変更手続き等 事業開始（予定） |

2. 木密地域不燃化10年プロジェクト

(1) 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度の取組（251,178千円：十条地区を含む）

〔事業目的〕

東京都では、木密地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組んでいる。区では、従来の木密対策に加え、より積極的な取り組みを行う地区について、同プロジェクトの主要施策の一つである「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）」の指定を受け、東京都の支援策を活用しながら、令和2（2020）年度までに、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を図ることを目的とする。

なお、東京都防災都市づくり推進計画基本方針の改定により、令和7年度まで事業期間が延伸される。

| 地区名（不燃化特区） | | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|-----------------------------|------|-------|--------|--------|
| 志茂地区 (約99.4ha) | 除却 | 18 | 20 | 16 |
| | 建替え | 10 | 20 | 14 |
| | 壁面後退 | 1 | 1 | 1 |
| 赤羽西補助86号線沿道地区 (約6.0ha) | 除却 | 0 | 5 | 0 |
| | 建替え | 1 | 0 | 0 |
| 補助81号線沿道地区（西ヶ原） (約1.0ha) | 除却 | 0 | 0 | 0 |
| | 建替え | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | | 30件 | 46件 | 32件 |

①志茂地区

〔経過〕

- 平成23年度 1月 東京都が木密地域不燃化10年プロジェクト実施方針を公表
- 平成24年度 6月 志茂一・二・三・四・五丁目の各自治会長の連名で、「木密特区の選定を求める要望書」を区長宛提出
- 平成25年度 9月 東京都に不燃化特区の指定を申請
- 平成26年度 4月 不燃化特区の指定（助成制度開始）
- 4月～ 整備プログラムの実施
- 5月 不燃化特区制度を志茂まちづくり協議会、不燃化特区説明会において地域住民に説明
- 平成27年度 7月～ 事業周知のため、主要生活道路および補助86号線沿道に全戸訪問を実施
- 12月～ 壁面後退奨励金の助成開始
- 平成28年度 7月～ 長屋及び共同住宅も助成対象となるように要件を緩和
- 10月～ 老朽空き家の除却に対する助成金を拡大
- 平成29年度 5月 不燃化セミナーを実施（以降、令和元年度まで毎年度開催）
- 11・12月 住まいの相談会を実施（以降、令和元年度まで毎年度2回開催）
- 12月～ 戸別訪問による意向調査を実施
- 3月 整備プログラムを変更（コーディネーター派遣を追加）

平成30年度 9月～ 戸別訪問による意向調査を実施

〔令和元年度実績〕

・専門家派遣 16件

〔令和2年度予定〕

- ・不燃化セミナー及び住まいの相談会を実施予定
- ・平成29年度に実施した防災生活道路の全戸訪問に対するフォローアップ
- ・東京都防災都市づくり推進計画の改定に伴い、整備プログラムの改定を実施予定

〔取組み（主なもの）〕

- ・不燃化建替え助成や老朽建築物除却助成による不燃化建替えの促進
- ・壁面後退奨励金による道路状空間の確保

②赤羽西補助86号線沿道地区

〔経過〕

| | | |
|--------|------|---|
| 平成26年度 | 10月 | 不燃化特区相談会を開催 |
| | 12月 | 東京都に不燃化特区の指定を申請 |
| | 2月 | 整備プログラムの認定を受ける |
| 平成27年度 | 4月 | 不燃化特区の指定（助成制度開始） |
| | 4月～ | 整備プログラムの実施 |
| | 9月 | 東京都に不燃化特区の整備プログラム変更を申請 （エリア拡大の変更申請を行った。） |
| | 12月 | 不燃化特区の指定（区域拡大） |
| | 12月～ | 整備プログラムの実施 |
| 平成28年度 | 7月～ | 長屋及び共同住宅も助成対象となるように建替助成の要件を緩和 |
| | 10月～ | 老朽空き家の除却に対する助成金を拡大 |
| 平成29年度 | 8月～ | 戸別訪問による意向調査を実施 |
| 平成30年度 | 9月～ | 戸別訪問による意向調査を実施 |
| | 3月 | 整備プログラムを変更（土業派遣を追加） |
| 令和元年度 | 8・2月 | 住まいの相談会を実施（志茂地区と共同開催） |

〔令和元年度実績〕

・専門家派遣 8件

〔令和2年度予定〕

- ・平成29年度に実施した防災生活道路の全戸訪問に対するフォローアップ
- ・住まいの相談会を実施予定（志茂地区と共同開催）
- ・東京都防災都市づくり推進計画の改定に伴い、整備プログラムの改定を実施予定

〔取組み（主なもの）〕

- ・不燃化建替え助成や老朽建築物除却助成による不燃化建替えの促進

③補助81号線沿道地区

〔経過〕

| | | |
|--------|------|---|
| 平成26年度 | 7月 | 不燃化特区説明会開催 |
| | 8月 | 東京都に不燃化特区の整備プログラム変更を申請 （既に補助81号線沿道地区として豊島区が不燃化特区の指定を受けていたため、エリア拡大の変更申請を行った。） |
| | 10月 | 不燃化特区の指定（助成制度開始）、以降整備プログラムの実施 |
| 平成28年度 | 7月～ | 長屋及び共同住宅も助成対象となるように建替助成の要件を緩和 |
| | 10月～ | 老朽空き家の除却に対する助成金を拡大 |

〔令和2年度予定〕

- ・東京都防災都市づくり推進計画の改定に伴い、整備プログラムの改定を実施予定

〔取組み（主なもの）〕

- ・不燃化建替え助成や老朽建築物除却助成による不燃化建替えの促進

(2) 特定整備路線に関する事務

東京都は木密地域不燃化10年プロジェクトの施策の一つとして、「東京都防災都市づくり推進計画」の中で指定した整備地域内の都市計画道路のうち、延焼遮断帯の形成など、防災上、整備効果の高い区間を対象として、令和2年度までに整備を行うとして特定整備路線を区内で4区間を選定した。

令和2年1月に公表した「東京都防災都市づくり推進計画の基本方針の改定案」では、全線整備の目標を令和7年度まで延伸する方針を示した。

引き続き区は、道路整備と併せて沿道の建築物の不燃化促進などにより防災まちづくりを進める。

| 路線名 | 幅員、延長 | 事業認可 |
|-------------------------|------------------------------------|------------|
| 補助86号線（志茂） | 幅員 20m、延長 620m | 平成27年2月6日 |
| 補助86号線（赤羽西） | 幅員 20m、延長 1,150m | 平成27年2月24日 |
| 補助81号線 | 幅員 20m、延長 930m (延長のうち北区内は約 30m) | 平成27年2月24日 |
| 補助73号線 (十条まちづくり担当所管) | 幅員 20m、延長 890m | 平成27年2月24日 |

〔経過〕

- 平成24年度 東京都が、北区内で以下の路線を候補区間として選定
- 平成25年度 東京都が、10～12月にかけて区間ごとに事業説明会を実施
- 平成26年度 東京都が、現況測量及び用地測量をすすめ、事業認可を取得
- 平成27年度 東京都が用地買収を開始。
北区が補助86号線（志茂、赤羽西）沿道の一部用途地域等を変更（12月）
- 令和元年度 補助86号線（志茂）の道路用地として旧赤羽中学校跡地の一部（1,195㎡）について東京都へ売却した。

3. 志茂三丁目9番地区防災街区整備事業（333,980千円）

〔事業内容〕

志茂三丁目9番地区において、未接道等の事情により建替えができない密集した老朽木造住宅について、権利者の発意により市街地再開発事業の仕組みを活用した「防災街区整備事業」により、共同建替を行う。

〔経過〕

- 平成21年度 防災まちづくり勉強会、建替え意向等のアンケート等を実施
- 平成22～24年度 共同建替え勉強会
一部の権利者の賛同が得られず、共同建替えの検討中止を決定
- 平成27年 「志茂地区防災街区整備地区計画」決定
- 平成28年度 戸別訪問の実施、共同建替え勉強会の再開
- 平成29年度 一般財団法人首都圏不燃建築公社と「志茂地区のまちづくりに関する基本協定」を締結
連携協力のもと「防災街区整備事業」の導入を検討
志茂三丁目9番地区防災街区整備事業準備組合設立
- 平成30年度 まちづくり提案書が提出される
「防災街区整備事業」の都市計画決定
事業組合設立認可
- 令和元年度 事業計画変更認可（変更内容：敷地面積の制約から、当初計画では公共施設整備は前面道路の後退のみであったが、共同住宅の規模縮小に伴う変更計画では約200㎡の空地を防災広場として整備することとした）。

〔令和元2年度予定〕（組合の予定）

権利変換計画認可、既存建物解体工事着手、新築工事着手、竣工

4. 無電柱化チャレンジ事業（74,343千円）

〔事業目的〕

平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」、平成29年9月には「東京都無電柱化推進条例」が施行されるなど、制度上の環境も整備され、電線類の地中化（無電柱化）の推進が求められている。

これまで区では、都市計画道路等の歩道がある幅員の広い道路において、無電柱化を実施してきたが、新たに、志茂の木造住宅密集地域における主要生活道路の歩道のない狭い道路（北1284号（志茂スズラン通り商店街の一部・志茂平和通り商店街））において、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業」を活用して無電柱化を推進する。

〔経過〕

平成29年度 無電柱化の勉強会を開催（計4回）

「志茂地域の魅力あるまちづくりについての要望書」が志茂町会自治会連合会から提出される。

「志茂スズラン通り商店街、志茂平和通り商店街における無電柱化の推進を求める要望書」が志茂二丁目町会・志茂スズラン通り商店街・志茂平和通り商店街から連名で提出される。

平成30年度 無電柱化チャレンジ事業の着手

基礎調査検討委託（地下埋設物調査、地上機器設置箇所の検討、手法の検討）
技術検討会（2回）

令和元年度 基礎調査検討委託（その2）（用地取得見込みに伴う地上機器設置箇所の検討）

地上地下インフラ3Dマップ作成委託

無電柱化の整備手法等を以下のように取りまとめた。

- ・用地取得見込みの1か所と、本路線付近の公共用地等を地上機器設置場所としていく。
- ・上記だけでは地上機器設置場所が不足するため、「ソフト地中化（柱状機器の設置）」を部分的に採用する。
- ・今後も用地提供の働きかけに努め、ソフト地中化区間及び柱状機器の設置台数の減を図る。

〔令和2年度予定〕

基本設計委託、技術検討会の開催、無電柱化チャレンジ事業の認定

住 宅 課

1. 住宅施策の計画に関する事務

住宅の量の確保から質の向上へと住宅施策を転換し、市場重視・良質な住宅ストック重視等の政策に重点を移した住生活基本法の制定や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が制定されるなど、住宅施策を取り巻く環境は、大きく変化している。こうした住宅施策の動向や新たな課題に的確に対応するため、北区住宅対策審議会の答申を踏まえ、令和2年3月「北区住宅マスタープラン2020」を策定した。

このマスタープランに基づき、ファミリー世帯への定住化支援、少子・高齢社会に対応した子育て世帯、高齢者・障害者世帯等への居住支援、分譲・賃貸マンションへの支援策及び空き家対策など様々な住宅施策の展開を進めるとともに、北区における住宅事情や動向の把握、国及び東京都の関連施策との連携を図るなど、区の住宅施策の計画に関する事務を行っている。

2. 区営住宅の管理（318,513千円）

小規模な都営住宅の移管を受け区営住宅として管理している。住宅に困窮している一定所得以下の方を対象として、入居者の募集、使用料の徴収、居住者対応等の管理を行っている。なお、区営住宅の管理は平成19年度から許可・認可に関するものを除き、指定管理者による運営とした。

| 管理開始年度 | 住 宅 名 | 戸 数 |
|--------|--------------|-----|
| 平成9年度 | 浮間二丁目第2アパート | 70 |
| | 浮間二丁目第3アパート | 62 |
| 平成10年度 | 赤羽北二丁目アパート | 80 |
| 平成11年度 | 東田端二丁目アパート | 81 |
| | 赤羽北三丁目第2アパート | 15 |
| 平成12年度 | 志茂五丁目アパート | 18 |
| | 浮間三丁目第3アパート | 78 |
| | 浮間三丁目第4アパート | 20 |
| 平成13年度 | 赤羽西六丁目第2アパート | 74 |
| 平成14年度 | 西が丘一丁目アパート | 21 |
| | 西が丘一丁目第2アパート | 7 |
| | 西が丘二丁目アパート | 36 |
| 平成15年度 | 赤羽西六丁目第3アパート | 58 |
| 計 | | 620 |

（令和2年4月1日現在、管理戸数：13団地620戸）

3. 高齢者住宅の管理（329,796千円）

65歳以上の単身者の方で、住宅に困窮している一定所得以下の方を対象として、入居者の募集、使用料の徴収、居住者対応等の管理、管理人による居住者の安否確認や生活相談を行っている。なお、区建設の高齢者住宅の管理は平成30年度から建物維持管理のみ指定管理者による運営とした。

| 区分 | 管理開始年度 | 住 宅 名 | 戸 数 |
|-----|--------|-------------|-----|
| 借上げ | 平成3年度 | シルバーピアK・Iビル | 25 |
| | | ヴィラ・ケルン | 10 |

| | | | |
|-----|--------|-----------------|-----|
| 借上げ | 平成4年度 | エルダーハウス十条 | 8 |
| 借上げ | 平成5年度 | エルダーピアⅡ | 24 |
| | | エルダーピアⅢ | 13 |
| 借上げ | 平成6年度 | シルバーピアマジスティガーデン | 13 |
| 借上げ | 平成7年度 | シルバーピア王子 | 28 |
| | | シルバーピアカーサエスペランサ | 22 |
| 借上げ | 平成8年度 | シルバーピア秀華 | 24 |
| | | シルバーピア寿 | 27 |
| 借上げ | 平成9年度 | シルバーピア天心館 | 18 |
| 直 営 | 平成29年度 | シルバーピア赤羽北 | 75 |
| 計 | | | 287 |

(令和2年4月1日現在、管理戸数：12団地287戸)

4. 都営住宅公募（618千円）

「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、都営住宅及び都民住宅の都公募の申込用紙の配布を行っている。また、都営住宅地元割当については、申込用紙の配布、抽せん及び入居者の決定に関する事務を行っている。

なお、平成19年度から一部の公募事務を指定管理者が行っている。

5. 仮称区営シルバーピア滝野川三丁目建設（1,893,067千円）

民間借り上げ住宅の契約期間が順次満了を迎える8施設143戸分の移転先として、令和2年度までに区営シルバーピアを建設する。

令和2年度は、令和元年度に引き続き建設工事（平成30年度～令和2年度債務負担行為）を進める。

6. 仮称区営浮間四丁目アパート建設準備（51,490千円）

「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」を踏まえ、区営赤羽北二丁目アパート建替えに伴う入居者の仮移転または本移転先として、令和6年度までに区営アパートを建設する。

令和2年度は、基本・実施設計（令和元年度～令和2年度債務負担行為）を実施する。

7. 仮称区営シルバーピア柴町建設準備（37,397千円）

民間借り上げ住宅の契約期間が順次満了を迎える3施設69戸分の移転先として、令和8年度までに区営シルバーピアを建設する。

令和2年度は、基本・実施設計（令和2年度～令和3年度債務負担行為）、測量及び地盤調査を実施する。

8. 空き家等利活用対策（7,156千円）

周辺の生活環境への深刻な悪影響を及ぼしている空家等に対して空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導、勧告、命令等の措置を講じるため、区長の附属機関として設置する東京都北区空家等対策審議会の審議及び答申を経て、特定空家等に認定し、庁内の関係部署と連携した対応を行っている。

また、平成30年3月に策定した北区空家等対策計画に基づき、空き家に関する様々な相談に対応するための空き家等相談総合窓口の開設、専門家又は職員による個別相談の実施、空き家に関する諸問題、適正管理等に関する普及啓発を図るための講演会の開催を行うほか、空き家の利活用、適正管理に関する

る助成事業等を実施している。

9. 老朽家屋除却支援事業（8,837千円）

平成25年度から、危険な老朽空き家住宅の除却費用の一部を助成することにより、地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等の防止を図っている。

また、密集事業区域内（不燃化特区を除く。）において、まちづくりに資する跡利用を行う等一定の要件を満たした場合、除却費用の助成を拡充している。

10. 住まい安心支援（453千円）

居住支援協議会において住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の賃貸住宅への円滑な入居の促進について、民間不動産関係団体、居住支援団体等と協議を行う。

令和2年度は、居住支援協議会における協議を経て、居住支援に関する具体的な支援策について検討を行うとともに、居住支援法人及び不動産関係団体と協定を締結し、住宅確保要配慮者への支援の充実を図る。

11. 高齢者向け優良賃貸住宅の供給（3,324千円）

北区とUR都市機構が連携して、バリアフリーや手すりの設置、緊急通報システムの設置など既存住宅を改良した高齢者向け賃貸住宅を供給している。

12. 住まい改修支援（20,301千円）

住宅の長寿命化・定住化の促進と地域経済の活性化のため、区民が区内中小事業者を利用して自己の住宅の改修を行った場合に、工事費用の20%（上限10万円）を助成している。

なお、申請期間は、令和2年6月1日からとし、予算額に達し次第受付を締め切る。

13. 子育て世帯への居住支援に関する事業

（1）三世帯住宅建設助成（26,892千円、13（2）事業の予算を含む）

北区内への定住促進と子育てしやすい住環境の整備及び世代間の共助を推進するため、区内で「三世帯世帯（親・子・孫等により構成されている世帯）」で居住するための準耐火建築物以上の耐火性能を備え、高齢者と子育て環境に配慮した設備を有するなどの要件を備えた「三世帯住宅」の建設費の一部（50万円、義務教育課程修了前の子どもが2人以上いる場合は60万円）を助成している。

また、三世帯同居のために住宅を改修する場合に、1棟につき改修費用の50%（上限30万円、義務教育課程修了前の子どもが2人以上いる場合は40万円）を助成している。

（2）親元近居助成（13（1）事業の予算額を含む）

介護・子育て等の共助の推進や定住化の促進を図るために、18歳未満の子どもを1人以上扶養・同居している世帯が、北区に10年以上住んでいる親世帯の近くに住むために、北区に住宅を取得した場合の登記費用の一部（上限20万円）を助成している。

（3）ファミリー世帯等転居費用助成（4,773千円）

北区に1年以上居住している18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居している世帯が、区内の民間賃貸住宅から、最低居住面積水準以上かつ転居前より広い区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）について30万円を限度に助成している。

また、北区に1年以上居住している障害者世帯及びひとり親世帯が、立ち退きの求めを受けて、区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について15万円を限度に助成している。

14. 高齢者世帯住み替え支援（2,415千円）

北区に1年以上居住している65歳以上の高齢者世帯が、区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に、住み替えの際にかかる費用の一部（5万円）を助成している。

また、立ち退きの求めを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について15万円を限度に別途助成している。

15. 分譲マンション対策（1,605千円）

分譲マンション管理組合や区分所有者を対象に「分譲マンション管理無料セミナー」を開催し、分譲マンション管理のための知識や情報の提供を行っている。また、マンション管理士による一般向けの「分譲マンション管理無料相談」、管理組合向けの「マンション管理士派遣制度」を、随時受付により行っている（年2回まで）。そのほか、劣化診断調査費用の一部を助成している。

令和2年度は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づくマンション管理状況届出制度により、マンションの適正な管理を促進している。

16. 建築調整に関する事務（854千円）

（1）中高層建築物紛争予防に関する事務

中高層建築物の新築、増築、改築又は移転に起因する日照障害、電波障害等の紛争を予防・調整するため、「東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、建築主に建築計画の事前公開（建築計画の標識設置）や説明会等を行わせることにより建築紛争の予防を図っている。

建築紛争となった場合は、区が第三者の立場で解決を図るため当事者の依頼により「あっせん」・「調停」を行っている。職員による「あっせん」と、「あっせん」では解決には至らないが双方の解決に向けた相当な余地がある場合は、同条例により設置された法律、建築又は行政等の知識及び経験を有する委員3名で構成する「北区建築紛争調停委員会」の意見を聴き、調査審議を行う「調停」がある。

また、「東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱」に基づき、床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事に係る事前周知も指導している。

（2）集合住宅の建築及び管理に関する事務

区民が住み続けることができるまちづくり（集合住宅の建築に起因する紛争の防止、ファミリー層の定住化につながる住戸の整備、地域コミュニティの促進及び良好な居住環境の形成など）を行うため、階数が地上3以上で、かつ、住戸数が15以上の共同住宅を新築、増築等する場合、「東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例」に基づき適正な建築及び管理を行うよう指導している。

17. 建築審査会に関する事務（2,032千円）

建築審査会は、建築行政の公正な運営を図るため、区長の附属機関として設置されている。

法律・建築・都市計画・行政に関する知識及び経験を有する委員5名と、学識経験者である専門調査員1名の計6名で構成している。

建築審査会では、特定行政庁（区長）の許可等に対する同意案件の審議や、建築基準関係規定による特定行政庁、建築主もしくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する審理・裁決を行っている。また、建築基準法の施行に関する、特定行政庁の諮問に基づく重要事項の調査審議、関係行政機関との協議及び連絡を行っている。

18. 令和元年度の実績は次のとおりである。

(1) 都営・区営・区民・高齢者住宅等公募

ア. 申込用紙配布数

| 募集月 | 公 募 名 | 用 紙 配 布 数 |
|-----|---|-------------------|
| 5 | 都 営 住 宅 あ き 家 公 募 | 3, 212 |
| 6 | 都 営 住 宅 公 募 (地 元 割 当) | 730 |
| | 区 営 住 宅 あ き 家 公 募 | 522 |
| | 都 民 住 宅 あ き 家 公 募 | 251 |
| 8 | 都 営 住 宅 単 身 者 向 ・ 単 身 者 用 車 い す 使 用 者 向 ・ シ ル バ ー ピ ア 公 募 | 2, 133 |
| | 都 営 住 宅 ポ イ ン ト 方 式 ・ 車 い す 使 用 者 世 帯 向 公 募 | 1, 451 |
| 9 | 北 区 高 齢 者 住 宅 公 募 | 134 |
| 11 | 都 営 住 宅 あ き 家 公 募 | 2, 858 |
| | 都 営 住 宅 公 募 (地 元 割 当) | 517 |
| 12 | 都 民 住 宅 あ き 家 公 募 | 先着分 96 抽選分 206 |
| 2 | 都 営 住 宅 単 身 者 向 ・ 単 身 者 用 車 い す 使 用 者 向 ・ シ ル バ ー ピ ア 公 募 | 2, 308 |
| | 都 営 住 宅 ポ イ ン ト 方 式 ・ 車 い す 使 用 者 世 帯 向 公 募 | 1, 537 |

イ. 都営住宅地元割当公募

| 募集月 | 種 別 | 募集戸数 | 応募者数 | 倍 率 |
|-----|-----------------------|------|------|------|
| 6 | あ き 家 住 宅 単 身 ・ 家 族 向 | 10 | 207 | 20.7 |
| 11 | あ き 家 住 宅 単 身 ・ 家 族 向 | 8 | 125 | 15.6 |

ウ. 区営住宅公募

| 募集月 | 種 別 | 募集戸数 | 応募者数 | 倍 率 |
|-----|-----------------|------|------|------|
| 6 | あ き 家 住 宅 家 族 向 | 9 | 111 | 12.3 |

エ. 区民住宅随時募集

| 時期 | 種 別 | 募集戸数 | 入居者数 |
|----|-----------------|------|------|
| 随時 | あ き 家 住 宅 家 族 向 | 6 | 0 |

※平成31年1月より、公募から随時募集に切り換え

オ. 北区高齢者住宅公募

| 募集月 | 種 別 | 登録人数 | 応募者数 | 倍 率 |
|-----|-----------|------|------|-----|
| 9 | あき家住宅 単身者 | 28 | 107 | 3.8 |

(2) 住まい改修支援助成

| | |
|------|-----|
| 助成件数 | 216 |
|------|-----|

(3) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給

| 年 度 | 整備戸数 | 管理戸数 |
|-------|------|------|
| 22年度 | 5 | 5 |
| 25年度 | 1 | 6 |
| 26年度 | 1 | 7 |
| 28年度 | 1 | 8 |
| 29年度 | 0 | 8 |
| 30年度 | 0 | 8 |
| 令和元年度 | 0 | 8 |

(4) 三世代住宅建設助成

| | |
|------|----|
| 助成件数 | 10 |
|------|----|

(5) 親元近居助成

| | |
|------|----|
| 助成件数 | 90 |
|------|----|

(6) 転居費用助成

| 対 象 世 帯 | 助成件数 |
|---------|------|
| ファミリー世帯 | 17 |
| 障害者世帯 | 0 |
| ひとり親世帯 | 1 |

(7) 高齢者世帯住み替え支援助成

| 事 業 名 | 助成件数 |
|--------|------|
| 住み替え支援 | 4 |
| 転居費用助成 | 1 |

(8) 分譲マンション管理無料セミナー

| 開 催 日 | テ ー マ | 参加者数 |
|---------------|-------------------------------------|------|
| 令和元年10月12日(土) | マンション管理の基礎について | 開催中止 |
| 令和2年 2月 1日(土) | 「管理不全マンションを予防し、良質な管理を維持するためのポイント」ほか | 23名 |

※令和元年10月開催予定であったセミナーは、台風第19号により開催中止

(9) マンション劣化診断調査費用助成

| 事業名 | 助成件数 |
|------|------|
| 劣化診断 | 1 |

(10) 建築調整件数

| あっせん | 件数 | 処 理 状 況 | | | 標識設置 届出件数 |
|---------|----|---------|-----|----|--------------|
| | | 解決 | 打切り | 継続 | |
| 新規受付分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95 |
| 前年度未解決分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(11) 建築審査会処理件数

| 許可等に対する同意（計6件） | | 審査請求 |
|-----------------|---|------|
| 第43条（不接道許可） | 3 | 0 |
| 第44条（道路内建築物の許可） | 3 | |

(12) 特定空家等措置件数

| 措置の内容 | 件数 | 改善件数 |
|-------------------|----|------|
| 特定空家等の認定 | 19 | 3 |
| 助言又は指導（第14条第1項） | 18 | |
| 勧告（第14条第2項） | 7 | |
| 命令（第14条第3項） | 0 | |
| 代執行（第14条第9項、第10項） | 1 | |

(13) 老朽家屋除却支援事業助成件数

| 助成件数 |
|------|
| 9 |

建 築 課

1. 建築基準法及び関係法令に基づく建築確認等の事務

(建築課管理事務費 12,842千円)

- (1) 区に提出された建築物、工作物及び昇降機等の確認申請について、建築物の用途、構造、規模、避難・防火関係、日影、構造強度、建築設備関係等の審査を行うとともに、敷地と道路の関係等を現地調査し、建築基準法及び関係法令に適合していることを審査する。平成16年4月から、北区生活安全条例に基づく指導が、平成18年12月には高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(バリアフリー条例)への適合性審査が、平成19年6月からは構造計算書の偽装等を防止するため、一定の高さ以上等の建築物についての指定構造計算適合性判定機関による適合性判定が、平成29年4月からは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき一定規模以上の建築物についての区または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定が、それぞれ義務づけられた。

また、確認申請のあった建築物及び区民からの陳情、消防署からの通知があった建築物についてパトロールを行い、違反建築物に対して是正指導を行っている。

建築物で地上階数が3以上(共同住宅は階数3以上)の建築物については、申請に基づき中間検査を行う。

なお、区の建築確認の対象はおおむね下記のものである。

- 1) 建築物で延べ面積が10,000㎡以下のもの
 - 2) 1)に附属する工作物及び建築設備
- (2) 東京都建築安全条例、バリアフリー条例などに対応すべく、関係部署と連携して協力体制を強化している。
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、住宅の構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の維持保全計画が作成されている等の住宅(長期優良住宅)について認定を行う。
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物(低炭素建築物)について認定を行う。
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、省エネ性能の向上に資する建築物の計画や基準適合について認定を行う。

2. 建築の許可、認定及び仮使用の認定

- (1) 建築基準法の規定に基づく特例許可を建築審査会の同意を得て行う。
- (2) 建築基準法及び関係法令の規定に基づく認定について、周辺状況等を調査の上、計画内容が市街地の環境に配慮されたものであるか等について審査を行い、特定行政庁としての認定を行う。
- (3) 工事中の建築物に対して、安全上、防火上及び避難上支障のない場合には仮使用の認定を行う。

3. 諸証明及び建築計画概要書の写しの交付

住宅用建物の登録免許税軽減を受けるための住宅用家屋証明書、建築台帳等記載事項証明書、道路位置指定証明書及び建築計画概要書の写しを交付する。

4. 狭あい道路拡幅整備事業 (440,634千円)

東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱に基づき、防災・環境・交通上区民の日常生活をより快適なものとするために、建築基準法の主旨を踏まえつつ、土地・建物の関係権利者の協力を得ながら、幅員4m未満の道路等の拡幅整備を行っている。併せて、後退用地内の門塀等の撤去費の一部及びすみ切り部分の助成を行っている。

また、道路拡幅が可能な敷地に対しても、関係権利者の協力を得ながら整備している。

5. 道路調査及び道路位置指定

建築基準法では、建築敷地が幅員4m以上の道路に2m以上接道しなければ建築ができないと規定されている。そのため、現地調査等を行い幅員4m未満1.8m以上の道が建築基準法上の道路に該当するか否かの判定等を行っている。

また、建築基準法に基づく道路位置等の指定、廃止（開発区域の面積が500㎡以上となる場合は、都市計画法の開発行為の許可にて行うが、廃止については別途告示する必要がある。）を行っている。

6. 指定道路台帳整備

建築基準法の改正に伴い、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第66号）が平成22年4月に施行された。この改正により、建築基準法第42条に基づく道路等について「指定道路図」及び「指定道路調書」の作成と公開が義務付けられた。これをうけ平成20年度より一部現地測量を含めた業務委託を行い、平成29年度に「指定道路図」及び「指定道路調書」の作成が完了した。平成30年度は、「指定道路図」の公開に向けてシステムの構築を行い、窓口にて区内全域の「指定道路図」及び「指定道路調書」を閲覧に供し、「指定道路図」についてはホームページで公開した。令和元年度以降は、更新作業を行っている。

7. 建築物等の防災指導、定期報告等（建築防災事務費 3,877千円）

- (1) 既存の商業、飲食等の雑居建築物所有者・使用者等に対して、建築基準法に定められた基準を周知し、警察署、消防署等の関係機関と連携して改善指導、是正指導を行う。また、建築物の防災週間等の時期をとらえ、消防署との合同点検を実施する。
- (2) 特定建築物・防火設備・建築設備及び昇降機について、所有者又は管理者に報告を求め適切な維持・管理の指導を行う。また、未報告の建築物の所有者又は管理者には督促や、直接訪問し催促するとともに是正指導することで、建築物の適切な維持管理を推進する。
- (3) 既存建築物の地震に対する安全性について窓口相談を行う。また、必要に応じて建築物の耐震診断の相談及び診断を行う専門機関の紹介を行う。
平成14年度より、区職員による木造住宅の簡易耐震診断を行い、診断結果に基づき耐震改修の方法を指導し、助言する。
- (4) 保安上危険な老朽建築物及び危険ながけ、擁壁等の改善指導を行う。
- (5) 建築物の窓ガラス、屋外突出物等の落下物による災害防止について改善指導を行う。

8. 擁壁等安全対策支援事業（22,204千円）

地震・台風及び集中豪雨等の自然災害に備え、危険な擁壁等の安全を図るため、高さ2mを超える擁壁や道路に面する高さ1.5m以上の擁壁等の所有者等に対し、改善工事費の一部助成（工事費の1/3・限度額400万円）を行っている。

また、「がけ・擁壁等現況調査」において、総合評価ランクD又はEの擁壁等の所有者等に対し、工事費の1/2・限度額1,000万円（令和2年度から）、土砂災害特別警戒区域内にある高さ2mを超える擁壁の所有者等に対し、工事費の1/2・限度額600万円の改善工事費の一部助成を行っている。

なお、令和2年度からは、2mを超える擁壁等（道路に面する場合1.5m）について、現地調査を実施し、現状の問題点や改修等の助言を行う「がけ・擁壁改修アドバイザー派遣（無料）」を開始した。

9. がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

東京都は平成28年3月、北区の「自然がけ」を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく「土砂災害警戒区域等」を指定した。また、平成29

年11月には、「人工がけ」等について、基礎調査の結果を新たに公表したのち、平成30年5月に、「人工がけ」等についても、「土砂災害警戒区域等」を指定した。なお、法の調査対象となるがけ・擁壁等は、高さ5m以上で傾斜度30度以上のものに限定されている。

また、北区は、全国各地で多発している記録的豪雨による土砂災害等に対する防災意識の高まりなどから、建築基準法の対象となる高さ2m以上のがけ・擁壁等の現況調査を実施し、その結果をもとに所有者等への意識啓発や区民の安全・安心支援に取り組むこととした。そのため、区内全域に存在する高さ2m以上で傾斜度30度以上のがけ・擁壁等の抽出及び現地実態調査を行い、外観目視により、3年にわたって安全性の確認調査を実施した。

平成29年度は、住宅地図データや高低差データ（レーザープロファイラによる計測データ）等を活用して机上抽出調査を行い、がけ・擁壁等の位置及び調査箇所数を把握した。平成30年度は赤羽西地区にて、令和元年度はその他の地区にて、机上抽出を行ったがけ・擁壁等の現況調査を実施し、その調査結果をもとに所有者等への意識啓発を図った。

10. ブロック塀等安全対策支援事業（12,474千円）

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、危険なブロック塀を対象として、耐震診断（無料）を行うとともに、除却工事、改善工事及び設置工事にかかる経費の一部を助成する。

※令和元年度に令和2年度末までを期限とする助成金額の拡充を行っている。

11. 建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下、転倒の危険性を速やかに判定し、調査済（緑）、要注意（黄）、危険（赤）のステッカーを貼り、被災建築物を使用できるかどうかの情報を提供し、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的としている。

大規模な災害の場合、判定を必要とする建築物の量的な問題等で、行政職員だけでは対応が難しい場合がある。区では東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員に登録されている者のうち、北区に在住、若しくは在勤の方に、組織的、機動的に活動していただくために、「北区被災建築物応急危険度判定委員会」を組織して、全体会議等を行い、態勢を整備している。

12. 東京都北区耐震改修促進計画

区内の住宅・建築物の耐震化を強力に推進し、地震災害に強い都市づくりのため、平成20年3月に「東京都北区耐震改修促進計画」を策定し、その後、平成27年9月、平成29年3月に計画の改定を実施した。現行計画の計画期間は平成28年度～令和7年度までの10年間となっている。

令和2年3月、都は「東京都耐震改修促進計画」改定を行ったが、その改定内容が特定緊急輸送道路沿道建築物と組積造の塀のみの改定であり、それ以外の住宅や特定建築物などについては、令和2年度に検証の上、計画を改定する予定である。この計画改定を受け、区においても令和3年度に計画改定する予定である。

※耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられている建築物の公表

平成25年11月の耐震改修促進法の改正にともない、「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」の所有者に対し、耐震診断の実施及びその結果の報告を義務付けた。

区においても、耐震改修促進法第9条等の規定に基づき、平成30年度末及び令和元年度末に「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」の耐震診断結果を公表した。

○要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された、不特定多数の人や、避難上特に配慮を要する人が利用する大規模建築物などをいう。平成31年3月に耐震診断結果（43件）を公表した。

○要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物とは、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された緊急輸送道

路等の避難路沿道建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物をいう。令和2年3月に耐震診断結果（54件）

13. 木造民間住宅の簡易耐震診断

昭和56年以前に建築に着手した木造民間住宅を対象として、区民からの依頼により職員による簡易的な耐震診断を実施している。既存建築物の耐震性を把握し、耐震改修により建築物の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進していく。

14. 木造民間住宅耐震化促進事業（80,110千円）

地震時における木造民間住宅の倒壊を防ぎ、区民の安全確保のため、耐震改修等により木造民間住宅の耐震性の向上を図る。昭和56年以前に建築に着手した木造民間住宅の所有者に対し、耐震診断士の無料派遣や耐震補強設計・耐震改修工事・建替え工事の費用の一部助成を行っている。

15. 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業（136,370千円）

地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震改修により緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を図る。

平成23年4月から、昭和56年以前に建築に着手した緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事の費用の一部助成を実施している。なお、平成24年10月から、耐震建替え工事にも拡充している。

さらに、平成23年11月から特定緊急輸送道路（緊急輸送道路のうち特に重要として指定された道路）の沿道建築物について、より手厚い耐震化助成を実施している。なお、平成24年10月から、耐震建替え工事、除却工事にも拡充している。

また、平成26年4月からは、耐震診断の結果、耐震性が著しく低い建築物の改修について助成を拡充している。

16. 分譲マンション耐震改修支援（29,869千円）

昭和56年5月31日以前に建築に着手し、その後の新耐震基準に適合する増改築を行っていない分譲マンション管理組合に対し、耐震アドバイザー、精密診断、耐震設計及び改修工事に要する費用の一部を助成している。

17. 賃貸マンション耐震化支援（799千円）

昭和56年5月31日以前に建築に着手し、その後の新耐震基準に適合する増改築を行っていない賃貸マンションの所有者に対し、耐震アドバイザー、精密診断に要する費用の一部を助成している。

18. 建設工事に係る分別解体等の指導

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材を用いた下記の規模の工事について事前に審査し、分別解体等が適切に行われるよう指導する。

- (1) 建築物の解体で、床面積の合計が80㎡以上のもの
- (2) 建築物の新築又は増築で、当該工事に係る床面積の合計が500㎡以上のもの
- (3) 建築物の修繕又は模様替等で、請負代金の額が1億円以上のもの
- (4) 建築物以外のものの解体又は新築等（工作物・土木工事等）で、請負代金の額が、500万円以上のもの

19. 指定確認検査機関に関わる照会及び指示

指定確認検査機関に提出された確認申請については、必要に応じ現地調査を行い、敷地と道路との関

係等を確認するとともに、関係各課に概要書等を供覧し、条例、要綱等へ適合させるための情報提供を行っている。

また、指定確認検査機関からの建築確認業務に関わる照会や報告に対して、建築基準法及び関係法令に関する疑義がある場合には、必要な措置を講ずるよう指導・助言を行う。

20. 令和元年度建築課の主な取扱実績は、以下のとおり。

(1) 建築確認等申請件数（建築物）

| 内訳 種別 | 木 造 | 鉄骨鉄筋 コンクリート造 | 鉄 筋 コンクリート造 | 鉄骨造 | コンクリート ブロック造 | その他 | 合 計 |
|----------|--------|-----------------|----------------|-----|-----------------|-----|-----|
| 確認申請 | 6 | 0 | 4 | 7 | 2 | 2 | 21 |
| 計画通知 | 0 | 1 | 13 | 5 | 0 | 1 | 20 |
| 計 | 6 | 1 | 17 | 12 | 2 | 3 | 41 |
| 中間申請 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中間通知 | 0 | 0 | 12 | 1 | 0 | 0 | 13 |
| 計 | 0 | 0 | 12 | 1 | 0 | 0 | 13 |
| 完了申請 | 2 | 0 | 4 | 4 | 2 | 1 | 13 |
| 完了通知 | 0 | 1 | 8 | 6 | 0 | 0 | 15 |
| 計 | 2 | 1 | 12 | 10 | 2 | 1 | 28 |

(2) 建築確認等申請件数（工作物）

| 内訳 種別 | 装飾塔 | 広告板 | 突出 看板 | 広告塔 | 擁壁 | 煙突 | サイロ | その他 | 合 計 |
|----------|-----|-----|----------|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 確認申請 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計画通知 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 完了申請 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 完了通知 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |

(3) 建築確認申請件数（昇降機）

| 内訳 種別 | エレベーター (小荷物専用昇降機含む) | エスカレーター | 計 |
|----------|------------------------|---------|----|
| 確認申請 | 2 | 0 | 2 |
| 計画通知 | 16 | 0 | 16 |
| 計 | 18 | 0 | 18 |
| 完了申請 | 1 | 0 | 1 |
| 完了通知 | 15 | 0 | 15 |
| 計 | 16 | 0 | 16 |

(4) 建築等許可申請件数

| 事 項 | 建 築 等 許 可 | 計 画 通 知 | 計 |
|-------------------------------------|------------|----------|------------|
| 建 築 等 許 可 (43条2項2号(法改正前43条ただし書)) | 18 (4) | 1 (0) | 19 (4) |
| 認 定 | 12 | 2 | 14 |
| 優良住宅新築認定 | 0 | 0 | 0 |
| 長期優良住宅認定 (地位の承継等) | 105 (7) | 0 | 105 (7) |
| 低炭素建築物認定 | 4 | 0 | 4 |

()は、内数

(5) 諸証明等発行件数（公用含む）

| 発 行 件 数 | 内 訳 | | |
|---------|------------|----------|----------|
| | 住宅用家屋証明 | 台帳記載事項証明 | 道路位置指定証明 |
| 15,593 | 1,472 | 1,955 | 817 |
| | 建築計画概要書の写し | | |
| | 11,349 | | |

(6) 木造民間住宅耐震化促進事業助成件数（耐震診断は派遣件数）

| 耐震診断 | 耐震補強設計 | 耐震改修工事 | 耐震建替工事 |
|------|--------|--------|--------|
| 48 | 3 | 7 | 3 |

(7) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成件数

| | 耐震診断 | 耐震補強設計 | 耐震改修工事 | 建替え工事 | 除却工事 |
|----|------|--------|--------|-------|------|
| 特定 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 一般 | 1 | 0 | 0 | 0 | |

(8) 擁壁等安全対策支援事業助成件数

| 擁壁等改善工事 | 土砂災害対策改修工事 |
|---------|------------|
| 0 | 0 |

(9) 分譲マンション耐震化支援

| 事 業 名 | 決 定 件 数 |
|--------------|---------|
| 耐震アドバイザー費用助成 | 0 |
| 耐震診断費用助成 | 0 |
| 耐震補強設計費用助成 | 0 |
| 耐震改修費用助成 | 3 |

(10) 賃貸マンション耐震化支援

| 事業名 | 決定件数 |
|--------------|------|
| 耐震アドバイザー費用助成 | 0 |
| 耐震診断費用助成 | 0 |

(11) ブロック塀等安全対策支援事業助成件数（耐震アドバイザーは派遣件数）

| 耐震アドバイザー | 除却 | 改善 | 設置（新設） |
|----------|----|----|--------|
| 40 | 9 | 0 | 3 |

(12) 狭あい道路拡幅整備状況

| 要整備件数 | 区整備件数 | 自主整備件数 | 助成金支給件数 |
|-------|-------|--------|---------|
| 506 | 258 | 160 | 65（29） |

（ ）内は、すみ切箇所数

(13) 道路位置指定申請件数（42条1項4号・5号、42条2項）

| 受付件数 | 内 訳 | | |
|------|--------|-----|-----|
| | 指 定 | 廃 止 | 変 更 |
| 11 | 42-1-4 | 2 | 3 |
| | 42-1-5 | 6 | |

※一部廃止を変更、延長は指定で計上
一部廃止＋指定（付け替え）を、変更で計上

(14) 違反建築指導件数

| 事 項 | 件 数 | |
|-----------------|---------------|-----|
| 違 反 建 築 物 | 13 | |
| 行 政 処 分 | 0 | |
| 調 査 | 工 事 停 止 命 令 等 | 0 |
| | 呼 出 ・ 指 示 他 | 105 |
| | 陳 情 | 210 |
| 現 場 実 査 | 1,108 | |
| 違 反 建 築 物 処 理 済 | 2 | |

(15) 風営法等の申請に対する報告件数

| 報告件数 | 内 訳 | | |
|------|---------|---------|---------------|
| | 風 俗 営 業 | 食 品 衛 生 | 自 動 車 運 送 関 係 |
| 43 | 43 | 0 | 0 |

(16) 特定建築物の定期調査報告件数（令和元年度対象は病院・学校等）

| 報告件数 | 内 訳 | | |
|------|-----|--------|------------|
| | 劇場等 | 病院・学校等 | その他(共同住宅等) |
| 334 | 5 | 276 | 53 |

(17) 防火設備の定期検査報告件数

| 報告件数 | 内 訳 | | |
|------|-----|--------|------------|
| | 劇場等 | 病院・学校等 | その他（共同住宅等） |
| 363 | 7 | 210 | 146 |

(18) 建築設備の定期検査報告件数

| 報告件数 | 報告種別 | 内 訳 | | | |
|-------|-------|------|------|----------|-------|
| | | 換気設備 | 排煙設備 | 非常用の照明装置 | 給排水設備 |
| 1,005 | 1,803 | 367 | 34 | 990 | 412 |

(19) 昇降機の定期検査報告件数

| 報告件数 | 内 訳 | | |
|-------|--------|---------|----------|
| | エレベーター | エスカレーター | 小荷物専用昇降機 |
| 2,965 | 2,825 | 55 | 85 |

(20) 建築防災指導件数

| 事 項 | 内 容 | 件 数 |
|------------------------------|--------------------------------|-----|
| 危険がけ、擁壁の安全指導 | 陳 情 ・ 相 談 | 8 |
| | 文書による改善指導 | 0 |
| | 改 善 処 理 済 | 0 |
| 老朽建築物の安全指導 | 陳 情 ・ 相 談 | 12 |
| | 文書等による改善指導 | 10 |
| | 撤去された老朽建築物数 (過年度に指導したものを含む) | 20 |
| 石積・ブロック塀の安全指導 | 陳 情 ・ 相 談 | 25 |
| | 文書による改善指導 | 0 |
| | 改 善 処 理 済 | 1 |
| ビル落下物の安全指導 | 陳 情 ・ 相 談 | 2 |
| | 文書による改善指導 | 0 |
| | 改 善 処 理 済 | 0 |
| 建築防災週間の安全指導 (特 定 建 築 物) | 現 場 実 査 | 6 |
| | 文書による改善指導 | 6 |

(21) 建築物等に係る分別解体の届出件数

| 工 事 の 種 類 | 届出件数 | 通知件数 | 合 計 |
|-----------------------------|------|------|-----|
| 建築物の解体 | 522 | 6 | 528 |
| 建築物の新築・増築等 | 74 | 19 | 93 |
| 建築物以外の解体・新築等 (工作物・土木工事等) | 151 | 122 | 273 |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 合 計 | 747 | 147 | 894 |
|-----|-----|-----|-----|

(22) 指定確認検査機関からの照会及び対応等

| 照会確認件数 | 内訳 | |
|--------|-------|------|
| | 建築物等 | 昇降機等 |
| 1,129 | 1,025 | 104 |

十条・王子まちづくり推進担当部

十条まちづくり担当課長

1. 十条地区の地区計画制度に関する事務

〔目的・内容〕

地区計画制度は、それぞれの地域にふさわしい良好な市街地環境を形成するために、法的に土地利用をコントロールする制度である。地域住民と話し合い、まちづくりルールを都市計画として決定し、良好な市街地を維持・形成するよう建築事業者等を指導していく。

〔実績〕

| 地区名 都市計画決定年月 | 内容 | 面積 令和元年度末 時点の累計届出数 |
|---------------------------------|--|--------------------------|
| 上十条三・四丁目地区 防災街区整備 平成20年4月 | 地区の特性にあわせた建築物などの構造・配置、敷地の規模等を規制することにより、災害時の安全性向上や居住環境の維持向上を図ることを目標としている。 | 約 19.6ha 199件 |
| 補助83号線周辺 南地区 平成22年3月 | 地区を南北に縦断する都市計画道路補助83号線の避難路としての機能確保を図るとともに、歴史的な景観と利便性が調和した良好な居住環境の創出を図り「災害に強く、ゆとりとうるおいのある安全で活気と魅力があふれるまち」の形成を目標としている。 | 約 17.7ha 157件 |
| 十条駅西口地区 平成24年10月 | 十条駅周辺市街地の防災性の向上と、駅利用者や地域住民が集い憩う「にぎわいの拠点」を形成するため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目標としている。 | 約 1.9ha 1件 |
| 補助83号線周辺 北地区 平成28年3月 | 都市計画道路補助第83号線の整備事業を進めていくことに併せ、景観に配慮し利便性の高い良好な居住環境の創出を図り、東十条駅周辺のにぎわい拠点として地域の活性化を図ることを目標としている。 | 約 9.8ha 34件 |
| 十条駅周辺西地区 平成28年10月 | 都市計画道路補助第73号線の整備に併せ、延焼遮断機能の確保やにぎわいの拠点としての既存商店街を中心とした地域の活力の維持向上を図り、「にぎわいとやすらぎを奏でるまち十条」の形成を目標としている。 | 約 24.5ha 66件 |

〔令和2年度予定〕

（仮称）十条駅周辺東地区及び（仮称）岸町二丁目地区地区計画の策定に向けて、都市計画法に基づく手続きを開始する。

2. 十条地区の防災都市づくり推進に関する事務

〔事業目的〕

東京都及び関係区市は、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、「防災都市づくり推進計画」に基づき、都市構造の改善に関する諸施策を積極的に展開している。防災都市づくり推進計画（平成28年3月改定）において、十条地区（約134ha）を含む十条・赤羽西地域は、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」として、都内28地域の1つに指定されている。その中でも、十条駅周辺地区（約81.2ha）は、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する「重点整備地域」として、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、特に改善を必要としている地区について従来よりも踏み込んだ取組を行う「不燃化特区」の区域53地区の1つに指定された。

引き続き、まちづくりに対する住民の合意形成を図りながら、地域の特性に応じた重層的かつ集中的な取組を通じた防災都市づくりを推進していく。

〔経 緯〕

- 平成 8 年度 東京都は「防災都市づくり推進計画」を策定。緊急に整備を進めるべき 11 重点地区の一つとして十条地区（約 95ha）を選定した。
- 平成 12 年度 防災生活圈促進事業開始
- 平成 15 年度 東京都は「防災都市づくり推進計画」を改定。引き続き、十条地区は、11 重点整備地域（旧重点地区）に位置付けた。
- 平成 17 年度 町会、商店街及び教育機関等の代表者が中心となり、地域住民を構成員とした「十条地区まちづくり全体協議会」を設立（8月）
十条地区のまちの将来像やまちづくりの方針、それを実現するまちづくり手法を示した「十条地区まちづくり基本構想」を策定（10月）
- 平成 19 年度 東京都建築安全条例による新たな防火規制（新防火規制）の導入（6月）
- 平成 21 年度 東京都は「防災都市づくり推進計画」を改定。十条地区環七北側が整備地域に追加。また、整備地域の拡大に伴い、名称も「十条地域」から「十条・赤羽西地域」に変更された。
- 平成 23 年度 十条地区まちづくり全体協議会に新たなブロックとして環七北側の十条北ブロックを加え、5ブロックでの活動を開始
「十条地区まちづくり基本構想」を改定（3月）
- 平成 24 年度 東京都は「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度を構築し、先行実施地区として「十条駅西地区」を指定
東京都は特定整備路線として補助 73 号線（幅員 20m・延長 890m）を候補区間として選定
- 平成 25 年度 東京都は「不燃化特区・十条駅西地区」の整備プログラムを認定
- 平成 26 年度 東京都が補助 73 号線の事業認可を取得（2月）
- 平成 27 年度 東京都は「防災都市づくり推進計画」を改定。引き続き、「十条・赤羽西地域」が整備地域に指定。また、「不燃化特区」の区域を重点整備地域と指定したことに併せ、「十条駅西地区」が重点整備地域に指定された。
- 平成 28 年度 「十条地区まちづくり基本構想」を修正（3月）
東京都は、「不燃化特区・十条駅西地区」を駅東側にまで区域拡大した新たな整備プログラム「不燃化特区・十条駅周辺地区」を認定（3月）
- 平成 29 年度 十条西ブロック部会の活動を休止
- 平成 30 年度 駅東ブロック及び 83 号線ブロックを合同開催
- 令和 元年度 東京都は「防災都市づくり推進計画」の基本方針（改定案）の中で、不燃化特区の事業期間を 5 年間継続する目標と、特定整備路線を令和 7 年度末までに全線整備する目標を設定した。

〔令和 2 年度予定〕

引き続き、十条地区まちづくり全体協議会の幹事会及び各ブロック部会との協議を継続し、住民と区の協働によるまちづくりを推進する。また、東京都と連携して防災都市づくりに取組んでいく。

また、都市計画マスタープランなどの関連計画と整合を図るため、十条地区まちづくり基本構想の改定に取り組んでいく。

3. 十条地区の不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度の取組

〔事業目的〕

東京都は、木密地域の改善を一段と加速するため、平成 24（2012）年度に「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を制度構築し、整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進している。不燃領域率を平成 32（2020）年度までに 70%

に引き上げ、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」の実現を目標としている。

区は、不燃化特区制度による東京都の支援策を有効活用し、木密地域の防災性の向上を図る。

《十条駅周辺地区（旧：十条駅西地区）》

〔経緯〕

平成24年度 東京都は、先行実施地区に「十条駅西地区」を指定（8月）

平成25年度 東京都は、「不燃化特区・十条駅西地区」整備プログラムを認定（4月）

東京都は、不燃化特区に「十条駅西地区」を指定（5月）

区は、老朽建築物除却と戸建建替え促進支援の制度要綱を策定し、不燃化推進特定整備事業「十条駅西地区」に着手（10月）

平成26年度 東京都都市づくり公社と防災まちづくり推進業務に関する基本協定を締結（4月）

十条駅西口再開発相談事務所内に暫定相談窓口を開設（1月）

不燃化特区内における専門家派遣要綱を策定（1月）

戸建建替え促進支援の制度要綱を改正（店舗加算助成制度を導入）（2月）

平成27年度 十条駅西口再開発相談事務所内に補助第73号線及び十条駅西地区の都区共同相談窓口を開設（6月）

戸建建替え促進支援の制度要綱を改正（対象建築物・対象者の要件等緩和）（9月）

共同建替えに向けた不燃化建替え勉強会を実施（12月）

平成28年度 共同建替えに向けた不燃化建替え勉強会を実施（2月）

東京都は、「不燃化特区・十条駅西地区」を駅東側にまで区域拡大した新たな整備プログラム「不燃化特区・十条駅周辺地区」を認定（3月）

駅東ブロック及び83ブロック部会において、不燃化特区の区域拡大について概要を報告（3月）

平成29年度 不燃化推進特定整備事業「十条駅周辺地区」に着手（4月）

不燃化建替え等に関する個別訪問及びアンケート調査を実施（7月～9月）

平成30年度 不燃化建替え等に関する個別訪問及びアンケート調査（2年目）の実施（6月～8月）

共同建替えに向けた不燃化建替え等に関する個別勉強会を実施（11月）

〔令和元年度実績〕

老朽建築物除却支援 17件

不燃化建替え支援 18件

〔令和2年度予定〕

これまでに実施した個別訪問のフォローアップや建替え意向のある方への建築プランを提示するとともに、引き続き、各種助成制度の周知に努め、不燃化建替えを推進していく。

また、東京都と連携し、補助第73号線及び十条駅周辺地区の都区共同相談窓口において、地域住民からの相談対応を行う。

4. 十条駅西口市街地再開発事業の推進（1,240,990千円）

〔事業目的〕

組合施行による再開発事業を支援・推進し、十条駅西口地区の防災性の向上と、区の「にぎわいの拠点」のシンボルにふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新（北区画街路第7号線・十条駅西口地下自転車駐車場・補助第73号線・補助第85号線）を図る。

〔地区の概要〕

1. 地区面積 約1.7ha

2. 計画概要

施設規模

延べ床面積 約81,080㎡

階数・高さ 地上39階/地下2階・高さ約147m

施設用途 商業、業務、住宅、駐輪場

公共施設等

都市計画道路 補助第73号線(幅員20m、延長約85m)

都市計画道路 補助第85号線(幅員30m、延長約170m)

都市計画道路 北区画街路第7号線(幅員20m、延長約40m)

都市計画北第4号十条駅西口地下自転車駐車場(約1,200台)

〔経緯〕

平成16年度 西口駅前(上十条二丁目25~29番地)の地権者を対象に、7月から6回の再開発勉強会を開催し、組合施行による市街地再開発事業を提案する。

平成17年度 「十条駅西口再開発相談事務所」を開設(4月)

「十条駅西口地区まちづくり協議会」を設立(11月)

平成19年度 十条駅西口地区市街地再開発準備組合が設立(8月)

平成24年度 十条駅西口地区第一種市街地再開発事業等に係る都市計画決定・変更を告示(10月)

平成25年度 再開発事業施行地区の区域を公告(8月)

借地権申告を受付(8月5日~9月4日)

平成27年度 準備組合は、組合設立に向けて定款案及び事業計画案を作成し、準備組合の総会にて承認(6月)

準備組合は、組合設立に向けて権利者からの同意取得を開始(7月~)

平成28年度 準備組合は、11月に都市再開発法に定める申請要件を充足したため、準備組合理事(組合設立発起人)から区を経由して認可権者である東京都知事へ組合設立の認可申請書を提出(12月)

平成29年度 東京都知事から設立認可がされ(5月)、十条駅西口地区市街地再開発組合が設立総会を開催(6月)

平成30年度 再開発組合が特定業務代行者を決定(6月)

施設建築物・公共施設の実施設設計完了(3月)

令和元年度 再開発組合が事業計画の変更認可を取得(12月)

再開発組合が権利変換認可を取得(3月)

〔令和2年度予定〕

既存建物除却・解体工事における未賛同者については、再開発組合と連携して対応を図るとともに、年度内の再開発ビル着工に向けた支援を行っていく。

5. 十条地区の住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(以下「密集事業」という。)

〔事業目的〕

老朽住宅等が密集しており、防災性の向上や居住環境の改善が必要な区域において、道路や公園等の公共施設の整備を図るとともに、建替え費用の一部助成などによって、良好な住宅への建替えを促進する。なお上十条三・四丁目地区は、平成25年度末をもって事業期間が終了した。

(1) 十条駅東地区(旧:上十条一丁目、中十条一・二・三丁目地区)

〔地区面積〕約51.7ha

〔事業期間〕平成18年度~

〔経緯〕

平成18年度 密集事業に着手主要生活道路整備や共同建替えについて、沿道住民に対して説明会を開催し、アンケートを実施

平成20年度 主要生活道路2号線の一部区間の拡幅について、沿道権利者と協議を進め、線形を

- 決定し、用地取得交渉を開始
- 平成21年度 主要生活道路2号線の一部区間を道路法及び建築基準法の道路として指定地区計画の都市計画決定（補助83号線周辺南地区）
- 平成22年度 建築物の制限に関する条例を制定（補助83号線周辺南地区）
- 平成23年度 主要生活道路3号線で、用地測量を実施
- 平成25年度 主要生活道路3号線沿道権利者に対し説明会及び個別訪問を実施
- 平成26年度 事業区域拡大を見据え、中十条三丁目地区及び岸町二丁目の一部地区にて現況調査を実施
- 平成27年度 事業区域拡大を見据え、ブロック部会において意見交換等を実施27年度末までの密集事業計画期間を5年間延長（平成32年度まで）地区計画の都市計画決定（補助83号線周辺北地区）
- 平成28年度 建築物の制限に関する条例を制定（補助83号線周辺北地区）中十条三丁目地区を重点整備地区に加えるとともに、上十条一丁目、中十条一丁目及び岸町二丁目の一部地区を密集事業区域として拡大し、「十条駅東地区」として整備計画及び事業計画を変更
東京都は、「不燃化特区・十条駅西地区」を「十条駅東地区」にまで区域拡大した新たな整備プログラム「不燃化特区・十条駅周辺地区」を認定
- 平成29年度 密集事業「十条駅東地区」及び不燃化推進特定整備事業「十条駅周辺地区」に着手
主要生活道路2号線及び3号線の用地折衝委託を開始
主要生活道路5号線の道路線形の勉強会を実施（2回）
主要生活道路5号線の現況測量を実施
- 平成30年度 主要生活道路5号線の勉強会を開催し、線形を決定（7月）
主要生活道路5号線の用地測量説明会を開催し、用地測量に着手（10月）
- 令和元年度 主要生活道路5号線の用地測量を実施

〔主要生活道路の用地取得〕

（主要生活道路2号線）

- 平成20~28年度 8件の用地を取得
平成30年度 1件の用地を取得（うち土地開発公社取得1件）
令和元年度 6件の用地を取得（うち土地開発公社取得5件）

（主要生活道路3号線）

- 平成29年度 3件の用地を取得（うち土地開発公社取得1件）
平成30年度 3件の用地を取得（うち土地開発公社取得2件）
令和元年度 8件の用地を取得（うち土地開発公社取得6件）

〔公園・広場の用地取得及び整備〕

（上一ふれあい児童遊園）

- 平成20~27年度 5件の用地を取得
平成27年度 基本設計を実施（ワークショップ4回）
平成28年度 測量及び実施設計を実施
平成29年度 整備工事

（(仮称)いがしら児童遊園）

- 平成29年度 1件の拡張用地を取得
平成30年度 基本設計を実施（ワークショップ2回）
令和元年度 実施設計を実施（土木政策課）

〔令和2年度予定〕

主要生活道路の整備を推進するため、引き続き、土地建物権利者の理解を得ながら用地測量及び物件

調査を実施し、用地買収に取り組む。

また、岸町二丁目地区については、井頭まちかど広場の拡張（(仮称)いがしら児童遊園）整備を行う。

(2) 十条北地区

〔地区面積〕約30.3ha（うち重点整備地区14.9ha）

〔事業期間〕平成26年度～

〔経緯〕

- 平成26年度 密集事業に着手
十条北ブロック部会にて、共同建替え事業の説明や公園整備に向けたワークショップを開催
主要生活道路A路線の現況測量を実施
- 平成27年度 十条北ブロック部会にて、公園用地確保に向けた空家調査を実施
主要生活道路A路線の道路線形検討勉強会を実施
主要生活道路B路線の現況測量及び道路線形検討勉強会を実施
- 平成28年度 上十条5丁目内にて広場用地を1箇所買収し、十条北ブロック部会にて、公園整備に向けたワークショップを実施（2回）
主要生活道路A路線の勉強会を開催し線形決定
- 平成29年度 上十条5丁目広場用地について、十条北ブロック部会にて、公園整備に向けたワークショップを実施（2回）
主要生活道路A路線の用地測量及び補償に関する勉強会を実施
主要生活道路B路線の道路幅に伴う道路擁壁の概略検討を実施
生活道路1号線の事業概要と現況測量に関する勉強会を実施
- 平成30年度 主要生活道路A路線南側（私道）区間勉強会を実施
- 令和元年度 上五防災ふれあい広場の整備・開園
主要生活道路A路線の地権者より買取りの申出があり、用地折衝委託を開始

〔令和2年度予定〕

主要生活道路の整備を推進するため、引き続き、土地建物権利者の理解を得ながら用地測量及び物件調査を実施し、用地買収に取り組む。

(3) 十条駅西地区

〔地区面積〕約26.8ha

〔事業期間〕平成26年度～

〔経緯〕

- 平成26年度 密集事業に着手
地区幹線及び主要生活道路1号線の勉強会を実施（各路線毎に2回）
地区幹線及び主要生活道路1号線の現況測量を実施
- 平成27年度 主要生活道路2号線の勉強会を実施（2回）
主要生活道路2号線の現況測量を実施
駅西ブロック部会において、事業代替地確保に向けた空家調査を実施
- 平成28年度 地区幹線及び主要生活道路1号線の勉強会を開催し線形決定
地区幹線及び主要生活道路1号線の用地測量説明会及び補償説明会を開催するとともに、用地測量及び物件調査に着手
地区幹線及び主要生活道路1号線の用地折衝委託を開始
主要生活道路2号線の勉強会を開催し線形決定
主要生活道路2号線の用地測量説明会を実施
地区計画の都市計画決定（十条駅周辺西地区）し、建築物の制限に関する条例を制定
- 平成29年度 主要生活道路2号線の補償説明会を開催するとともに用地測量に着手

主要生活道路2号線の用地折衝委託を開始

〔主要生活道路等の整備〕

（地区幹線道路）

平成29年度 2件の用地を取得（うち土地開発公社取得2件）

平成30年度 2件の用地を取得（うち土地開発公社取得2件）

（主要生活道路1号線）

平成30年度 1件の用地を取得（うち土地開発公社取得1件）

（主要生活道路2号線）

令和元年度 1件の用地を取得（うち土地開発公社取得1件）

〔令和2年度予定〕

地区幹線道路及び主要生活道路の整備を推進するため、引き続き、土地建物権利者の理解を得ながら用地測量及び物件調査を実施し、用地買収に取り組む。

6. 十条地区の都市防災不燃化促進事業

〔事業目的〕

大規模な地震に伴い発生する火災等から、区民の生命・財産を保護するための、防災都市づくりの一環として、避難地や避難路等の周辺区域で建築物の不燃化を促進することを目的としている。（不燃化率目標70%）

〔事業内容〕

避難地、延焼遮断帯又は避難路の周辺に不燃化促進区域を指定し、その区域内で一定の基準（2階以上かつ高さ7m以上等）を満たす耐火建築物を建築する方に建築費等の一部を助成している。

また、事業の一層の促進と定住化を図るため、三世代住宅加算・住宅型不燃建築物助成を行っているほか、平成26年度より、一定の基準を満たす建築物の解体除却に係る費用の一部が新たに助成対象となった。

現在、補助83号線南、補助83号線北、補助73号線沿道の3地区で事業中である。

〔事業中〕

| 地区 | 事業面積 | 事業期間 | 令和元年度 助成棟数 | 令和2年3月末現在 | |
|----------------|------------|---------------------------|---------------|----------------------|--------------------|
| | | | | 累計助成棟数 (うち除却助成棟数) | 不燃化率 〔耐火率〕 |
| 補助83号線 南地区 | 3.58 ha | 平成22年度 ～ 令和6年度 | 1棟 | 33棟 (4棟) | 56.29% 〔44.34%〕 |
| 補助83号線 北地区 | 2.30 ha | 平成28年度 (4月)～ 令和7年度 | 2棟 | 5棟 (2棟) | 50.63% 〔38.05%〕 |
| 補助73号線 沿道地区 | 5.10 ha | 平成28年度 (11月)～ 令和7年度 | 1棟 | 10棟 (2棟) | 42.92% 〔29.51%〕 |

不燃化率…(耐火建築物+準耐火建築物の建築面積×0.8)÷全建物の建築面積×100%

耐火率…耐火建築物の建築面積÷全建物の建築面積×100%

7. 十条地区の地区防災不燃化促進事業

〔事業目的〕

東京都の「防災都市づくり推進計画」に定められた整備地域における建築物の不燃化を推進するため、防災生活道路周辺に不燃空間を形成するとともに、防災上のネットワークを形成し、地域の防災性向上と区民の安全確保を目的とする。

〔経緯〕

平成29年度 「東京都北区地区防災不燃化促進事業」を導入

助成棟数：1棟
平成30年度 助成棟数：6棟
令和元年度 助成棟数：4棟

〔令和2年度予定〕

個別訪問による制度周知を図り、防災生活道路沿道における不燃化を推進する。

8. 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業

〔事業目的〕

上十条一丁目4番地区は、老朽化した木造家屋が密集し、地震による建物の倒壊や道路の閉塞、火事による延焼等、防災上危険性が高い地区となっており、この状況を改善するため、平成28年度より共同建替えに多くの地権者が賛同し、検討が始まった。

区は、木造密集地域の解消による防災性の向上など、十条地域における防災まちづくり事業の一環として、本事業の支援を行っていく。

〔経緯〕

平成30年度 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業準備組合設立（10月）

準備組合より「まちづくり提案書」の提出（11月）

令和元年度 特定防災街区整備地区、防災街区整備事業の都市計画決定（8月）

上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合の設立認可（3月）

〔令和2年度予定〕

組合に対し事業計画変更や権利変換計画などの認可に向けた取組みを支援するとともに、補助金を交付して事業を推進していく。

副参事（連続立体交差事業担当）

1. 十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業に関する事務（23,483千円）

（1）十条駅付近連続立体交差事業

〔事業目的〕

十条駅を中心とした約1.5kmの区間について鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化することにより、6か所の踏切を除却し、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上を図る。さらに、鉄道により分断されていた地域を一体化させるとともに、都市計画道路等の整備を推進することにより、安全で快適なまちづくりを実現する。

〔事業概要〕

事業期間：令和元年度から令和12年度まで

事業区間：約1.5km（十条台一丁目～中十条四丁目）

除却踏切：6か所（原町、十条道、仲道、富士道、仲原、北仲原）

構造形式：高架式（嵩上式）及び地表式

駅施設：ホーム延長 約210m ホーム幅員 約3～7m

〔経緯〕

平成15年度 「十条駅立体化早期実現戦略プロジェクト」を策定（9月）

平成16年度 東京都が「踏切対策基本方針」を策定し、十条駅付近を「鉄道立体化の検討対象区間」に選定（6月）

平成17年度 「十条地区まちづくり基本構想」を策定（10月）

平成20年度 東京都が十条駅付近を「事業候補区間」に選定（6月）

平成22年度 「北区都市計画マスタープラン2010」を策定し、埼京線について「立体化の実現」を方針とした

平成23年度 「十条地区まちづくり基本構想」を改定（3月）

平成24年度 東京都が十条駅付近を社会資本総合整備計画に位置づけ、事業範囲や構造形式の検討に着手

平成26年度 十条地区まちづくり全体協議会会長及び地域の町会長10名の連名にて、「十条駅付近の連続立体交差事業の早期実現に向けた陳情書」を区議会に提出（5月）

区議会が「JR埼京線十条駅付近の連続立体交差事業の早期実現に関する決議」を全会派一致で議決（6月）

区長・議長が「JR埼京線十条駅付近の連続立体交差事業の早期実現」について、都知事に対して要請活動を実施（8月）

「十条地区沿線まちづくり基本計画」を策定（1月）

東京都が高架形式（仮線方式）を最適と判断したことについて、東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）都区連絡会で報告（1月）

十条駅付近連続立体交差化計画及び関連する道路計画（鉄道付属街路）について、東京都、北区、JRの三者で都市計画素案の説明会を開催（2月）

平成28年度 十条駅付近連続立体交差化計画及び関連する道路計画（鉄道付属街路、補助第85号線）について、東京都、北区、JRの三者で都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催（10月）

「十条地区まちづくり基本構想」を修正（3月）

平成29年度 東京都が環境影響評価書案に関する都民の意見を聞く会を開催（4月）

北区都市計画審議会（10月）・東京都都市計画審議会（10月）を開催し、都市計画を決定・告示（11月）

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業について、東京都、北区、JRの三者で用地測量等の説明会を開催（2月）

平成30年度 事業化に向けて東京都が現況測量等を実施

十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業に関する総合的な検討及び庁内調

整を図るため「庁内検討会」を設置（5月）

令和 元年度 事業化に向けて東京都が用地測量等を実施

区は新たに整備される十条駅の駅舎デザインについてアイデアを広く募集し、デザインコンセプトを取りまとめ、事業者に要望（3月）

都市計画事業認可の告示（3月）

〔令和2年度予定〕

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業について、東京都、北区、JRの三者で用地補償の説明会を開催する。また、東京都及びJRと連携して関係権利者に正確な情報発信を行う。

（2）鉄道附属街路事業

〔事業目的〕

鉄道附属街路（側道）は、十条駅付近沿線まちづくり基本計画に位置付けられた地域内における主要な生活道路であり、東西方向と比べて不足する南北方向の道路網を形成することにより、駅などへのアクセス向上を図るとともに、十条駅東側の災害時における消防活動困難区域の解消など、地域の利便性や安全性を高めることを目的に整備する。また、連続立体交差事業の工事期間中には仮線用地としての活用を予定している。

〔事業概要〕

事業期間：令和元年度から令和12年度まで

| 路線名 | 延長 | 計画幅員 | 路線名 | 延長 | 計画幅員 |
|------|-------|-------|------|-------|------|
| 第1号線 | 約40m | 11.0m | 第4号線 | 約160m | 8.5m |
| 第2号線 | 約170m | 10.0m | 第5号線 | 約120m | 6.0m |
| 第3号線 | 約210m | 13.5m | 第6号線 | 約280m | 6.0m |

〔経緯〕

平成17年度 「十条地区まちづくり基本構想」を策定（10月）

平成20～25年度 東京都と北区で沿線まちづくり検討会を開催（計5回）

平成23年度 「十条地区まちづくり基本構想」を改定（3月）

平成26年度 「十条駅付近沿線まちづくり基本計画」を策定（1月）

十条駅付近連続立体交差化計画及び関連する道路計画（鉄道附属街路）について東京都、北区、JRの三者で都市計画素案の説明会を開催（2月）

平成27～28年度 鉄道附属街路の関係権利者を対象とした個別相談会を開催（計4回）

平成28年度 十条駅付近連続立体交差化計画及び関連する道路計画（鉄道附属街路、補助第85号線）について、東京都、北区、JRの三者で都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催（10月）

「十条地区まちづくり基本構想」を修正（3月）

平成29年度 北区都市計画審議会（10月）・東京都都市計画審議会（11月）を開催し、都市計画を決定・告示（11月）

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業について、東京都、北区、JRの三者で用地測量等の説明会を開催（2月）

平成30年度 事業化に向けて現況測量等を実施

十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業に関する総合的な検討及び庁内調整を図るため「庁内検討会」を設置（5月）

鉄道附属街路の関係権利者を対象とした個別相談会を開催（計2回）

都営上十条アパート跡地を早期に取得できるよう国及び東京都と協議し、国に対して取得意向を表明する文書を提出（11月）

令和 元年度 事業化に向けて用地測量等を実施

鉄道附属街路の関係権利者を対象とした個別相談会を開催（計2回）

都市計画事業認可の告示（3月）

〔令和2年度予定〕

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業について、東京都、北区、JRの三者で用地補償の説明会を開催する。また、東京都都市づくり公社を活用し、関係権利者との用地交渉を行うとともに、都

営上十条アパート跡地の取得に向けて関係機関と協議する。

(3) 補助第85号線事業

〔事業目的〕

東京都の防災都市づくり推進計画の重点整備地域である十条駅周辺地区において、補助第85号線は一般延焼遮断帯に位置づけられている。そのため、首都直下地震の切迫性なども踏まえ、延焼遮断帯としての機能が早期に発揮できる幅員を確保するとともに、無電柱化による災害時の安全な物資輸送路や避難路を確保する。また、駅周辺は歩行者が多く、歩行者と自転車の安全上の課題も抱えており、それぞれの通行空間を分離することにより、安全で快適な歩行空間と自転車の走行空間を創出する。さらに、十条駅周辺の東西方向の歩行者ネットワークの軸として、駅周辺の回遊性や交流機能の向上を図る。

〔事業概要〕

事業期間 : 令和元年度から令和12年度まで
事業期間 : 上十条一丁目～上十条三丁目
延長 : 約620m
計画幅員 : 18～30m

〔経緯〕

平成27年度 東京都へ要望書(JR埼京線十条駅付近における交差道路補助第85号線の都市計画変更について)を提出(7月)
東京都が都市計画素案の説明会を開催(1月)
平成28年度 十条駅付近連続立体交差化計画及び関連する道路計画(鉄道付属街路、補助第85号線)について、東京都、北区、JRの三者で都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催(10月)
平成29年度 北区都市計画審議会(10月)、東京都都市計画審議会(10月)を開催し、都市計画を決定・告示(11月)
東京都が事業概要及び測量の説明会を開催(2月)
平成30年度 事業化に向けて東京都が現況測量等を実施
令和元年度 事業化に向けて東京都が用地測量等を実施
都市計画事業認可の告示(3月)

〔令和2年度予定〕

東京都で用地補償の説明会を開催する。引き続き、東京都と連携して関係権利者に正確な情報発信を行う。

2. 十条地区の都市計画道路(補助第83号線)の整備に関する事務

〔事業目的〕

補助第83号線は、旧岩槻街道と呼ばれる江戸時代からの街道筋であり、自動車交通量が多く歩道もないため、慢性的な交通渋滞に加え、歩行者や自転車の通行時における安全上の課題も抱えている。そのため、本整備により、安全で快適な通行空間を創出し、交通渋滞の解消、歩行者や自転車の通行時における安全性の向上を図るとともに、延焼遮断機能の形成、災害時の物資輸送路や避難路の確保などにより、地域における防災性を向上させる。

〔事業概要〕

I 期区間

事業区間 : 中十条一丁目～中十条三丁目
延長 : 約640m
計画幅員 : 20m
事業期間 : 平成21年8月13日～令和6年3月31日

II 期区間

事業区間 : 中十条二丁目～中十条四丁目
延長 : 約410m

計画幅員：20m～30m

事業期間：平成27年3月13日～令和3年3月31日

〔経緯〕

- 平成21年度 東京都と「補助第83号線整備に伴う沿道まちづくりに係るコーディネート業務に関する基本協定書」を締結（4月）
東京都と区の共催で「道路整備と沿道まちづくり及び用地測量説明会」を開催（7月）
東京都がⅠ期区間の事業認可を取得（8月）
東京都と区の共催で「補助83号線の用地説明会」を開催（9月）
- 平成21～25年度 Ⅰ期区間において、東京都から沿道まちづくりの業務を受託し、沿道での共同化を目指した調査検討、個別ヒアリングや街区勉強会を実施
- 平成23～30年度 Ⅱ期区間において、東京都から沿道まちづくりの業務を受託し、沿道での共同化を目指した調査検討、個別ヒアリングや街区勉強会を実施
- 平成26年度 東京都がⅡ期区間の用地測量説明会を開催（8月）
東京都がⅡ期区間の事業認可を取得（3月）
東京都がⅠ期区間の事業期間を延伸（3月）
- 平成27年度 東京都がⅡ期区間の用地説明会を開催（5月）
- 平成29年度 東京都がⅠ期区間の工事に着手（12月）
十条富士塚について、北区文化財保護審議会が留意事項を付加した上で、現状変更を許可する旨の答申することに決定（3月）
- 平成30年度 十条富士塚について、文化財保護審議会長より教育長に答申（4月）
教育委員会が十条富士講に条件付きで現状変更を許可（4月）
- 令和元年度 東京都がⅠ期区間の事業期間を延伸（10月）

〔令和2年度予定〕

東京都はⅠ期区間、Ⅱ期区間において用地取得を実施するとともに、Ⅰ期区間において電線共同溝工事及び十条富士塚の大祭後、十条富士塚の再整備（現状変更）工事に着手する。

区は、十条地区まちづくり全体協議会（83号線ブロック部会）を通じ、地域の方々に事業の進捗状況等について情報提供を行う。

王子まちづくり担当課長

1. 王子駅周辺まちづくりの調査、計画及び調整に関する事務

〔目的・内容〕

平成29年7月に策定した「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」を受け、まちの将来像実現に向けて、優先的に整備すべき「先行実施地区」の範囲を特定した上で、令和3年度末を目途に、具体的な事業手法等を定めた整備計画の策定を行う。

各施策相互の関係性や配慮事項を具体的に定めたまちづくりガイドラインを策定するほか、新庁舎の整備を含む駅前地区を中心とした「先行実施地区」においては、個別の都市計画や各種事業、施策などを定め、事業推進に向けた具体的な計画をまとめる。

〔経緯〕

平成26年度 「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（中間まとめ）」取りまとめ

平成26年度 「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会」等を開催し、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（案）」作成

平成28年4月25日～平成29年3月27日

※検討会4回、検討部会（2部会）各々3回

平成29年度 「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（案）」のパブリックコメントを実施（5月）

「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」策定（7月）

国立印刷局と「王子工場用地の一部取得に関する協定書」を締結（7月）

平成30年度～ 交通量調査、駅周辺の都市基盤等検討及び関係事業者協議

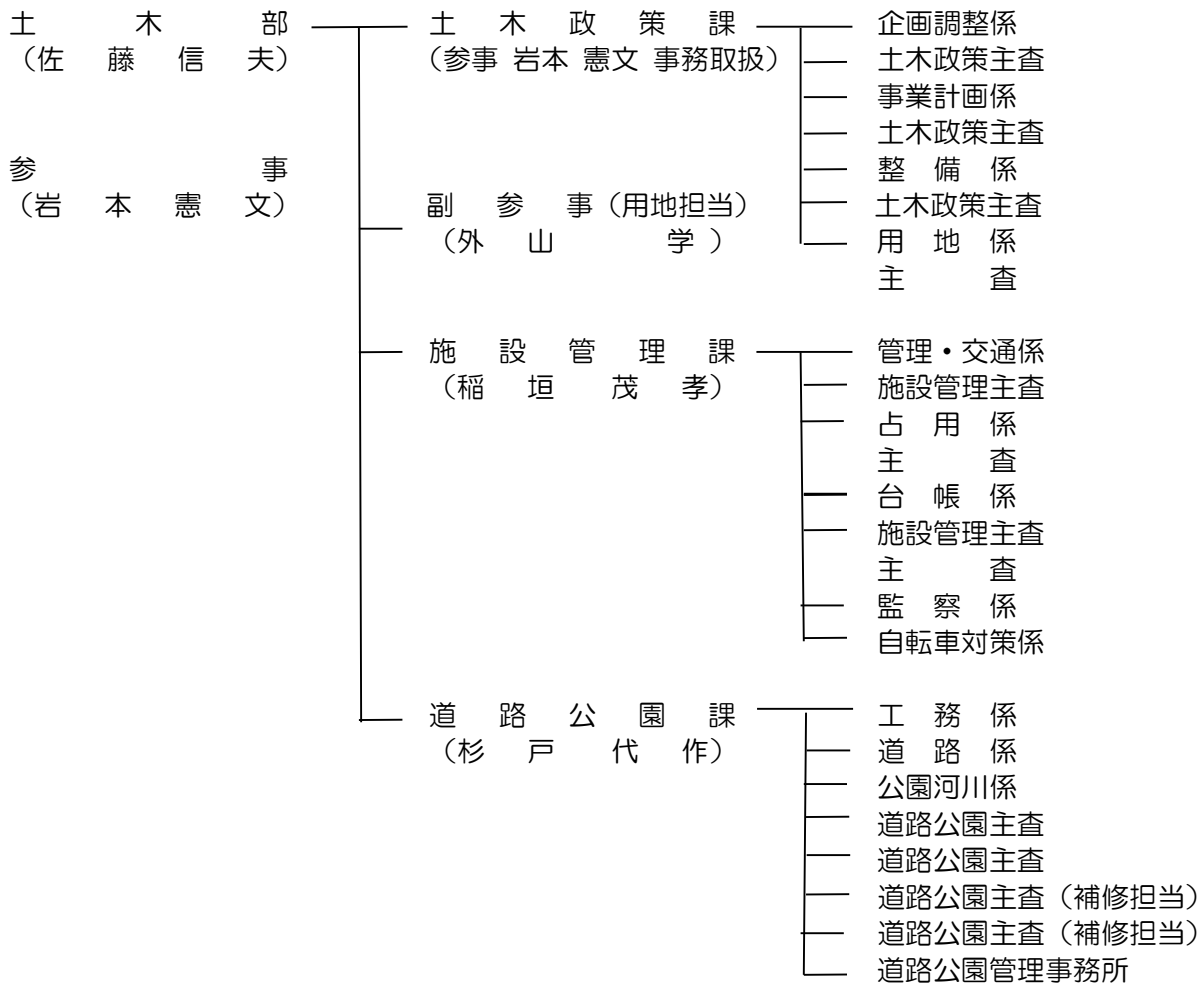
〔令和2年度予定〕

整備計画の策定に向けて、引き続き、駅周辺の関係事業者との協議を重ね、合意形成を図るとともに、学識経験者や関係事業者、地元関係者等で構成する検討会を設置して検討を行う。また、JR王子駅の改良に向けた影響検討調査を実施する。

土 木 部

土木部組織図

令和2年4月1日



土木部職員配置状況

令和2年4月1日現在

| 課 係 名 | 部長 | 課長 | 係長 /主査 | 係員 | 再任用 | 会計年度 任用職員 | 計 | 備 考 | |
|--------|----------------|----|-----------|----------|-----|--------------|-----|-----------|---------------------|
| 土木政策課 | 企画調整係 | 2 | | 2 | 2 | 1 | | 7 | 参事:土木政策課長事務取扱 |
| | 事業計画係 | | | 2 | 4 | | | 6 | |
| | 整備係 | | | 2 | 6 | | | 8 | |
| | 用地係 | | 1 | 2 (1) | 2 | | | 5 (1) | (兼務1名「十条まちづくり担当課」) |
| | 計 | 2 | 1 | 8 (1) | 14 | 1 | | 26 (1) | |
| 施設管理課 | 管理・交通係 | | 1 | 2 | 3 | | 3 | 9 | |
| | 占用係 | | | 2 | 4 | | | 6 | |
| | 台帳係 | | | 3 | 8 | | 2 | 13 | |
| | 監察係 | | | 1 | 6 | 2 | | 9 | |
| | 自転車対策係 | | | 1 | 6 | 2 | | 9 | ※有料駐車場 (指定管理者3名) |
| | 計 | | 1 | 9 | 27 | 4 | 5 | 46 | |
| 道路公園課 | 工務係 | | 1 | 1 | 3 | | 1 | 6 | |
| | 道路係 | | | 1 | 5 | | | 6 | |
| | 公園河川係 | | | 3 | 6 | 1 | 5 | 15 | 再任用1名 知水資料館 |
| | 道路公園主査 (補修) | | | 2 | 2 | | | 4 | |
| | 道路公園管理事務所 | | | 1 | 2 | 1 | | 4 | |
| | 計 | | 1 | 8 | 18 | 2 | 6 | 35 | |
| 合計 3 課 | 2 | 3 | 25 | 59 | 7 | 11 | 107 | | |

分 掌 事 務

土 木 部

土木政策課

企画調整係

- 1 部の総合窓口に関すること。
- 2 道路、橋梁及び公園等（公園・緑地、児童遊園、遊び場及び広場をいう。以下同じ。）に係る工事の技術管理及び指導並びに設計及び積算の審査に関すること。
- 3 部の庶務に関すること。
- 4 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 5 部内他の課に属しないこと。

事業計画係

- 1 道路、橋梁、公共船着場、公衆便所及び公園等事業の計画、調整及び施行に関すること。
- 2 道路及び公園等の長・中期計画の事業調整及び策定に関すること。

整 備 係

- 1 道路、橋梁、公共船着場、公衆便所及び公園等工事の設計及び施工に関すること。
- 2 道路改修の調整及び策定に関すること。
- 3 執行委任工事の設計及び施工に関すること。
- 4 公共下水道整備の受託工事の設計及び施工に関すること。

用 地 係

- 1 道路及び公園等の事業用地の取得に関すること。

副参事（用地担当）

- 1 道路及び公園等に係る事業用地の取得及び調整に関すること。
- 2 まちづくり事業等に係る事業用地の取得及び調整に関すること。

施設管理課

管理・交通係

- 1 課内事業の進行管理に関すること。
- 2 部内公共施設に係る固定資産台帳の整備及び管理に関すること。
- 3 道路、公園等及び河川の管理に係る協議に関すること。
- 4 公共交通等の運行支援に関すること。
- 5 交通安全及び違法駐車防止対策に関すること。
- 6 課内他の係に属しないこと。

占 用 係

- 1 企業者等の道路占用工事に関すること。
- 2 企業者等の道路占用工事に係る調整に関すること。
- 3 道路占用工事及び道路占用工事に伴う掘削工事の技術審査に関すること。
- 4 道路管理センターに関すること。
- 5 道路管理者以外の者が行う道路工事の協議、調整、承認及び指導に関すること。
- 6 道路等の使用に伴う損害予防及び危険防止に関すること。
- 7 道路、橋梁、河川、公共溝渠、法定外公共物等の占用許可に関すること。
- 8 車両制限令に関すること。
- 9 沿道掘削の届出等に関すること。
- 10 公園等及び公園附属施設の長期占用及び使用に関すること。
- 11 屋外広告物に関すること（他に規定するものを除く。）。

台 帳 係

- 1 公共用地の境界確定及び確認に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の整備及び管理に関すること。
- 4 道路台帳の整備及び管理に関すること。
- 5 路線の認定、廃止又は変更に関すること。
- 6 道路内にある国有地、所有地及び私有地の権原取得に関すること。
- 7 区管理通路の管理に関すること。
- 8 公共用地境界図等の閲覧、証明及び交付に関すること。

監 察 係

- 1 道路等の不法占用及び不法使用の取締りに関すること。
- 2 道路等の占用及び使用の監察指導に関すること。
- 3 道路附属物の損傷に関すること。
- 4 その他道路管理に関する法令違反行為の監察指導に関すること。
- 5 屋外広告物の取締りに関すること。

自転車対策係

- 1 駐車場及び自転車等駐車場の調整及び管理運営に関すること。
- 2 放置自転車の対策等に関すること。

道路公園課

工 務 係

- 1 課内事業の進行管理に関すること。
- 2 水防及び除雪に関すること。
- 3 私道防犯灯、雨水貯留槽等の助成に関すること。

- 4 課内他の係に属しないこと。

道 路 係

- 1 道路及び橋梁の維持管理に関すること。
- 2 道路及び橋梁の維持工事の設計及び施工に関すること。
- 3 街路樹及び植樹帯の改修工事及び管理に関すること。
- 4 街路灯及び私道防犯灯の設置工事に関すること。
- 5 街路灯の改修工事及び管理に関すること。
- 6 私道私下水改修工事の設計及び施工に関すること。
- 7 狭あい道路整備工事の執行委任工事に関すること。

公園河川係

- 1 公園等の維持管理に関すること。
- 2 公園等の維持工事の設計及び施工に関すること。
- 3 公衆便所の維持管理に関すること。
- 4 河川、公共溝渠及び公共船着場の維持管理に関すること。
- 5 総合治水対策に関すること。
- 6 水辺環境整備事業の調整及び推進に関すること。

課務担当主査（補修担当）

- 1 道路、公園等の緊急維持補修に関すること。
- 2 排水場に関すること。
- 3 企業者等の道路掘削復旧工事に関すること。
- 4 道路占用工事及び道路占用工事に伴う掘削工事の指導監督に関すること。

道路公園管理事務所

- 1 道路及び橋梁工事のうち維持修繕等簡易なものに関すること。
- 2 路面清掃に関すること。
- 3 道路及び橋梁維持工事の監督に関すること。
- 4 道路占用工事並びに道路占用工事に伴う道路の掘削復旧工事についての指導監督に関すること。
- 5 材料置場の管理に関すること。
- 6 公園等の保守管理に関すること。
- 7 公園等の清掃、除草に関すること。
- 8 公園等の遊具施設の点検及び軽易な修繕に関すること。
- 9 公園等の公園美化推進員の監督に関すること。
- 10 河川、公共溝渠、排水場及び公共船着場の保守管理に関すること。
- 11 水防作業に関すること。
- 12 その他道路公園課長が必要と認めた事項に関すること。

土 木 政 策 課

1. 自転車ネットワーク整備事業

〔事業目的〕

北区自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。

令和2年度 自転車通行空間調査・設計委託 約5.4km

自転車通行空間整備工事 約8.8km

2. 道路新設改良事業

〔事業目的〕

交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るため、都市計画道路及び区道の新設・拡幅等の事業を計画的に実施する。

〔事業概要〕

(1) 幹線区道新設・拡幅整備事業

都市計画道路による交通ネットワークを補い、地区内に発生する交通を集約し、歩行者の安全と車両交通の円滑化を図るため、幹線の役割を果たす道路の拡幅整備を実施するものである。本年度は、中央図書館前道路の影響検討調査を実施する。

(2) 駅周辺バリアフリー化整備事業

高齢者や身体障害者等の自立した日常生活及び社会活動を確保する重要性が増大している。そのため、北区バリアフリー基本構想に基づき、計画的にハード・ソフトの両面から駅周辺のバリアフリー化を推進する。

本年度は、田端駅周辺の昇降施設設置について、引き続き関係機関等と協議を行っていく。また、主要な生活関連経路である板橋駅前のⅡ工区の道路工事を実施する。

(3) 都市計画街路新設費

①補助87号線（延長78m、計画幅員18m）

本路線は、上十条三丁目先補助85号線から板橋区加賀二丁目に至る道路で、東西地域を結ぶアクセス機能の確保と防災性の向上を図るため、平成8年3月に都市計画事業の認可を受けて事業を進めている。

用地買収が完了し、本年度は、企業者による電線共同溝関連工事を実施する。

②補助181号線（延長79.5m、計画幅員12m）

首都高速道路王子線の事業にあわせて、滝野川一丁目先明治通りと本路線の交通ネットワークを確保するため、昭和63年6月に都市計画事業の認可を受け、首都高速道路公団に施行委託して事業を実施してきたが、平成17年10月から区が事業を引き継ぎ、用地買収等の交渉を行っている。

本年度は、土地収用法による1件の収用裁決の手続きを進める。

③区画街路3号線（延長290m、計画幅員15m）

本路線は、赤羽駅西口駅前広場から補助86号線へ連絡する都市計画道路で、赤羽西地区の円滑な交通ネットワークの形成を図るため、平成25年4月に都市計画事業の認可を受けた。その後、東京都が平成26年度に交差する補助86号線の事業認可に伴い、平成27年度に事業認可区間を延長して、用地買収を進めている。

本年度は、用地取得を進めるとともに、道路及び電線共同溝の予備設計等に着手する。

3. 橋梁維持事業

〔事業目的〕

区が管理する道路橋29橋、歩道橋5橋、河川橋2橋、公園橋5橋について、経年による老朽化防止、通行車両等に対する耐荷力の保持に努めるため、定期的に橋梁健全度調査や補修・塗装工事を実施することにより通行車両等の安全を図る。

〔事業概要〕

(1) 橋梁等防災対策事業

橋梁点検要領に基づき5年に1回、橋梁健全度調査を行う。

本年度は、JR 跨線橋の富士見橋、十条台橋の2橋、その他橋梁では新河岸橋、赤羽台団地歩道橋、上中里歩道橋、新堀橋歩道橋、稲田小前歩道橋、赤羽緑道パークブリッジ、舟串橋の7橋を実施する。

(2) 橋梁維持補修事業

橋梁等の維持・保全のため、調査、塗装、舗装打ち換え、伸縮装置の補修等を行う。

本年度は、JR 委託により十条跨線橋の補修工事を実施する。

4. 橋梁架替整備事業

〔事業目的〕

車両等の交通安全等を確保するため、橋梁健全度調査により、耐震上危険度が高いと判断された橋梁の架替え整備等を実施する。

〔事業概要〕

十条跨線橋は、架替えと共に東十条駅南口周辺整備に向けて、JR 等協議を進め、引き続き検討する。

新田橋は、架替えに向けて、仮橋設置工事で残る階段・スロープ等の修正設計を実施する。

新柳橋は、昨年度末に東京都が工事業者と契約し、本年度から仮橋・仮設道路工事に着手する。

5. 集中豪雨等対策事業

都市型水害に伴い、集中豪雨対策として、公園・学校等に雨水貯留施設を設置する。

本年度は、八幡小学校の雨水貯留施設整備の実施設計を行う。

なお、雨水貯留槽・止水板設置等に伴う補助は、引き続き、道路公園課で実施する。

6. 公園新設改良事業

〔事業目的〕

区民が安全で快適に住み続けられる住環境の創出を目的として、計画的に季節感あふれる公園づくりを推進する。設計にあたっては、区民との協働による公園づくりを推進するため、意見交換会等を開催し、その成果を基に基本設計を実施し、実施設計を行った後、次年度以降に公園整備工事を実施する。また、整備された公園等を適正に管理するため公園台帳を作成する。

本年度は、以下の事業を実施する。

(1) 基本設計等委託

①公園総合整備構想策定（2カ年策定の2年目）

②P－P F I（公募設置管理制度）導入補助

③荒川緑地（豊島ブロック）

(2) 実施設計委託

① 名主の滝公園再生整備（その1）

(3) 整備工事

①（仮称）滝野川三丁目公園整備工事（2カ年工事の1年目）

②（仮称）赤羽台のもり公園整備工事（3カ年工事の2年目）

※下水道占用箇所を除く

7. 地域公共交通計画費

〔事業目的〕

誰もが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって、移動が困難な地域や公共交通の機能向上を図る地域等を中心に、コミュニティバスを主体とした地域公共交通の移動手段の確保に向けた取組みを推進する。

〔事業の概要〕

地域公共交通会議等の検討会議を立上げ、コミュニティバスの新規路線導入を含め、より効果的な方策について検討する。

令和2年度は、北区地域公共交通計画を策定する。

8. 公共交通の計画及び調整に関する事務

(1) 環状8号線新交通システム「エイトライナー」

〔事業概要〕

東京都23区の南部、西部及び北部地域の周辺6区（大田・世田谷・杉並・練馬・板橋・北）の公共交通機関は、放射状方向の整備進捗に比べ、環状方向の整備は立ち遅れている。このため6区は、当該地域における環状方向の交通利便性の向上と赤羽駅から羽田空港へ環状8号線を基軸とする新たな公共交通システム（通称エイトライナー）の導入について調査・研究を進め、国や都に対し計画推進を働きかけている。

また、区部東部地域の周辺3区（足立・葛飾・江戸川）では、足立区鹿浜から葛西臨海公園に至る、環状7号線を基軸とした新たな公共交通システム（通称メトロセブン）の導入について調査・研究を進めている。平成9年度からはエイトライナーとメトロセブンの両路線を一本化した区部周辺部環状公共交通の早期実現に向けて連携して活動している。

〔経 緯〕

- 昭和61年度 「新交通システム等研究会」発足
- 平成6年度 関係6区で「エイトライナー促進協議会」設立
- 平成10年度 「エイトライナー・メトロセブン合同促進大会」開催、運輸政策審議会に対し「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備について」諮問
- 平成12年度 運輸政策審議会から運輸大臣に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」答申（エイトライナーはメトロセブンとともに「今後整備について検討すべき路線（B）」として位置付け）
- 平成26年度 4月に国土交通大臣より交通政策審議会に対して「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を諮問（第198号）
- 平成28年度 交通政策審議会から国土交通大臣に「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」答申（エイトライナーはメトロセブンとともに「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付け）

〔区の対応〕

関係6区の協力体制のもと、構想実現に向け、区部周辺部環状公共交通を担うメトロセブン促進協議会と連携を図りながら取り組んで行く。また、平成28年4月に示された答申に基づいた具体的な対応策やスケジュールなどについて、関係区と調整を図る。

副参事（用地担当）

1. 用地取得事務

都市基盤整備の推進を図ることを目的に、道路及び公園等の事業用地を取得する。

令和元年度 用地取得一覧

| | 買収面積 | 事業箇所 |
|-------|---------|-----------------|
| 道路用地 | 235.70㎡ | 区画街路3号線・新田橋架替整備 |
| 公園用地他 | 0㎡ | |
| 合計 | 235.70㎡ | |

令和2年度 用地取得予定一覧

| | 買収面積 | 事業箇所 |
|-------|-----------|------------------|
| 道路用地 | 1,596.42㎡ | 区画街路3号線・補助181号線等 |
| 公園用地他 | 0㎡ | |
| 合計 | 1,596.42㎡ | |

施設管理課

1. 諸証明

北区道路関係証明等交付事務取扱要綱に基づき、証明書を交付している。

証明書交付件数

| 年度 | 土地境界 | 道路区域 | 地籍調査成果 | 道路幅員 | | | | 法定外公共物に係る機能又は所有 |
|----|------|------|--------|------|-----|-----|----|-----------------|
| | | | | 旅客用 | 貨物用 | その他 | 計 | |
| 30 | 5771 | 156 | 788 | 40 | 7 | 4 | 51 | - |
| 元 | 5504 | 154 | 673 | 30 | 6 | 1 | 37 | 16 |

平成31年4月1日より、東京都北区道路関係証明等交付事務取扱要綱改正に伴い、法定外公共物に係る機能又は所有について証明書を交付している。

2. 車両制限令に関すること

道路の保全と交通の危険を防止するため、車両制限令に基づく特殊車両の通行許可協議・認定等の事務を行っている。

特殊車両通行許可・認定件数

| 年度 | 通行許可協議件数 | 認定件数 |
|----|----------|------|
| 30 | 884 | 2 |
| 元 | 1,276 | 23 |

3. 道路についての占用許可等

(1) 区道に関する次のような許可及び占用料等の徴収を行っている。

| | | |
|--------------|--------|----------------|
| ①道路占用許可及び占用料 | 553件 | 1,099,983,123円 |
| ②道路掘削許可及び復旧費 | 1,512件 | 252,540,897円 |
| ③自費工事施行承認件数 | 185件 | |
| 令和元年度 計 | 2,250件 | 1,352,524,020円 |

(2) 区管理通路に関する許可及び占用料の徴収を行っている。(北区管理通路条例)

| | | |
|-------|----------|-----------|
| 令和元年度 | 32件(24件) | 185,236円 |
| | | ()内は免除件数 |

4. 公共溝渠についての使用許可等

北区公共溝渠管理条例に基づき使用許可及び使用料の徴収を行っている。

| | | |
|-------|---------|------------|
| 令和元年度 | 23件(8件) | 1,137,230円 |
| | | ()内は免除件数 |

5. 掘削道路復旧事業

通信、電気、上下水道、ガス等の企業者により掘削された道路を復旧する事業である。

復旧方法の可否が、道路の耐用年数に大きな影響を及ぼすので、復旧工事の設計施行に当っては特に注意し、掘削企業者に対しては、埋戻し、復旧方法及び、事故防止等適切な技術指導を行なう必要があるため、適宜掘削企業者、所轄警察署と道路工事調整協議等を実施し技術指導に努めている。

また、道路利用者の安全と道路環境の向上を図るため、掘削道路復旧工事として道路の改修は道路公園課で実施する。

6. 沿道区域の指定についての指導

道路法第44条に基づき道路に及ぼす影響を防止するため、指導を行う。

高層ビル建築等における沿道掘削施行届の受理及び指導件数 46件

7. 北区道路の路線認定・改廃

新たに整備された道路、再開発などにより再編成された道路について道路法に基づき、認定・改廃等の手続を行っている。

また、道路に関する都区財政調整の算定資料や各種統計資料の作成を行っている。

告示路線数

| 年度 | 認定 | 路線変更 | 廃止 (一部廃止) | 区域決定 (区域変更) | 供用開始 |
|----|----|------|--------------|----------------|------|
| 30 | 0 | 0 | 1 | 153 | 140 |
| 元 | 1 | 0 | 1 | 151 | 131 |

区道の状況

| 現在日 | 路線数 (本) | 総延長 (m) | 重複供用 延長 (m) | 未供用 延長 (m) | 実延長 (m) | 総面積 (㎡) | 実面積 (㎡) |
|--------|------------|------------|-------------------|------------------|------------|------------|------------|
| 31.4.1 | 1,726 | 346,149 | 4,948 | 5,201 | 342,742 | 2,236,972 | 2,176,527 |
| 2.4.1 | 1,727 | 346,206 | 4,948 | 5,329 | 342,671 | 2,243,017 | 2,183,061 |

8. 地籍調査事業（地籍情報緊急整備事業）

本事業は、土地一筆ごとに、所在、地番、地目及び境界の調査を行い、基本三角点及び指定された基準点から最新の技術により測量を行う。この事業により作成された成果は、国の認証を受けた後、登記所に送付され、不動産登記法第14条第1項に基づく地図として公図に変えて備え付けられる。

平成30年度から事業を休止し、成果の発行のみ行う。

9. 区管理通路の指定及び管理

道路法により認定された道路と同様に利用されているが、認定条件を満たしていない道路形態にあるものについて、生活環境、防災性を向上させることを目的とし、権原を取得し区域を指定して管理する。

| | | |
|-------|--------|-----|
| 令和元年度 | 区域変更箇所 | 23件 |
| | 廃止箇所 | 0件 |

10. 公共基準点整備事業

北区の基準点は、測量法に基づく公共測量として北区公共測量作業規程を制定し、公共基準点として設置している。これは、基本三角点及び東京都公共基準点等指定された基準点を基に設置し、国土地理院による審査を経ている。また、国土調査法第19条第5項による指定を受けることにより、前述の地籍調査事業に利用することができる。この公共基準点は、維持管理を適正に行い、高密度に整備することにより公共用地・民有地等を測量するための実用点として利用できる。

東日本大震災以降、3級以上の公共基準点について改測・改算を実施し、その成果をもとに4級基準点の座標変換を実施した。

11. 道路台帳の整備事業

道路を管理するうえで基本となる道路台帳の整備事業は、昭和41年から着手し、昭和49年度までに終了しているが、道路新設、拡幅工事及び歩道設置により道路に変更を生じた箇所の補正測量を行っ

ている。

道路台帳現況平面図補正

| 年度 | 事業費 (円) | 補正延長 (m) |
|----|------------|----------|
| 30 | 81,324,000 | 16,391 |
| 元 | 69,630,000 | 12,389 |

12. 道路用地の無償取得・交換及び譲与

既存区道敷地の権原整理のため、道路法に基づいた国公有地の無償取得、私有地の寄付受領を行っている。

また、集団住宅の建設や開発行為に伴い提供される道路敷地についての事前相談を受けている。

さらに再開発事業等の施行により付け替えられる道路敷地の取得・譲与を行っている。

道路用地の無償取得

| 年度 | 寄 付 | | 東 京 都 | | 国 | | 合 計 | |
|----|-----|----------|-------|----------|----|----------|-----|----------|
| | 件数 | 取得面積 (㎡) | 件数 | 取得面積 (㎡) | 件数 | 取得面積 (㎡) | 件数 | 取得面積 (㎡) |
| 30 | 26 | 337.45 | 2 | 3,900.00 | 5 | 1,072.43 | 33 | 5,309.88 |
| 元 | 9 | 170.71 | 4 | 179.91 | 1 | 495.00 | 14 | 845.62 |

13. 用途廃止

道路敷や水路敷のうち、現況が廃滅していて将来も道路や水路として利用する必要のないものについて隣接地主の申請を受け、用途廃止事務を行っている。

用途廃止

| 年度 | 旧 道 路 敷 | | 廃 滅 水 路 敷 | | 合 計 | |
|----|---------|----------|-----------|----------|-----|----------|
| | 件数 | 廃止面積 (㎡) | 件数 | 廃止面積 (㎡) | 件数 | 廃止面積 (㎡) |
| 30 | 1 | 42.59 | 0 | 0 | 1 | 42.59 |
| 元 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

14. 公共用地（国有地・区有地）の境界確定

道路、公園、溝渠、法定外公共物（認定外道路・水路敷）を構成する敷地の適正な管理のため、境界確定・確認及び道路区域の標示を行っている。

また、用地取得（都市計画事業等）に必要な土地についても境界確認・協議を行っている。

- (1) 区有公共用地境界確認申請数 245件
- (2) 道路区域標示申請数 15件
- (3) 境界復元協議申請数 29件

15. 道路監察取締、指導業務

良好な道路環境を維持するために、区道上の不法占用物・放置物・屋外広告物等に対する注意指導や道路パトロールを行っている。

また、交通事故による道路付属物の損傷事故の復旧手続きも行っている。

北区内における不法占用等の通報・対応件数

| 種別 年度 | 道路不法占用の 通報・対応件数 | 放置物件の 通報・対応件数 | 不法看板の 撤去枚数 | 道路附属物損傷事故の 通報・対応件数 |
|----------|--------------------|------------------|---------------|-----------------------|
| 30 | 163 | 254 | 7,970 | 150 |
| 元 | 132 | 206 | 11,787 | 130 |

16. 交通安全対策事業

北区では、交通事故防止活動の実践と交通安全の推進を目指して、昭和42年2月20日に交通安全宣言をした。以来、区及び関係諸機関・団体は、区民総ぐるみの活動、協力を得られるよう、北区交通安全計画（5カ年）・北区交通安全実施計画を作成し努力してきた。

（根拠法 交通安全対策基本法 昭和45年 法律110）

令和元年中の死者数は3人であり、平成30年より1名増加した。本年度も引き続き関係諸機関・団体等と協力しながら交通安全の諸施策を講じていく。

（東京都北区交通安全協会補助金交付要綱 平成9年6月1日施行）

(1) 北区内における5年間の交通事故発生状況

| 項目 暦年 | 事故件数 | 死傷者数 | | | |
|----------|------|------|------|------|-----|
| | | 死者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 計 |
| 27 | 514 | 4 | 14 | 561 | 579 |
| 28 | 477 | 3 | 5 | 527 | 535 |
| 29 | 486 | 1 | 14 | 538 | 553 |
| 30 | 492 | 2 | 22 | 517 | 541 |
| 元 | 494 | 3 | 28 | 519 | 550 |

※警視庁交通統計による

(2) 交通安全対策事業の沿革

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 昭和39年 9月 | 「北区交通安全協議会」設置 |
| // 41年12月 | 北区議会「交通安全に関する決議」 |
| // 43年 4月 | 北区交通安全対策本部設置 北区議会交通安全対策特別委員会設置 |
| // 53年 7月 | 北区議会交通・公害対策特別委員会設置 |
| // 62年 5月 | 北区議会交通・環境対策特別委員会設置 |
| 平成 3年 4月 | 北区議会交通対策特別委員会設置 |
| // 19年 6月 | 北区交通安全協議会高齢者部会設置 |
| // 27年 4月 | 土木部施設管理課管理・交通係（組織改正） |

(3) 交通安全対策の推進体制

①北区交通安全協議会

交通事故のない住みよい区を築くため、区並びに関係行政機関・団体が、協力体制を確立し、効果的な区民運動を推進していくことが必要である。北区では、このような社会的要請に基づき、昭和39年に「北区交通安全協議会」を設置している。

（東京都北区交通安全協議会規約 昭和39年9月3日区長決裁）

（協議事項）

イ. 交通安全に関する広報

- . 交通安全教育と交通安全施設の整備改善
- ハ. 交通事故防止に関する調査研究
- ニ. その他必要な事項

(組 織)

会長(北区長)

委員

関係団体の代表 15名

北区議会議員 6名

関係行政機関の職員 12名

北区職員 3名

なお、施設管理課長、区内三警察署交通課長及び区内三消防署警防課長を幹事とする。

②北区交通安全対策本部

北区が行う交通安全対策の一元化を図るため、北区副区長を本部長として関係部課長24名を部員として、交通安全対策本部を設置している。

(東京都北区交通安全対策本部設置要綱 昭和43年3月13日区長決裁)

(所轄事項)

- イ. 交通安全施設の整備計画に関すること
- . 交通安全運動の推進に関すること
- ハ. 交通事故による被害者対策に関すること
- ニ. その他交通安全対策の総合的企画と調整に関すること

(4)交通安全対策事業の実施

- ①春・秋の交通安全運動の実施
- ②ランドセルカバーの供与
- ③北区自転車安全日
- ④自転車安全運転免許証の発行
- ⑤スクアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室

17. 違法駐車等防止対策事業

平成5年12月制定の「東京都北区違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、次のような事業を行っている。

(1)違法駐車等防止重点地域の指定

王子駅、赤羽駅、板橋駅及び十条駅周辺を重点地域に指定し、違法駐車等の防止に関する施策を重点的に実施している。

(2)交通指導員

「東京都北区交通指導員の任用、職務に関する要綱」に基づき、交通指導員を置いている。令和2年度からは、パートタイム会計年度任用職員として交通指導員を採用している。

(3)実施方法

- ①パンフレット、ちらし等の配付
- ②口頭による呼びかけ
- ③注意ステッカーの前部窓ガラス・ワイパー間への挟み込み
- ④広報車による街頭宣伝
- ⑤時間貸し駐車場に関する情報の提供
- ⑥その他必要と認められる方法

(4)関係機関及び団体等との協力

毎月1回以上、重点地域において区民と合同で広報・啓発等の協働活動を実施している。

(5)違法駐車等防止連絡会

連絡調整を行うため、区、警察署、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者による連絡会を設置している。

18. 放置自転車対策事業

放置自転車対策として、昭和58年12月制定の「東京都北区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺の生活環境を確保し、通行の障害を除去するとともに、街の美観を維持して安全で快適な区民生活の実現を図るために、次のような事業を行っている。

- (1) 駅周辺に自転車駐車施設の設置（表1-1・1-2）
- (2) 自転車利用者への啓発・広報活動
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 放置自転車の移送及び処分（表2）
- (5) 北区シルバー人材センターへの自転車整理等委託
 - ① 自転車利用者の駐車施設への誘導及び整理
 - ② 放置自転車整理区域内のパトロール
 - ③ 駅周辺の放置自転車の整理
- (6) 赤羽駅周辺自転車誘導員委託
- (7) 自転車駐車場案内板の設置
- (8) コールセンターの導入と休日の自転車撤去
- (9) 違法駐輪防止の表示

表1-1 自転車駐車施設一覧（有料制自転車駐車場）

令和2年4月1日現在

| | 名 称 | 所 在 地 | 開設 年月 | 収容可能 台数 | 施設面積 (㎡) | 備 考 |
|----|--------------------|--------------------|----------|------------|-------------|--------|
| 1 | 浮間四丁目自転車駐車場 | 浮間4丁目30番8号 | S61.4 | 454 | 540 | |
| 2 | 浮間三丁目自転車駐車場 | 浮間3丁目1番47号 | S61.4 | 563 | 589 | |
| 3 | 赤羽北二丁目自転車駐車場 | 赤羽北2丁目1番10号 | S61.4 | 423 | 551 | |
| 4 | 北赤羽駅赤羽口自転車駐車場 | 赤羽北2丁目32番2号 | H16.1 | 268 | 327 | |
| 5 | 赤羽駅西口自転車駐車場 | 赤羽西1丁目7番1号 | H26.1 | 660 | 1,047 | |
| 6 | 赤羽駅西口北自転車駐車場 | 赤羽1丁目67番18号 | H2.12 | 170 | 780 | |
| 7 | 赤羽駅南口第一自転車駐車場 | 赤羽1丁目1番28号 | H12.7 | 950 | 1,435 | |
| 8 | 赤羽駅南口第二自転車駐車場 | 赤羽1丁目1番20号 | H13.6 | 1,450 | 1,421 | |
| 9 | 赤羽駅南口第三自転車駐車場 | 赤羽南2丁目9番先 | H26.4 | 51 | 42 | |
| 10 | 赤羽東本通り自転車駐車場 | 赤羽1丁目7番先 | H30.4 | 253 | 414 | |
| 11 | 赤羽駅東口自転車駐車場 | 赤羽1丁目1番先 | H31.4 | 267 | 298 | |
| 12 | 十条駅西口自転車駐車場 | 上十条2丁目27番17号 | H18.1 | 700 | 993 | |
| 13 | 十条駅東口自転車駐車場 | 上十条1丁目14番先 | H20.4 | 29 | 89 | |
| 14 | 板橋駅東口自転車駐車場 | 滝野川7丁目3番7号先 | H14.11 | 94 | 121 | |
| 15 | 東十条駅北口自転車駐車場 | 東十条4丁目1番先 | H17.3 | 42 | 50 | |
| 16 | 東十条駅北口第二自転車 駐車場 | 東十条3丁目18番30号 | H19.1 | 118 | 140 | |
| 17 | 東十条駅南口自転車駐車場 | 東十条3丁目18番43号 | H24.4 | 1,470 | 1,877 | |
| 18 | 王子駅北口自転車駐車場 | 王子1丁目11番1号先 | S61.6 | 630 | 642 | |
| 19 | 王子駅南口自転車駐車場 | 王子1丁目3番40号先 | S62.4 | 1,548 | 1,362 | |
| 20 | 王子駅明治通り自転車駐車場 | 王子1丁目6番22番23番 先 | H26.4 | 75 | 205 | |

| | | | | | | |
|-----|---------------|---------------------|--------|--------|--------|--|
| 21 | 栄町自転車駐車場 | 栄町40番4号先 | S61.6 | 407 | 758 | |
| 22 | 音無親水公園自転車駐車場 | 王子本町1丁目1番1号先 | H17.2 | 123 | 122 | |
| 23 | 尾久駅前自転車駐車場 | 昭和町2丁目1番31号 | H21.10 | 565 | 652 | |
| 24 | 王子神谷駅前自転車駐車場 | 王子5丁目20番3-B 101号 | H16.4 | 160 | 179 | |
| 25 | 王子神谷駅北自転車駐車場 | 王子5丁目29番4号 | H21.3 | 994 | 1,572 | |
| 26 | 滝野川三丁目自転車駐車場 | 滝野川3丁目11番2号 | H16.1 | 371 | 545 | |
| 27 | 新田端大橋北自転車駐車場 | 東田端2丁目20番45号 | H2.3 | 705 | 705 | |
| 28 | 新田端大橋中央自転車駐車場 | 東田端2丁目20番52号 | H3.3 | 1,003 | 1,309 | |
| 29 | 新田端大橋南自転車駐車場 | 東田端1丁目17番21号 | H2.3 | 675 | 440 | |
| 30 | 田端駅前自転車駐車場 | 田端6丁目1番3号 | H5.11 | 598 | 589 | |
| 31 | 西ヶ原駅前自転車駐車場 | 西ヶ原2丁目3番1号 | H26.4 | 149 | 266 | |
| 32 | 北谷端公園脇自転車駐車場 | 滝野川7丁目14番先 | H27.4 | 160 | 165 | |
| 小 計 | | | | 16,125 | 20,225 | |

表1-2 自転車駐車場施設一覧（登録制指定置場）

令和2年4月1日現在

| | 名 称 | 所 在 地 | 開設 年月 | 収容可能 台数 | 施設面積 (㎡) | 備 考 |
|-----|----------------|------------------------------|----------|------------|-------------|--------|
| 1 | 赤羽駅西側指定自転車置場 | 赤羽台1丁目1番29号、 4番73号 | S59.5 | 1,300 | 810 | |
| 2 | 赤羽公園脇指定自転車置場 | 赤羽南1丁目14番先 | H17.6 | 200 | 487 | |
| 3 | 赤羽駅南側指定自転車置場 | 赤羽南1丁目20番先 | H29.4 | 100 | 164 | |
| 4 | 十条駅北指定自転車置場 | 十条仲原1丁目1番5号 | H5.4 | 992 | 1,080 | |
| 5 | 十条駅中央指定自転車置場 | 上十条2丁目31番12号先 | S63.4 | 150 | 48 | |
| 6 | 十条駅南指定自転車置場 | 上十条1丁目14番8号 | H5.4 | 264 | 260 | |
| 7 | 上中里駅前指定自転車置場 | 上中里1丁目37番13号先 上中里2丁目44番2号 | H9.3 | 200 | 199 | |
| 8 | 駒込駅前指定自転車置場 | 中里1丁目7番先 中里2丁目1番先 | H2.2 | 515 | 309 | |
| 9 | 赤羽岩淵駅周辺指定自転車置場 | 岩淵町36番先 赤羽1丁目52番10号先 | H10.2 | 110 | 59 | |
| 10 | 志茂駅周辺指定自転車置場 | 志茂3丁目22番4号先 志茂1丁目2番45号 | H10.2 | 100 | 73 | |
| 11 | 王子神谷駅周辺指定自転車置場 | 東十条3丁目10番34号先 | H10.2 | 30 | 40 | |
| 12 | 北谷端公園脇指定自転車置場 | 滝野川7丁目14番先 | H17.4 | 150 | 118 | |
| 小 計 | | | | 4,111 | 3,647 | |
| 合 計 | | | | 20,236 | 23,872 | |

※有料制32力所、登録制12力所、合計44力所

表2 放置自転車の移送及び処分（廃棄・売却）

（令和元年度）

| 区域別 / 駅別 | 移送数（台） | 処分台数（廃棄・※売却） | |
|----------|--------|---------------------|-------|
| 整理区域内 | | ※ 売却処分は、平成19年8月から実施 | |
| 浮間舟渡 | 221 | | |
| 北赤羽 | 638 | | |
| 赤羽 | 6,737 | | |
| 十条 | 805 | | |
| 板橋 | 151 | | |
| 東十条 | 339 | | |
| 王子 | 3,003 | | |
| 上中里 | 93 | | |
| 田端 | 417 | | |
| 駒込 | 304 | | |
| 尾久 | 86 | | |
| 赤羽岩淵 | 149 | | |
| 志茂 | 107 | | |
| 王子神谷 | 176 | | |
| 西ヶ原 | 7 | | |
| 西巢鴨 | 3 | | |
| 小計 | 13,236 | | |
| 整理区域外 | 1,108 | 廃棄（台） | 売却（台） |
| 計 | 14,344 | 3,625 | 1,719 |

19. 有料自動車駐車場等管理運営

北区まちづくり公社解散に伴い、駐車場の運営が北区へ移管された。平成27年4月より指定管理者制度を導入。

- (1) 名称 赤羽駅西口駐車場及び自転車駐車場
位置 北区赤羽西1-7-1

- (2) 主な概要
- | | | |
|------|--------------|---------------|
| 収容台数 | 自動車 | 450台 |
| | 自動二輪・原動機付自転車 | 14台 |
| | 自転車 | 660台 |
| 利用時間 | 自動車 | 24時間無休 |
| | 自動二輪等・自転車 | 午前4時から翌午前2時まで |

20. 公共交通等の運行支援に関する事務

(1) コミュニティバス運行支援

〔事業概要〕

コミュニティバスは、高齢化の進行やバリアフリー社会への対応、公共交通のさらなる利便性及び安全性の向上等のため、全国各地の地方自治体で導入されている。

北区においては、平成20年度から「王子・駒込ルート」「田端循環ルート」の2ルートでモデル運行を開始した。その後、モデル運行による検証を踏まえ、平成22年4月からバスの愛称名を「Kバス」と定め、本格運行に移行している。

〔経緯〕

- 平成16年度 検討委員会を立上げ候補地を選定
- 平成17年度 検討結果により、モデル運行路線（案）を設定
- 平成19年度 運行事業者を決定（事業者が運行認可を取得）
- 平成20年度 北区コミュニティバスのモデル運行を開始（4月27日）
- 平成21年度 事業者と運行に関する協定締結（期間：22年4月1日～32年3月31日）
- 平成22年度 モデル運行から本格運行に移行（4月1日）
- 平成28年度 新型車両に代替（29年度から5カ年にわたり車両減価償却費を補填）
- 平成30年度 北区コミュニティバス展開方針策定調査を実施
- 令和2年度 （予定）
北区コミュニティバス展開方針により、利用促進策・収益改善策に取り組む。

年間乗車人数

| 年 度 | 乗車人員（人） | のべ乗車人員（人） |
|--------|---------|-----------|
| 平成20年度 | 435,641 | 435,641 |
| 平成21年度 | 530,964 | 966,605 |
| 平成22年度 | 565,890 | 1,532,495 |
| 平成23年度 | 586,488 | 2,118,983 |
| 平成24年度 | 572,245 | 2,691,228 |
| 平成25年度 | 567,693 | 3,258,921 |
| 平成26年度 | 594,034 | 3,852,955 |
| 平成27年度 | 591,501 | 4,444,456 |
| 平成28年度 | 565,316 | 5,009,772 |
| 平成29年度 | 551,932 | 5,561,704 |
| 平成30年度 | 555,413 | 6,117,117 |
| 令和元年度 | 539,661 | 6,656,778 |

(2) 民間バス運行経費補助

〔事業概要〕

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、崖線による東西間の高低差の移動や公共交通機能向上地域等を中心に、民間事業者と連携しながら交通手段の確保に向けた取組みを行っていく。

民間事業者との協議を継続することと併せて、コミュニティバスの運行拡大も含めた区内移動の交通手段確保に努めていく。

〔経緯〕

国際興業バス赤06系統（浮間舟渡駅⇄赤羽駅東口）については、不採算等を理由に廃止するとの

意向が示された。これに対し、地域住民から移動手段の不便に対する多数の要望が寄せられたことも踏まえ、存続に向けた運行収支の改善策や区の支援策の協議を事業者と行い区による運行経費の一部補助（平成26年8月～28年7月）を行った。しかし、収支の改善が図られないことから、平成28年9月30日をもって運行は終了した。

21. 屋外広告物の許可に関する事務

屋外広告物の許可事務は、下記根拠法令に基づき、広告板、広告塔、立看板、ポスターなどの掲示場所、掲示方法などについて、美観の維持や公衆に対する危害防止のため、必要な規制を行っている。

東京都屋外広告物条例の改正を受け、車体を利用した広告について、平成12年度からは路線バス、平成13年度からは電車、平成15年度からはタクシーについて許可を行うようになった。

平成20年4月、旧古河庭園周辺が東京都景観計画の文化財庭園等景観形成特別地区並びに東京都屋外広告物条例第6条に基づく禁止区域に指定され、地盤面から20m以上の部分に掲出する屋外広告物が規制を受けることとなった。

根拠法令 屋外広告物法（昭和24年6月3日）

東京都屋外広告物条例(昭和24年8月27日)

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月24日）

なお、平成27年度のまちづくり部の組織改正に伴い、都市計画課から本事務を移管した。

〔令和元年度実績〕

| 種 別 | 数 量 | 種 別 | 数 量 |
|---------------|--------|------------------------------|--------|
| 1 広 告 塔 | 21基 | 9 バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用するもの | 0枚 |
| 2 広 告 板 | 833基 | | |
| 3 小 型 広 告 板 | 4枚 | 10 前記以外の車体利用広告 | 2,605台 |
| 4 はり紙・はり札 | 0枚 | 11 アドバルーン | 0個 |
| 5 立 看 板 | 0枚 | 12 広 告 幕 | 0張 |
| 6 電柱・街路灯柱利用広告 | 3,199枚 | 13 ア ー チ | 6基 |
| 7 標 識 利 用 広 告 | 101枚 | 14 装 飾 街 路 灯 | 0基 |
| 8 宣 伝 車 | 0台 | 15 店 頭 装 飾 | 0基 |

22. 部内公共施設に係る固定資産台帳の整備及び管理に関する事務

土木部の所管する道路・公園等に係るインフラ資産（土地・工作物・建物）等について、統一基準に基づく地方公会計導入に伴い、その財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。

平成27年度は、固定資産台帳の整備に必要な項目の洗い出しを行った。

平成28年度は、固定資産台帳の内容について整備した。

平成29年度から、固定資産台帳の運用を開始した。

道 路 公 園 課

1. 道路維持補修事業

(1) 交通安全施設整備事業

交通環境の改善と交通事故防止を図るため、歩行者の安全を重点に整備を進めている。

本年度は区画線設置工事を約19,000㎡、横断歩道手前及び坂路のすべり止め舗装工事を約550㎡実施する。

交通安全施設一覧表

(令和2年4月1日現在)

| 種 別 年 度 | 歩 道 | | 歩道橋 | 防護柵 | 道路標識 | 反射鏡 |
|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | 道路延長 (m) | 歩道延長 (m) | 数 量 (橋) | 数 量 (m) | 数 量 (本) | 数 量 (本) |
| 30年度末現況 | 79,697 | 122,687 | 5 | 108,585 | 403 | 1,382 |
| 元年度末現況 | 79,697 | 122,687 | 5 | 108,649 | 403 | 1,392 |

| 区 画 線 | 道路照明 | 段差解消 | 交差点改良 | すべり止め舗装 |
|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 数 量 (m) | 数 量 (基) | 数 量 (力所) | 数 量 (力所) | 数 量 (㎡) |
| 200,884 | 13,120 | 1,524 | 13 | 65,660 |
| 205,307 | 13,121 | 1,524 | 13 | 65,855 |

(2) 道路維持事業

区民の日常生活及び活動に密着した重要な事業で、道路の機能を保持し、安全で円滑な交通を確保するため、きめ細かな維持管理を行っている。その内容は破損路面の小修繕から、道路清掃、側溝柵類、管渠などの排水施設の浚渫清掃、及び防護柵、道路標識等の交通安全施設の保守修繕、洗浄、道路の除雪作業等多岐にわたっている。道路保全に万全を期すために道路補修車、パトロールカーを併用して巡回調査を実施し、日常の維持管理の強化を図っている。また、駅周辺等のエレベーター・エスカレーターの維持管理も行っている。

さらに、休日・夜間を含め、緊急を要する工事に対応するため、請負単価契約を締結して、道路の維持・修繕を行っている。

また、歩車道が分離されている主要路線については、機械力による道路清掃（清掃延長＝約3,700km）を実施するとともに、駅前広場等のカラー舗装洗浄（清掃面積＝約9,000㎡）と、北区全域を3年に1回のローテーションで、透水性舗装の再生洗浄（今年度清掃面積＝約5,100㎡）を実施する。

昇降施設一覧表

(令和2年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 開設年月日 | 構造及び施設内容 |
|-----------------------|-------------------------|----------|--------------------------------------|
| 上中里さわやか橋 エレベーター | 上中里 2-45 先 | H11.1.13 | 油圧式、21人乗り、2台 運転時間 AM6:00～PM10:00 |
| 馬場歩道橋 エレベーター | 滝野川 2-6 先 滝野川 1-65 先 | H15.6.26 | ロープ式、15人乗り、2台 運転時間 AM6:00～PM10:00 |
| 東十条駅北口跨線人道橋 エレベーター | 東十条 4-15 先 | H16.4.9 | ロープ式、15人乗り、1台 運転時間 24時間 |

| | | | |
|------------------------|------------|-----------|-------------------------------------|
| 東十条駅北口跨線人道橋 エスカレーター | 東十条 4-15 先 | H16.4.9 | 9,000人/h、4台 運転時間 24時間 |
| 音無橋 エレベーター | 王子本町 1-2 先 | H21.4.22 | ロープ式、15人乗り、1台 運転時間 AM4:30~AM1:30 |
| 車坂跨線人道橋 エレベーター | 上中里 2-32 先 | H23.2.3 | ロープ式、17人乗り、2台 運転時間 24時間 |
| 東十条駅北口西側 エレベーター | 中十条 3-36 先 | H23.11.18 | ロープ式、15人乗り、1台 運転時間 24時間 |
| 田端ふれあい橋 エレベーター | 東田端 1-17 先 | H24.1.10 | ロープ式、15人乗り、1台 運転時間 24時間 |
| 赤羽台トンネル脇 エレベーター | 赤羽台 1-4 先 | H31.2.28 | ロープ式、22人乗り、1台 運転時間 24時間 |

2. 街路緑化事業

緑化事業の一環として、区道の歩道幅員が2.5m以上ある場所に並木樹や植樹帯を築造し、高・中・低木類の植栽をしている。

なお、昭和48年度からは、既設植樹帯の除草、刈込、清掃等の管理委託も併せて行っている。

街路樹一覧表

(令和2年4月1日現在)

| 番号 | 樹種名 (科名) | 本数 (本) | 備考 |
|----|------------------|--------|--------|
| 1 | ハナミズキ (ミズキ科) | 1,281 | |
| 2 | ソメイヨシノ (バラ科) | 940 | |
| 3 | イチョウ (イチョウ科) | 435 | |
| 4 | ケヤキ (ニレ科) | 342 | |
| 5 | サルスベリ (ミソハギ科) | 331 | |
| 6 | スズカケノキ (スズカケノキ科) | 154 | プラタナス |
| 7 | フウ (マンサク科) | 211 | タイワンフウ |
| 8 | トウカエデ (カエデ科) | 182 | |
| 9 | タブノキ (クスノキ科) | 172 | |
| 10 | モミジバフウ (マンサク科) | 155 | アメリカフウ |
| 11 | シラカシ (ブナ科) | 146 | |
| 12 | ヤマザクラ (バラ科) | 119 | |
| 13 | コブシ (モクレン科) | 119 | |
| | その他 | 890 | |
| | 計 | 5,477 | |

3. 私道私下水改修補助事業

本事業は私道の舗装及び下水施設の設置工事を、北区の補助制度に基づいて実施しているものである。経年による舗装の破損箇所について、地元権利者等からの申請に基づく再舗装、既設下水施設の改修及び管渠の清掃を実施している。

平成31年度から、舗装及び路面排水施設の工事費は全額補助、下水施設の工事費は10%の申請者負担とした。

本年度は、下水管渠改修工事約300m、L型側溝工事約250m、舗装工事約1,000㎡を実施する予定である。

4. 街灯改修事業

北区道の夜間における交通安全及び防犯対策をするとともに、省エネルギー化を推進するため、平成21年度から老朽化した水銀灯を、LED照明街灯へ計画的に改修している。

街灯一覧表

(令和2年4月1日現在)

| | 街路燈 | 橋梁燈・地下道燈 | 合計 |
|---------|--------|----------|--------|
| 水銀燈 | 5,164 | 84 | 5,248 |
| 蛍光灯 | 145 | 329 | 474 |
| LED燈 | 6,946 | 53 | 6,999 |
| ナトリウム燈外 | 236 | 164 | 400 |
| 合計 | 12,491 | 630 | 13,121 |

5. 私道防犯灯改修事業

明るく住みよい環境をつくるため、昭和47年度から全額補助事業として、私道防犯灯の新設改修を行っている。

令和元年度における補助対象の私道防犯灯は計5,667基となっている。

本年度は、LED化を基本として約105基の新設及び改修を実施する予定である。

6. 河川事業に関する事項

河川事業は、より高い治水安全度の確保及び河川環境の整備・保全、利活用を目指して、それぞれの地域に適した事業が進められている。このため、水系・地域ごとに各種のプロジェクトが運営され、これらに係る北区の事務局として活動している。

河川関係協議会等

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 東京都総合治水対策協議会 | (2) 東京河川改修促進連盟（土木政策課） |
| (3) 東京高潮対策促進連盟 | (4) 隅田川流域連絡会 |
| (5) 新河岸川流域総合治水対策協議会 | (6) 石神井川流域連絡会 |

7. 河川に関する事務

石神井川及び公共溝渠を維持管理する他、区内4河川に係る水防、治水対策等に関する事務事業を実施している。

(1) 河川管理

北区が管理している河川及び公共溝渠の現況は次表のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

| 名称 | 延長 (m) | 摘要 | 備考 | |
|------|--------|--------|------------------|------------------|
| 一級河川 | 3,810 | 石神井川 | 東京都の事務処理特例に関する条例 | |
| 公共溝渠 | 現況溝渠 | 1,773 | 11本 | |
| | 現況道路 | 46,881 | 136本 | 公共下水道の布設に伴い道路に変更 |
| | 小計 | 48,654 | 147本 | |
| 計 | 52,464 | 148本 | | |

なお、公共溝渠は公共下水道の普及（現普及率100%概成）に伴い年々減少し、現在管理延長は1,773mとなっており、下水道管布設後は道路の拡幅、新設用地等に活用されている。

(2) 水防

北区管内の各河川の洪水、又は高潮による水害を防止し、被害を軽減するため、関係各機関と連携

し、水防に関する事務、及び水防活動を実施している。

また、毎年出水期前に東京消防庁と合同で、北区総合水防訓練を実施しており、令和元年度は、東京消防庁と合同で水防訓練を実施した。

本年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における対応などにより、規模を縮小し実施していくこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施方法を関係部署への水防計画書等の送付による書面の訓練に変更し、出水期の水防活動に備えていく。

水防用として管理している排水場は次表のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | ポ ン プ 概 要 | | |
|-----------------|-------------|-------------|----------------------|-------------------|
| | | 口径mm | 排水場m ³ /分 | 設 置 年 次 |
| 観 音 橋 排 水 場 | 滝野川五丁目53番地先 | 150 (2台) | 8 | 昭和58年 (平成9年改修) |
| 赤 羽 北 排 水 場 | 赤羽北二丁目21番地先 | 100 (1台) | 0.6 | 平成6年 |
| 赤 羽 台 公 園 排 水 場 | 赤羽台三丁目16番地先 | 80 (2台) | 0.7 | 平成7年 |
| 井 頭 排 水 場 | 岸町二丁目9番地先 | 100 (2台) | 0.9 | 平成8年 |

(3) 雨水流出抑制施設設置指導

管内河川の総合的治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため「流出抑制施設設置に関する指導要綱(平成元年6月5日作成)」(平成22年4月1日改定)に基づき、公共施設及び大規模民間施設(敷地面積500m²以上)に雨水貯留、浸透施設の設置について指導している。

(4) 水辺環境整備等に係る調整

水辺環境や河川利用の向上等を目的として、国土交通省や東京都が行う基盤整備に併せ、北区が施工する事業との調整を行っている。

① 隅田川・新河岸川水辺環境整備

東京都が施工する隅田川及び新河岸川の緩傾斜型堤防整備(神谷一丁目)、スーパー堤防整備(豊島五丁目、浮間一丁目)に併せ、船着場の設置及び周辺景観整備を行っている。

② 荒川水辺環境整備

JR東北線鉄橋から新岩淵水門付近の荒川河川敷(延長約1.9km)の環境整備について、荒川下流河川事務所と協議・調整を行いながら緑地整備を実施している。

③ 荒川知水資料館の運営

平成10年3月に開設し、荒川の歴史や環境を学び、知ることを目的として、国土交通省と共同運営を行っている。

令和元年度の入館者数は、約78,120人で開館以来の延べ入館者数は、約137万人となっている。

④ 荒川緑地美化運動の実施(荒川クリーンエイド等)

河川美化運動と河川愛護を目的として設立されたNPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムの活動を通じ、北区主催の荒川河川敷の一斉清掃として、荒川岩淵関緑地を会場として実施している。

令和元年度は、台風19号による被害のため中止した。令和2年度は、10月に開催を予定している。

8. 石神井川遊歩道維持管理

石神井川管理通路を緑化し、緑地8カ所（音無さくら・こぶし・けやき・みずき・くぬぎ・かつら・もみじ・えのき）を遊歩道で結び、地域の自然・歴史・文化にふれる散歩道として、樹木の剪定、刈り込み等の維持管理を行っている。

9. 公園・児童遊園等の維持管理

公園、児童遊園、遊び場を安全で快適な魅力のある施設とするため、きめ細かな維持管理を行っている。飛鳥山公園や名主の滝公園等の大規模公園の維持管理については、年間契約で園内全般の管理作業を委託しているほか、中・小規模公園施設の修繕、電気、機械、給排水設備の維持管理、トイレ清掃を委託により維持管理を行っている。

さらに安全管理の観点から道路公園管理事務所においては、遊具など施設の不具合について報告・通報があった際に、早急な簡易修繕に対応できるようにしている。

また、公園・児童遊園等の清掃・除草をシルバー人材センター、及び町会自治会等に委託し、美化推進に努めている。

管理している公園、児童遊園、遊び場は次のとおりである。

（令和2年4月1日現在）

| 種 別 | カ所数 | 面 積 |
|---------|-----|-------------|
| 公 園 | 83 | 895,152.28㎡ |
| 児 童 遊 園 | 98 | 63,453.31㎡ |
| 遊 び 場 | 15 | 23,063.26㎡ |
| 計 | 196 | 981,668.85㎡ |

昇降施設一覧表

（令和2年4月1日現在）

| 名 称 | 所 在 地 | 開設年月日 | 構造及び施設内容 |
|----------------------|---------------------|----------|--|
| あすかパークレール （アスカルゴ） | 王子 1-1-3 （飛鳥山公園） | H21.7.17 | ラック・ピニオン式 自走式モノレール、16人乗り 運転時間 AM10:00～PM4:00 |
| 西ヶ原みんなの公園 エレベーター | 西ヶ原 4-51-62 | H22.4.1 | ロープ式、11人乗り、1台 運転時間 AM9:00～PM5:00 |

10. 花の飛鳥ふれあい事業

飛鳥山公園の花見時期に合わせ、ぼんぼりの設営や仮設トイレの設置を行っている。

11. 緑のリサイクル事業

公園等から発生した剪定枝や枯損木は粉碎・チップ化し、遊具周辺等のクッション材として利用している他、チップ材を堆肥化し、公園内の植え込み地に敷きならしているとともに、区民植木市などで配布している。

12. 公衆便所維持管理

駅前公衆トイレを含む管内13カ所の公衆便所の清掃作業や設備管理を業者委託で実施し、区民の利用に供している。

13. 狭あい道路拡幅整備事業

この事業はまちづくり部建築課から依頼を受け、北区狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築主及び土地権利者の理解と協力を得て、建築に際して更地となった後退用地について、舗装及びL形側溝等を整備する事業である。

本年度も、引き続き事業の推進を図る。

北 区 立 公 園 ・ 緑 地

| 番号 | 園 名 | 所 在 地 | 面 積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|---------------|------------|-----------|--------|------------------------|
| 1 | 南 谷 端 公 園 | 滝野川7-42-1 | 7,144.74 | 区 | S24.6.21 |
| 2 | 西 中 里 公 園 | 中里2-15-1 | 2,119.75 | 区 | S25.3.31 |
| 3 | 東 田 端 公 園 | 東田端2-5-18 | 1,913.88 | 区 | // |
| 4 | 北 谷 端 公 園 | 滝野川7-14-1 | 3,191.19 | 区 | (S18.3.27) S25.10.1 |
| 5 | 志 茂 町 公 園 | 志茂1-5-1 | 2,601.55 | 国・区 | (S18.4.28) |
| 6 | 島 下 公 園 | 赤羽西6-10-12 | 3,396.48 | 区 | (S26.10.30) S27.4.1 |
| 7 | 袋 町 公 園 | 赤羽北3-11-10 | 7,163.17 | 都・区 | (S26.11.1) S27.4.1 |
| 8 | 王 子 本 町 公 園 | 王子本町2-29-8 | 1,739.61 | 区 | S28.9.1 |
| 9 | 柳 田 公 園 | 王子1-20-1 | 2,299.82 | 区 | (S26.11.1) S28.4.1 |
| 10 | 北 運 動 公 園 | 神谷2-47-6 | 24,446.36 | 区 | S30.6.1 |
| 11 | 王 子 駅 前 公 園 | 王子1-7-1 | 1,769.44 | 区 | S30.10.1 |
| 12 | 浮 間 北 公 園 | 浮間1-11-11 | 3,131.98 | 区 | S33.5.26 |
| 13 | 稲 付 公 園 | 赤羽西3-19-5 | 7,899.76 | 区 | S35.10.15 |
| 14 | 東 王 子 公 園 | 堀船2-19-18 | 718.31 | 私 | // |
| 15 | 西 ヶ 原 公 園 | 西ヶ原4-18-1 | 2,171.58 | 区 | // |
| 16 | 東 中 里 公 園 | 中里1-12-2 | 1,645.87 | 区 | // |
| 17 | 赤 羽 公 園 | 赤羽南1-14-17 | 11,532.85 | 区 | // |
| 18 | 浮 間 つ り 堀 公 園 | 浮間5-4-19 | 3,361.44 | 区 | // |
| 19 | 神 谷 南 公 園 | 神谷1-32-4 | 805.93 | 区 | S38.5.13 |
| 20 | 飛 鳥 山 公 園 | 王子1-1-3 | 73,788.38 | 国・区・JR | (M6.10.19) S40.4.1 |
| 21 | 堀 船 公 園 | 堀船2-10-5 | 3,004.82 | 区 | S35.10.15 |
| 22 | 新 荒 川 大 橋 緑 地 | 赤羽2-29先 | 91,718.07 | 国 | (S38.3.5) S40.4.1 |
| 23 | 豊 島 公 園 | 王子6-3-45 | 6,051.08 | 国 | S40.12.16 |
| 24 | 十 条 公 園 | 十条台2-5-13 | 2,486.25 | 国 | // |
| 25 | 赤 羽 東 公 園 | 赤羽1-43-1 | 778.85 | 区 | // |
| 26 | 田 端 台 公 園 | 田端1-28-23 | 3,387.17 | 区 | // |
| 27 | 田 端 新 町 公 園 | 田端新町1-22-1 | 1,671.37 | 区 | // |
| 28 | 桐 ヶ 丘 中 央 公 園 | 桐ヶ丘2-7-43 | 50,987.75 | 国・都・区 | S43.7.1 |
| 29 | 田 端 公 園 | 田端3-23-24 | 1,658.23 | 区 | S44.10.1 |
| 30 | 稲 付 西 山 公 園 | 西が丘3-10-3 | 8,265.19 | 国 | S45.6.26 |
| 31 | 中 十 条 公 園 | 中十条2-12-12 | 728.12 | 区 | S47.4.1 |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|------------|-------------------------------|-----------|------|-----------------------|
| 32 | 王子五丁目公園 | 王子5-17-26 | 1,908.11 | 都 | S47.7.1 |
| 33 | 志茂東公園 | 志茂3-46-8 | 2,727.50 | 都・区 | (S44.4.1) |
| 34 | 東豊島公園 | 豊島5-5-15 | 13,211.28 | 区 | S49.9.30 |
| 35 | 王子三丁目公園 | 王子3-23-33 | 984.70 | 都 | S50.4.1 |
| 36 | 名主の滝公園 | 岸町1-15-25 | 20,413.03 | 区 | (S35.11.2) S50.4.1 |
| 37 | 荒川赤羽緑地 | 赤羽3-29-22先 赤羽北1-22-22 先 | 53,312.81 | 国 | (S45.6.1) S50.4.1 |
| 38 | 王子六丁目公園 | 王子6-2-60 | 1,636.69 | 区 | S50.7.12 |
| 39 | 田端新町南むつみ公園 | 田端新町1-5-13 | 994.45 | // | // |
| 40 | 中央公園 | 十条台1-2-1外 | 79,243.30 | 国 | S51.4.1 |
| 41 | 堀船第2公園 | 堀船2-27-17 | 1,774.03 | 区 | // |
| 42 | 白山堀公園 | 堀船3-11-17 | 2,570.20 | 区 | // |
| 43 | 西が丘三ツ和公園 | 西が丘2-4-1 | 2,015.79 | 区 | S51.9.30 |
| 44 | 堀船第3公園 | 堀船2-22-3 | 1,235.48 | 区 | S51.12.9 |
| 45 | 赤羽三丁目公園 | 赤羽3-23-19 | 1,610.90 | 区 | S52.6.21 |
| 46 | 神谷堀公園 | 王子5-28 | 5,366.55 | 区 | S54.4.1 |
| 47 | 堀船一丁目公園 | 堀船1-15-9 | 1,283.32 | 区 | S55.4.1 |
| 48 | 音無さくら緑地 | 王子本町1-6先 | 3,529.61 | 国 | // |
| 49 | 音無こぶし緑地 | 滝野川4-29先 | 1,849.80 | 国 | // |
| 50 | 音無もみじ緑地 | 滝野川4-2先 | 6,271.04 | 国 | S56.4.1 |
| 51 | 新河岸川緑地 | 岩淵町41先 赤羽3-29先 | 8,637.16 | 都 | S58.4.25 |
| 52 | 浮間一丁目緑地 | 浮間1-8-1 | 3,874.33 | 都・区 | S58.7.11 |
| 53 | 音無けやき緑地 | 滝野川3-77-8 | 1,674.07 | 国 | S59.4.1 |
| 54 | 音無みずき緑地 | 滝野川4-8-10 | 102.71 | 国・区 | S59.12.22 |
| 55 | 赤羽台公園 | 赤羽台3-16-1 | 6,511.56 | 区 | S61.4.1 |
| 56 | 音無くぬぎ緑地 | 滝野川4-33-13 | 2,757.37 | 国 | S62.7.1 |
| 57 | 滝野川公園 | 西ヶ原2-1-8 | 15,837.06 | 国・区 | S62.10.5 |
| 58 | 音無かつら緑地 | 滝野川5-58-18 | 94.70 | 区 | S63.4.1 |
| 59 | 音無親水公園 | 王子本町1-1-1先 | 5,461.33 | 国・区 | S63.5.23 |
| 60 | 赤羽台四丁目公園 | 赤羽台4-17-46 | 4,521.06 | 区・JR | H4.4.1 |
| 61 | 赤羽緑道公園 | 赤羽台3-18-33 | 20,006.30 | 都・区 | // |
| 62 | 童橋公園 | 田端5-1-5 | 1,095.69 | 区 | H6.2.1 |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|---------------|-------------------|------------|-----|---------|
| 63 | 清水坂公園 | 十条仲原4-2-1 | 20,647.33 | 区 | H6.4.1 |
| 64 | 荒川赤羽桜堤緑地 | 赤羽3-29先 岩淵町41先 | 12,334.60 | 国 | // |
| 65 | 荒川岩淵関緑地 | 岩淵町23-45先 | 49,600.81 | 国 | H6.7.1 |
| 66 | 音無えのき緑地 | 滝野川4-9-17 | 831.52 | 国・区 | H8.4.1 |
| 67 | 荒川赤水門緑地 | 志茂5-41-82先 | 3,977.36 | 国 | // |
| 68 | 十条野鳥の森緑地 | 上十条1-22-30 | 1,031.72 | 区 | // |
| 69 | 豊島馬場遺跡公園 | 豊島8-27-1 | 2,839.97 | 区 | H11.4.1 |
| 70 | 赤羽自然観察公園 | 赤羽西5-2-34 | 54,020.20 | 国・区 | H11.4.1 |
| 71 | 新河岸東公園 | 浮間4-27-1 | 49,906.54 | 都 | H15.4.1 |
| 72 | 南橋公園 | 中十条1-1-15 | 520.32 | 国 | H17.4.1 |
| 73 | 王子四丁目公園 | 王子4-1-16 | 1,264.36 | 区 | // |
| 74 | 醸造試験所跡地公園 | 滝野川2-6-30 | 6,592.39 | 国・区 | H18.4.1 |
| 75 | 赤羽台さくら並木公園 | 赤羽台4-17-5 | 12,796.12 | 国・区 | H19.4.1 |
| 76 | 豊島五・六丁目公園 | 豊島6-11-12 | 1,500.00 | 区 | // |
| 77 | あすか緑地 | 豊島2-10先 | 3,470.14 | 国 | // |
| 78 | 栄町ふれあい公園 | 栄町33-2 | 1,575.43 | 区 | H20.4.1 |
| 79 | 赤羽スポーツの森公園 | 赤羽西5-2-32 | 35,919.73 | 国・区 | H22.4.1 |
| 80 | 志茂ゆりの木公園 | 志茂5-18-1 | 4,247.89 | 区 | // |
| 81 | 西ヶ原みんなの公園 | 西ヶ原4-51-62 | 21,878.00 | 区 | // |
| 82 | 志茂三丁目小柳川公園 | 志茂3-26-5 | 2,674.80 | 区 | H24.7.1 |
| 83 | 豊島四丁目リバーサイド公園 | 豊島4-18-4 | 1,432.13 | 区 | R2.3.7 |
| 計 | 83カ所 | | 895,152.28 | | |

(令和2年4月1日現在)

北 区 立 児 童 遊 園

| 番 号 | 園 名 | 所 在 地 | 面 積 (㎡) | 所 有 | 開園年月日 |
|-----|-------------|------------|----------|-----|-----------|
| 1 | 神谷三丁目児童遊園 | 神谷3-16-18 | 390.10 | 都 | S23.3.31 |
| 2 | 豊島八幡児童遊園 | 豊島2-19-15 | 653.17 | 国 | // |
| 3 | 王子三丁目児童遊園 | 王子3-24-1 | 2,420.87 | 国 | S26.3.31 |
| 4 | 赤羽南二丁目児童遊園 | 赤羽南2-7-6 | 1,121.84 | 都・区 | // |
| 5 | 鶴ヶ丘児童遊園 | 赤羽西4-6-5 | 528.31 | 国 | // |
| 6 | 上田端児童遊園 | 田端4-18-1 | 326.15 | 私 | S27.3.6 |
| 7 | 四本木児童遊園 | 滝野川3-61-8 | 689.77 | 都 | S27.7.31 |
| 8 | 八幡山児童遊園 | 中十条4-15-24 | 3,494.36 | 区 | S31.9.15 |
| 9 | 船方児童遊園 | 堀船4-13-28 | 1,535.08 | 国・区 | S31.12.25 |
| 10 | 西が丘二丁目児童遊園 | 西が丘2-14-3 | 220.10 | 区 | S34.11.28 |
| 11 | 赤羽三和児童遊園 | 赤羽西4-27-27 | 1,071.76 | 都 | S37.3.5 |
| 12 | 豊島四丁目児童遊園 | 豊島4-17-9 | 757.84 | 区 | S37.12.20 |
| 13 | 豊島七丁目北児童遊園 | 豊島7-24-4 | 587.62 | 都・区 | S39.2.11 |
| 14 | 志茂三丁目児童遊園 | 志茂3-18-3 | 328.64 | 区 | S41.10.5 |
| 15 | 赤羽北一丁目児童遊園 | 赤羽北1-10-8 | 1,272.87 | 国・区 | S43.7.1 |
| 16 | 滝野川馬場児童遊園 | 滝野川2-30-29 | 780.45 | 都 | S44.4.1 |
| 17 | 田端新町一丁目児童遊園 | 田端新町1-17-8 | 989.45 | 区 | // |
| 18 | 堀船四丁目児童遊園 | 堀船4-4-21 | 566.94 | 区 | // |
| 19 | 赤羽北二丁目児童遊園 | 赤羽北2-34-6 | 633.12 | 区 | // |
| 20 | 堀船四丁目西児童遊園 | 堀船4-4-35 | 246.67 | 国・区 | S44.10.1 |
| 21 | 大原児童遊園 | 滝野川1-78-8 | 331.62 | 区 | S45.6.26 |
| 22 | 西が丘児童遊園 | 西が丘2-22-11 | 271.74 | 区 | // |
| 23 | 赤羽台三丁目児童遊園 | 赤羽台3-21-35 | 250.85 | 区 | // |
| 24 | 堀船二丁目児童遊園 | 堀船2-25-13 | 440.93 | 都 | S45.6.30 |
| 25 | 赤羽北児童遊園 | 赤羽北1-5-4 | 236.18 | 区 | // |
| 26 | 王子六丁目児童遊園 | 王子6-2-60 | 787.05 | 国 | S45.12.15 |
| 27 | 栄町南児童遊園 | 栄町7-12 | 243.70 | 都 | S47.7.1 |
| 28 | 栄町北児童遊園 | 栄町24-12 | 204.55 | 都 | // |
| 29 | 上中里二丁目児童遊園 | 上中里2-13-15 | 307.73 | 都 | // |
| 30 | 東十条五丁目児童遊園 | 東十条5-13-2 | 363.92 | 区 | // |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|--------------|-------------|----------|-----|-----------|
| 31 | 赤羽三丁目児童遊園 | 赤羽3-26-8 | 720.40 | 区 | // |
| 32 | 中十条三丁目児童遊園 | 中十条3-7-1 | 364.64 | 区 | S48.3.31 |
| 33 | 西ヶ原三丁目児童遊園 | 西ヶ原3-19-8 | 308.05 | 区 | S48.6.23 |
| 34 | 宮堀児童遊園 | 神谷1-6-21先 | 269.48 | 国・区 | // |
| 35 | 堀船三丁目児童遊園 | 堀船3-1-16 | 1,245.85 | 都・区 | S49.6.19 |
| 36 | 堀船一丁目児童遊園 | 堀船1-5-6 | 373.61 | 区 | S50.4.1 |
| 37 | 志茂五丁目児童遊園 | 志茂5-39-3 | 323.89 | 区 | // |
| 38 | 上中里一丁目児童遊園 | 上中里1-38-1 | 226.37 | 私 | S50.7.12 |
| 39 | 滝野川五丁目児童遊園 | 滝野川5-42-32 | 431.45 | 私 | // |
| 40 | 岸町二丁目児童遊園 | 岸町2-5-16 | 326.23 | 区 | // |
| 41 | 十条仲原一丁目児童遊園 | 十条仲原1-21-10 | 333.37 | 区 | // |
| 42 | 旧古河庭園児童遊園 | 西ヶ原1-27-3 | 321.90 | 国 | S52.4.1 |
| 43 | 豊島七丁目児童遊園 | 豊島7-31-1 | 826.00 | 区 | S52.6.21 |
| 44 | 豊島八丁目児童遊園 | 豊島8-33-11 | 451.53 | 区 | S52.10.1 |
| 45 | 赤羽北三丁目児童遊園 | 赤羽北3-18-8 | 794.31 | 区 | S53.6.30 |
| 46 | 西が丘一丁目児童遊園 | 西が丘1-44-7 | 696.51 | 都・区 | S53.12.13 |
| 47 | 赤羽西六丁目児童遊園 | 赤羽西6-3-10 | 489.86 | 区 | S54.4.1 |
| 48 | 西が丘南児童遊園 | 西が丘2-15-10 | 354.92 | 区 | // |
| 49 | 浮間中央児童遊園 | 浮間3-34-21 | 709.62 | 区 | // |
| 50 | 西ヶ原一丁目児童遊園 | 西ヶ原1-9-4 | 350.49 | 区 | // |
| 51 | 堀船三丁目西児童遊園 | 堀船3-16-3 | 424.93 | 都 | S56.4.1 |
| 52 | 滝野川三丁目児童遊園 | 滝野川3-80-3 | 699.65 | 区 | // |
| 53 | 十条仲原二丁目児童遊園 | 十条仲原2-15-14 | 53.31 | 都 | S56.12.14 |
| 54 | 東田端二丁目児童遊園 | 東田端2-13-7 | 565.91 | 都 | S57.10.1 |
| 55 | 昭和町児童遊園 | 昭和町3-9-10 | 1,191.54 | 区 | S58.4.1 |
| 56 | 豊島四丁目南児童遊園 | 豊島4-14-1 | 266.65 | 区 | // |
| 57 | 志茂五丁目東児童遊園 | 志茂5-21-12 | 273.02 | 都 | S58.12.12 |
| 58 | 浮間一丁目児童遊園 | 浮間1-7-13 | 1,037.81 | 都 | // |
| 59 | 西ヶ原二丁目児童遊園 | 西ヶ原2-19-11 | 700.42 | 区 | S59.4.1 |
| 60 | 赤羽北三丁目第一児童遊園 | 赤羽北3-14-6 | 806.10 | 都 | // |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|---------------|------------|----------|-------|---------|
| 61 | 浮間二丁目東児童遊園 | 浮間2-2-5 | 605.68 | 都 | S59.7.1 |
| 62 | 浮間二丁目西児童遊園 | 浮間2-26-44 | 1,645.71 | 都 | // |
| 63 | 王子五丁目児童遊園 | 王子5-2-13 | 1,077.72 | 公団 | // |
| 64 | 浮間三丁目児童遊園 | 浮間3-24-14 | 728.85 | 区 | S62.4.1 |
| 65 | 袋 児 童 遊 園 | 赤羽北2-22-10 | 832.13 | 公団 | // |
| 66 | 栄町西児童遊園 | 栄町40-2先 | 323.65 | JR東日本 | // |
| 67 | 東十条一丁目高架下児童遊園 | 東十条1-7先 | 621.23 | JR東日本 | // |
| 68 | 東十条二丁目高架下児童遊園 | 東十条2-1-14 | 464.98 | JR東日本 | // |
| 69 | 地蔵坂下児童遊園 | 東十条3-18-44 | 106.97 | JR東日本 | S63.4.1 |
| 70 | 北赤羽駅高架下児童遊園 | 浮間3-1-51 | 761.19 | JR東日本 | // |
| 71 | 浮間三丁目高架下児童遊園 | 浮間3-32-3 | 605.37 | JR東日本 | // |
| 72 | 浮間四丁目高架下児童遊園 | 浮間4-1-9 | 568.04 | JR東日本 | // |
| 73 | 志茂四丁目児童遊園 | 志茂4-46-6 | 1,322.44 | 区 | H3.4.1 |
| 74 | 滝野川菊谷児童遊園 | 滝野川6-43-1 | 468.71 | 区 | H4.4.1 |
| 75 | 中里三丁目児童遊園 | 中里3-22-9 | 1,472.05 | 区 | H5.11.1 |
| 76 | ちんちん山児童遊園 | 岸町2-1-11先 | 745.90 | 都 | H6.4.1 |
| 77 | 中十条一丁目児童遊園 | 中十条1-20-9 | 437.45 | 区 | H7.2.1 |
| 78 | 志茂五丁目南児童遊園 | 志茂5-4-11 | 328.80 | 区 | H7.4.1 |
| 79 | 神谷三丁目南児童遊園 | 神谷3-37-4 | 360.13 | 区 | // |
| 80 | 十条仲原四丁目児童遊園 | 十条仲原4-10-5 | 384.91 | 区 | // |
| 81 | 東十条南児童遊園 | 東十条1-2-1 | 1,477.47 | 都 | H9.4.1 |
| 82 | 八幡通り児童遊園 | 滝野川5-10-1 | 898.77 | 区 | // |
| 83 | 田端西台児童遊園 | 田端5-14-1 | 380.33 | 区 | // |
| 84 | 豊島七丁目南児童遊園 | 豊島7-4-1 | 743.90 | 区 | H10.4.1 |
| 85 | 上中里三丁目児童遊園 | 上中里3-12-4 | 616.69 | 区 | H11.4.1 |
| 86 | 神谷一丁目児童遊園 | 神谷1-5-11 | 313.22 | 区 | H13.4.1 |
| 87 | 上十条四丁目児童遊園 | 上十条4-17-2 | 451.91 | 区 | H15.4.1 |
| 88 | こはら児童遊園 | 滝野川5-1先 | 328.70 | 私・豊島区 | H16.4.1 |
| 89 | 赤羽西六丁目第二児童遊園 | 赤羽西6-38-4 | 370.88 | 区 | H17.4.1 |
| 90 | 赤羽西六丁目第三児童遊園 | 赤羽西6-8-1 | 493.06 | 区 | // |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 | 開園年月日 |
|----|--------------|-------------|-----------|----|----------|
| 91 | 昭和町ふれあい児童遊園 | 昭和町 1-5-14 | 644.92 | 区 | H25.4.1 |
| 92 | 志茂四わかば児童遊園 | 志茂 4-31-1 | 1,103.26 | 区 | H28.4.1 |
| 93 | 北園児童遊園 | 北赤羽 3-6-1 | 646.35 | 区 | H29.3.1 |
| 94 | 堀船一丁目いこい児童遊園 | 堀船 1-23-1 | 628.77 | 区 | H29.5.19 |
| 95 | 上一ふれあい児童遊園 | 上十条 1-16-15 | 524.60 | 区 | H30.4.1 |
| 96 | 谷戸さんさん児童遊園 | 西ヶ原 3-59-16 | 925.60 | 区 | H31.3.16 |
| 97 | 道音坂児童遊園 | 滝野川 1-32-2 | 564.02 | 区 | R2.4.6 |
| 98 | 田端二丁目児童遊園 | 田端 2-6-15 | 487.75 | 区 | R2.4.1 |
| 計 | 98カ所 | | 63,453.31 | | |

(令和2年4月1日現在)

遊 び 場

| 番号 | 遊び場名 | 所在地 | 面積 (㎡) | 所有 |
|----|-------------|-------------|-----------|----|
| 1 | 中里台遊び場 | 中里 3-10-1 | 836.84 | 都 |
| 2 | 稲付遊び場 | 赤羽西 1-24-24 | 134.00 | 区 |
| 3 | 堀船緑地(仮称)遊び場 | 堀船 3-1先 | 2,554.14 | 国 |
| 4 | 豊島三丁目遊び場 | 豊島 3-7 | 1,462.02 | 区 |
| 5 | 上十条五丁目遊び場 | 上十条 5-4-2 | 314.73 | 区 |
| 6 | 赤羽諏訪緑地 | 赤羽北 2-3-1 | 2,716.57 | 区 |
| 7 | 王子一丁目遊び場 | 王子 1-13-10 | 281.82 | 私 |
| 8 | 王子五丁目遊び場 | 王子 5-22-3 | 123.15 | 区 |
| 9 | 上十条五丁目東緑地 | 上十条 5-3-1 | 437.77 | 区 |
| 10 | 上中里二丁目遊び場 | 上中里 2-2先外 | 2,273.97 | 区 |
| 11 | 豊島八丁目遊び場 | 豊島 8-30-20 | 2,500.00 | 区 |
| 12 | 紅葉遊び場 | 滝野川 3-78-3 | 266.76 | 区 |
| 13 | 豊島五丁目遊び場 | 豊島 5-6-1 | 7,940.00 | 区 |
| 14 | 堀船一丁目高架下遊び場 | 堀船 1-7先 | 1,085.27 | 独法 |
| 15 | 宮元遊び場 | 滝野川 5-24-3 | 136.22 | 私 |
| 計 | 15カ所 | | 23,063.26 | |

(令和2年4月1日現在)

ま ち か ど 広 場

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 面 積(m ²) | 所 有 | 設置年度 |
|----|----------------------------|------------|----------------------|-----|------|
| 1 | 権 現 坂 | 岸町1-4 | 42.82 | 区有地 | S61 |
| 2 | 西ヶ原三丁目 | 西ヶ原3-41 | 123.49 | 区有地 | S62 |
| 3 | 名 主 の 滝 | 岸町1-15 | 88.47 | 区有地 | H 元 |
| 4 | 西ヶ原三丁目南 | 西ヶ原3-32-9 | 89.71 | 区有地 | H 2 |
| 5 | ゲ ー テ 記 念 館 前 | 西ヶ原2-36-2 | 81.66 | 区有地 | 〃 |
| 6 | 上 十 条 二 丁 目 | 上十条2-14 | 100.75 | 区有地 | H 4 |
| 7 | 田 端 三 丁 目 ま ち か ど 広 場 | 田端3-13 | 33.02 | 区有地 | H 5 |
| 8 | 井 頭 ま ち か ど 広 場 | 岸町2-9-16 | 11.31 | 区有地 | H 6 |
| 9 | 王 子 二 丁 目 ま ち か ど 広 場 | 王子2-15-17 | 124.06 | 区有地 | H 9 |
| 10 | 上 十 条 四 丁 目 ま ち か ど 広 場 | 上十条4-1-1 | 85.76 | 区有地 | 〃 |
| 11 | 上三ふれあい広場 | 上十条3-8 | 117.36 | 区有地 | H10 |
| 12 | 岩 淵 か っ ぱ 広 場 | 岩淵町28 | 116.77 | 区有地 | 〃 |
| 13 | 上 四 虹 ひ ろ ば | 上十条4-12-14 | 116.19 | 区有地 | H13 |
| 14 | 上 三 ふ じ 広 場 | 上十条3-2-10 | 79.24 | 区有地 | H15 |
| 15 | 上 一 西 防 災 ふ れ あ い 広 場 | 上十条1-19-8 | 269.10 | 私有地 | 〃 |
| 16 | 上 四 み ん な の 広 場 | 上十条4-14-14 | 162.90 | 区有地 | H21 |
| 17 | 西 部 つ ど い 広 場 | 西ヶ原4-59-3 | 133.20 | 区有地 | H26 |
| 18 | 上 五 防 災 ふ れ あ い 広 場 | 上十条5-25-9 | 102.66 | 区有地 | H31 |
| 計 | 18カ所 | | 1,878.47 | | |

(令和2年4月1日現在)

公園便所

| 番号 | 園名 | | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|----|-------------------|---------------|------------|--------|-------|--------|----|----|----|-------------|
| | | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾝｸ | ｺﾝｸﾘｰﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 1 | 南谷端公園 | | 滝野川7-42-1 | 20.01 | | | | ○ | | ○ |
| 2 | 西中里公園 | | 中里2-15-1 | 26.40 | | | | ○ | | ○ |
| 3 | 東田端公園 | | 東田端2-5-18 | | | 11.62 | | ○ | | ○ |
| 4 | 北谷端公園 | | 滝野川7-14-1 | | | 24.77 | | ○ | | ○ |
| 5 | 豊島四丁目リバー サイド公園 | | 豊島4-18-4 | 13.66 | | | | ○ | | ○ |
| 6 | 志茂町公園 | | 志茂1-5-1 | 16.10 | | | | ○ | | ○ |
| 7 | 島下公園 | | 赤羽西6-10-12 | 14.89 | | | | ○ | | |
| 8 | 袋町公園 | | 赤羽北3-11-10 | 42.98 | | | | ○ | | ○ |
| 9 | 王子本町公園 | | 王子本町2-29-8 | 15.50 | | | | ○ | | ○ |
| 10 | 柳田公園 | | 王子1-20-1 | 31.47 | | | | ○ | | ○ |
| 11 | 北運動公園 | | 神谷2-47-6 | 34.47 | | | | ○ | | ○ |
| 12 | 王子駅前公園 | | 王子1-7-1 | 21.51 | | | | ○ | | ○ |
| 13 | 浮間北公園 | | 浮間1-11-11 | | 6.75 | | | ○ | | ○ |
| 14 | 稲付公園 | | 赤羽西3-19-5 | 21.14 | | | | ○ | | ○ |
| 15 | 東王子公園 | | 王子1-30-1 | | 21.84 | | | ○ | | ○ |
| 16 | 西ヶ原公園 | | 西ヶ原4-18-1 | | | 0.99 | | ○ | | |
| 17 | 東中里公園 | | 中里1-12-2 | 5.65 | | | | ○ | | ○ |
| 18 | 赤羽公園 | 西 | 赤羽南1-14-17 | 37.50 | | | | ○ | | ○ |
| 19 | 赤羽公園 | 東 | 赤羽南1-14-17 | 25.74 | | | | ○ | | ○ |
| 20 | 浮間つり堀公園 | | 浮間5-4-19 | 12.00 | | | | ○ | | |
| 21 | 神谷南公園 | | 神谷1-32-4 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 22 | 飛鳥山公園 | 東(児童 コーナー) | 王子1-1-3 | 26.17 | | | | ○ | | ○ |

| 号 | 園名 | | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|----|------------------|----------------|------------------|--------|-------|---------|-------|----|----|-------------|
| | | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾊﾞ | ｺﾝｸﾞﾘｯﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 23 | 飛鳥山公園 | 北 (歩道橋脇) | 王子 1-1-3 | 35.15 | | | | ○ | | ○ |
| 24 | 飛鳥山公園 | 中央 (噴水前) | 王子 1-1-3 | 42.00 | | | | ○ | | ○ |
| 25 | 飛鳥山公園 | 南 (博物館横) | 王子 1-1-3 | 43.20 | | | | ○ | | ○ |
| 26 | 堀船公園 | | 堀船 2-10-5 | 23.68 | | | | ○ | | ○ |
| 27 | 新荒川大橋緑地/ 野球場 | | 赤羽 3-29 先 | | | 12.96 | | ○ | ○ | ○ |
| 28 | 豊島公園 | 西(第2 ブロック) | 王子 6-3-45 | 30.00 | | | | ○ | | ○ |
| 29 | 豊島公園 | 東(第5 ブロック) | 王子 6-3-45 | 32.28 | | | | ○ | | |
| 30 | 十条公園 | | 十条台 2-5-13 | 21.76 | | | | ○ | | ○ |
| 31 | 赤羽東公園 | | 赤羽 1-43-1 | 13.68 | | | | ○ | | |
| 32 | 田端台公園 | | 田端 1-28-23 | 18.01 | | | | ○ | | ○ |
| 33 | 田端新町公園 | | 田端新町 1-22-18 | 18.69 | | | | ○ | | ○ |
| 34 | 桐ヶ丘中央公園 | 北A(ふれ あい館前) | 桐ヶ丘 2-7-43 | 22.01 | | | | ○ | | |
| 35 | 桐ヶ丘中央公園 | 北B (体育館前) | 桐ヶ丘 2-5 | 22.01 | | | | ○ | | |
| 36 | 桐ヶ丘中央公園 | 南 | 桐ヶ丘 1-8 | 28.05 | | | | ○ | | ○ |
| 37 | 田端公園 | | 田端 3-23-24 | 9.52 | | | | ○ | | |
| 38 | 稲付西山公園 | | 西が丘 3-10-3 | 36.40 | | | | ○ | | ○ |
| 39 | 中十条公園 | | 中十条 2-12-12 | | 8.16 | | | ○ | | |
| 40 | 王子五丁目公園 | | 王子 5-17-26 | 27.60 | | | | ○ | | ○ |
| 41 | 東豊島公園 | | 豊島 5-5-15 | 20.31 | | | | ○ | | |
| 42 | 名主の滝公園 | | 岸町 1-15-25 | | | | 14.90 | ○ | | |
| 43 | 荒川赤羽緑地/ サッカー場 | | 赤羽北 1-22-22-先 | | 3.00 | | | | ○ | |
| 44 | 王子六丁目公園 | | 王子 6-2-60 | | 5.76 | | | ○ | | |

| 番号 | 園名 | | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|----|------------|-----------|--------------|--------|--------|--------|----|----|----|-------------|
| | | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾊﾞﾌ | ｺﾝｸﾘｰﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 45 | 田端新町南むつみ公園 | | 田端新町 1-5-13 | | 8.16 | | | ○ | | ○ |
| 46 | 中央公園 | A(テニスコート) | 十条台 1-2-1 | 39.66 | | | | ○ | | ○ |
| 47 | 中央公園 | B(野球場B面) | 十条台 1-2-1 | | | 14.62 | | ○ | | ○ |
| 48 | 中央公園 | C(児童コーナー) | 十条台 1-2-1 | 14.26 | | | | ○ | | ○ |
| 49 | 中央公園 | D(流れ) | 十条台 1-2-1 | 14.26 | | | | ○ | | ○ |
| 50 | 中央公園 | E(拡張部) | 十条台 1-2-1 | 47.20 | | | | ○ | | ○ |
| 51 | 堀船第二公園 | | 堀船 2-27-17 | | | 5.70 | | ○ | | ○ |
| 52 | 白山堀公園 | | 堀船 3-11-17 | 12.51 | | | | ○ | | ○ |
| 53 | 西が丘三ツ和公園 | | 西が丘 2-4-1 | | 7.20 | | | ○ | | |
| 54 | 堀船第三公園 | | 堀船 2-22-3 | 12.86 | | | | ○ | | |
| 55 | 赤羽三丁目公園 | | 赤羽 3-23-19 | | | 11.62 | | ○ | | ○ |
| 56 | 神谷堀公園 | | 王子 5-21 先 | | 22.20 | | | ○ | | ○ |
| 57 | 堀船一丁目公園 | | 堀船 1-15-9 | | | 11.62 | | ○ | | ○ |
| 58 | 音無こぶし緑地 | | 滝野川 4-29 先 | | | 6.50 | | ○ | | ○ |
| 59 | 音無もみじ緑地 | | 滝野川 4-2 先 | 11.95 | | | | ○ | | ○ |
| 60 | 新河岸川緑地 | | 赤羽 3-29 | | | 3.20 | | ○ | | |
| 61 | 浮間一丁目緑地 | | 浮間 1-8-1 | | | 11.62 | | ○ | | ○ |
| 62 | 音無けやき緑地 | | 滝野川 3-77-8 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 63 | 赤羽台公園 | | 赤羽台 3-16-1 | | 9.93 | | | ○ | | |
| 64 | 滝野川公園 | | 西ヶ原 2-1-8 | 16.65 | | | | ○ | | ○ |
| 65 | 音無親水公園 | | 王子本町 1-1-1 先 | 27.24 | | | | ○ | | ○ |
| 66 | 赤羽台四丁目公園 | | 赤羽台 4-17-46 | | | 8.54 | | ○ | | ○ |

| 番号 | 園名 | | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|----|------------|--------------|------------|--------|-------|--------|----|----|----|-------------|
| | | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾝｸ | ｺﾝｸﾘｰﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 67 | 赤羽緑道公園 | A (パークブリッジ西) | 赤羽台3-21-33 | | | 15.76 | | ○ | | ○ |
| 68 | 赤羽緑道公園 | B (赤羽西ブロック) | 赤羽台3-21-33 | 6.76 | | | | ○ | | ○ |
| 69 | 童橋公園 | | 田端5-1-5 | 5.59 | | | | ○ | | |
| 70 | 清水坂公園 | 中央(ピシターセンター) | 十条仲原4-2-1 | 42.00 | | | | ○ | | ○ |
| 71 | 清水坂公園 | 東 | 十条仲原4-2-1 | 33.76 | | | | ○ | | |
| 72 | 清水坂公園 | 西 | 十条仲原4-2-1 | | 7.04 | | | ○ | | |
| 73 | 荒川岩淵閑緑地 | | 岩淵町23-45先 | | | 14.09 | | ○ | ○ | ○ |
| 74 | 十条野鳥の森緑地 | | 上十条1-22-30 | | 5.76 | | | ○ | | ○ |
| 75 | 南橋公園 | | 中十条1-1-5 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 76 | 豊島馬場遺跡公園 | | 豊島8-27-1 | 40.42 | | | | ○ | | ○ |
| 77 | 赤羽自然観察公園 | 管理棟 | 赤羽西5-2-34 | 72.00 | | | | ○ | | ○ |
| 78 | 赤羽自然観察公園 | 東門 | 赤羽西5-2-34 | | 7.10 | | | ○ | | ○ |
| 79 | 王子四丁目公園 | | 王子4-1-16 | | 6.50 | | | ○ | | ○ |
| 80 | 醸造試験所跡地公園 | | 滝野川2-6-30 | 15.52 | | | | ○ | | ○ |
| 81 | 新河岸東公園 | | 浮間4-27-1 | 36.35 | | | | ○ | | ○ |
| 82 | 豊島五・六丁目公園 | | 豊島6-11-12 | 22.47 | | | | ○ | | ○ |
| 83 | あすか緑地 | | 豊島2-10先 | 17.44 | | | | ○ | | ○ |
| 84 | 赤羽台さくら並木公園 | | 赤羽台4-17-5 | 24.01 | | | | ○ | | ○ |
| 85 | 栄町ふれあい公園 | | 栄町33-2 | 13.31 | | | | ○ | | ○ |
| 86 | 赤羽スポーツの森公園 | 南 | 赤羽西5-2-32 | 71.58 | | | | ○ | | ○ |
| 87 | 赤羽スポーツの森公園 | 北 | 赤羽西5-2-32 | 71.58 | | | | ○ | | ○ |
| 88 | 西ヶ原みんなの公園 | 南 | 西ヶ原4-51-62 | 46.92 | | | | ○ | | ○ |

| 番号 | 園名 | | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|------------|-------------|---|-------------|----------|--------|---------|-------|----|----|-------------|
| | | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾝｸ | ｺﾝｸﾞﾘｯﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 89 | 西ヶ原みんなの公園 | 北 | 西ヶ原 4-51-62 | 22.10 | | | | ○ | | ○ |
| 90 | 志茂ゆりの木公園 | | 志茂 5-18-1 | 14.96 | | | | ○ | | ○ |
| 91 | 志茂三丁目小柳川公園 | | 志茂 3-26-5 | 25.63 | | | | ○ | | ○ |
| 公園トイレ (小計) | | | | 1,588.53 | 129.48 | 153.61 | 14.90 | 90 | 3 | 68 |
| 92 | 豊島八幡児童遊園 | | 豊島 2-19-15 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 93 | 王子三丁目児童遊園 | | 王子 3-24-1 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 94 | 赤羽南二丁目児童遊園 | | 赤羽南 2-7-6 | 9.95 | | | | ○ | | ○ |
| 95 | 鶴ヶ丘児童遊園 | | 赤羽西 4-6-5 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 96 | 上田端児童遊園 | | 田端 4-18-1 | | | 0.88 | | ○ | | |
| 97 | 四本木児童遊園 | | 滝野川 3-61-8 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 98 | 船方児童遊園 | | 堀船 4-13-28 | | | 5.14 | | ○ | | |
| 99 | 赤羽三和児童遊園 | | 赤羽西 4-27-27 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 100 | 豊島四丁目児童遊園 | | 豊島 4-17-9 | | | 4.66 | | ○ | | ○ |
| 101 | 豊島七丁目北児童遊園 | | 豊島 7-24-4 | 4.26 | | | | ○ | | ○ |
| 102 | 志茂三丁目児童遊園 | | 志茂 3-18-3 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 103 | 赤羽北一丁目児童遊園 | | 赤羽北 1-10-8 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 104 | 滝野川馬場児童遊園 | | 滝野川 2-30-29 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 105 | 田端新町一丁目児童遊園 | | 田端新町 1-17-8 | | | 2.10 | | ○ | | |
| 106 | 堀船四丁目児童遊園 | | 堀船 4-4-21 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 107 | 赤羽北二丁目児童遊園 | | 赤羽北 2-34-6 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 108 | 大原児童遊園 | | 滝野川 1-78-8 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 109 | 上中里二丁目児童遊園 | | 上中里 2-13-15 | | | 1.16 | | ○ | | |
| 110 | 赤羽三丁目児童遊園 | | 赤羽 3-26-8 | | 8.60 | | | ○ | | |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ |
|-----|-------------------|--------------|--------|-------|--------|----|----|----|-------------|
| | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾝｸ | ｺﾝｸﾘｰﾄ | 木造 | 水洗 | 汲取 | |
| 111 | 宮堀児童遊園 | 神谷 1-6-21 先 | | 5.61 | | | ○ | | |
| 112 | 堀船一丁目児童遊園 | 堀船 1-5-6 | | 5.31 | | | ○ | | |
| 113 | 滝野川五丁目児童遊園 | 滝野川 5-42-32 | | 4.80 | | | ○ | | |
| 114 | 十条仲原一丁目児童遊園 | 十条仲原 1-21-10 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 115 | 豊島七丁目児童遊園 | 豊島 7-31-1 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 116 | 豊島八丁目児童遊園 | 豊島 8-33-11 | | | 1.12 | | ○ | | |
| 117 | 西が丘一丁目児童遊園 | 西が丘 1-44-7 先 | | | 5.86 | | ○ | | ○ |
| 118 | 堀船三丁目西児童遊園 | 堀船 3-16-3 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 119 | 東田端二丁目児童遊園 | 東田端 2-13-7 | | | 1.27 | | ○ | | |
| 120 | 昭和町児童遊園 | 昭和町 3-9-10 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 121 | 浮間一丁目児童遊園 | 浮間 1-7-13 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 122 | 西ヶ原二丁目児童遊園 | 西ヶ原 2-19-11 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 123 | 赤羽北三丁目第一児童遊園 | 赤羽北 3-14-6 | | 8.40 | | | ○ | | |
| 124 | 浮間二丁目東児童遊園 | 浮間 2-2-5 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 125 | 浮間二丁目西児童遊園 | 浮間 2-26-44 | | 8.65 | | | ○ | | |
| 126 | 王子五丁目児童遊園 | 王子 5-2-13 | | | 10.16 | | ○ | | ○ |
| 127 | 浮間三丁目児童遊園 | 浮間 3-24-14 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 128 | 袋児童遊園 | 赤羽北 2-22-10 | | 5.76 | | | ○ | | |
| 129 | 栄町西児童遊園 | 栄町 40-2 先 | | 5.31 | | | ○ | | |
| 130 | 東十条一丁目 高架下児童遊園 | 東十条 1-7-3 先 | | 4.80 | | | ○ | | |
| 131 | 北赤羽駅高架下児童遊園 | 浮間 3-1-51 | | 16.80 | | | ○ | | ○ |
| 132 | 浮間三丁目高架下 児童遊園 | 浮間 3-32-3 | | 4.80 | | | ○ | | |

| 番号 | 園名 | 所在地 | 構造 (㎡) | | | | 処理 | | だれでも トイレ | |
|--------------|------------------|-----|-----------|----------|--------|--------|-------|-----|-------------|----|
| | | | 鉄筋 | ﾌﾟﾗﾊﾞ | ｺﾝｸﾞ | 木造 | 水洗 | 汲取 | | |
| 133 | 浮間四丁目高架下 児童遊園 | | 浮間4-1-9 | | 4.80 | | | ○ | | |
| 134 | 志茂四丁目児童遊園 | | 志茂4-46-4 | | 4.49 | | | ○ | | |
| 135 | 中里三丁目児童遊園 | | 中里3-22-9 | | | 3.88 | | ○ | | |
| 136 | ちんちん山児童遊園 | | 岸町2-1-11先 | | | 1.95 | | ○ | | |
| 137 | 中十条一丁目児童遊園 | | 中十条1-20-9 | | | 4.49 | | ○ | | |
| 138 | 志茂五丁目南児童遊園 | | 志茂5-4-11 | | | 2.24 | | ○ | | |
| 139 | 神谷三丁目南児童遊園 | | 神谷3-37-4 | | | 1.95 | | ○ | | |
| 140 | 八幡通り児童遊園 | | 滝野川5-10-1 | | 1.95 | | | ○ | | ○ |
| 141 | 東十条南児童遊園 | | 東十条1-2-1 | | 1.95 | | | ○ | | |
| 142 | 田端西台児童遊園 | | 田端5-14-1 | | 2.48 | | | ○ | | |
| 143 | 豊島七丁目南児童遊園 | | 豊島7-4-1 | | 7.10 | | | ○ | | |
| 144 | 上中里三丁目児童遊園 | | 上中里3-12-4 | | | 2.90 | | ○ | | |
| 145 | 神谷一丁目児童遊園 | | 神谷1-5-11 | | 2.99 | | | ○ | | |
| 146 | 上十条四丁目児童遊園 | | 上十条4-17-4 | | | 1.54 | | ○ | | |
| 147 | こはら児童遊園 | | 滝野川5-1 | | 2.16 | | | ○ | | |
| 148 | 昭和町ふれあい児童遊園 | | 昭和町1-5-14 | | | 7.50 | | ○ | | ○ |
| 149 | 志茂四わかば児童遊園 | | 志茂4-31-1 | | | 10.29 | | ○ | | ○ |
| 150 | 北園児童遊園 | | 北赤羽3-6-1 | | | 6.01 | | ○ | | ○ |
| 151 | 田端二丁目児童遊園 | | 田端2-6-15 | | | 5.41 | | ○ | | ○ |
| 児童遊園トイレ (小計) | | | | 14.21 | 183.80 | 80.51 | 0.00 | 60 | 0 | 11 |
| 152 | 豊島三丁目遊び場 | | 豊島3-7 | | 4.80 | | | ○ | | |
| 153 | 上中里二丁目広場 | | 上中里2-19 | | 6.76 | | | ○ | | ○ |
| 遊び場トイレ (小計) | | | | 0.00 | 11.56 | 0.00 | 0.00 | 2 | 0 | 1 |
| 総計 (153カ所) | | 面積 | 2,184.62 | 1,602.72 | 324.84 | 234.12 | 14.90 | 152 | 3 | 80 |

(令和2年4月1日現在)

駅 前 公 衆 便 所

| 番号 | 園 名 | 所 在 地 | 構 造 | | | 処 理 | | だ れ で も ト イ レ |
|----|---------------|------------|--------|------|-------|-----|----|---------------------------------|
| | | | 鉄筋㎡ | 木造㎡ | ユニット㎡ | 水洗 | 汲取 | |
| 1 | 王 子 駅 前 | 王子1-10先 | 34.57 | | | ○ | | ○ |
| 2 | 東 十 条 駅 (北) | 東十条4-1-10 | 42.92 | | | ○ | | ○ |
| 3 | 東 十 条 駅 (南) | 中十条2-9-22 | 18.50 | | | ○ | | |
| 4 | 赤 羽 駅 東 口 | 赤羽1-1先 | 36.38 | | | ○ | | ○ |
| 5 | 新 荒 川 大 橋 際 | 岩淵町23先 | | | 3.98 | ○ | | |
| 6 | 田 端 駅 前 | 田端1-21先 | 43.15 | | | ○ | | ○ |
| 7 | 尾 久 駅 前 | 昭和町1-2-17 | 24.96 | | | ○ | | ○ |
| 8 | 王 子 五 丁 目 | 王子5-2先 | | | 17.15 | ○ | | ○ |
| 9 | 東 十 条 駅 高 架 下 | 東十条2-16-15 | 14.96 | | | ○ | | |
| 10 | 新 田 端 大 橋 下 | 東田端1-17先 | 19.23 | | | ○ | | ○ |
| 11 | 板 橋 駅 前 | 滝野川7-3先 | | | 4.59 | ○ | | |
| 12 | 北 赤 羽 駅 前 | 赤羽北2-25 | 19.49 | | | ○ | | ○ |
| 13 | 上 中 里 駅 前 | 上中里1-47先 | 14.10 | | | ○ | | ○ |
| 計 | 13カ所 | | 286.26 | 0.00 | 25.72 | 13 | 0 | 9 |

(令和2年4月1日現在)

令和2年度 事務事業の概要と現況
(まちづくり部・土木部)

令和2年5月発行

刊行物登録番号
2-1-020

東京都北区まちづくり部都市計画課
発行 東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 (03-3908-9152)